

M3

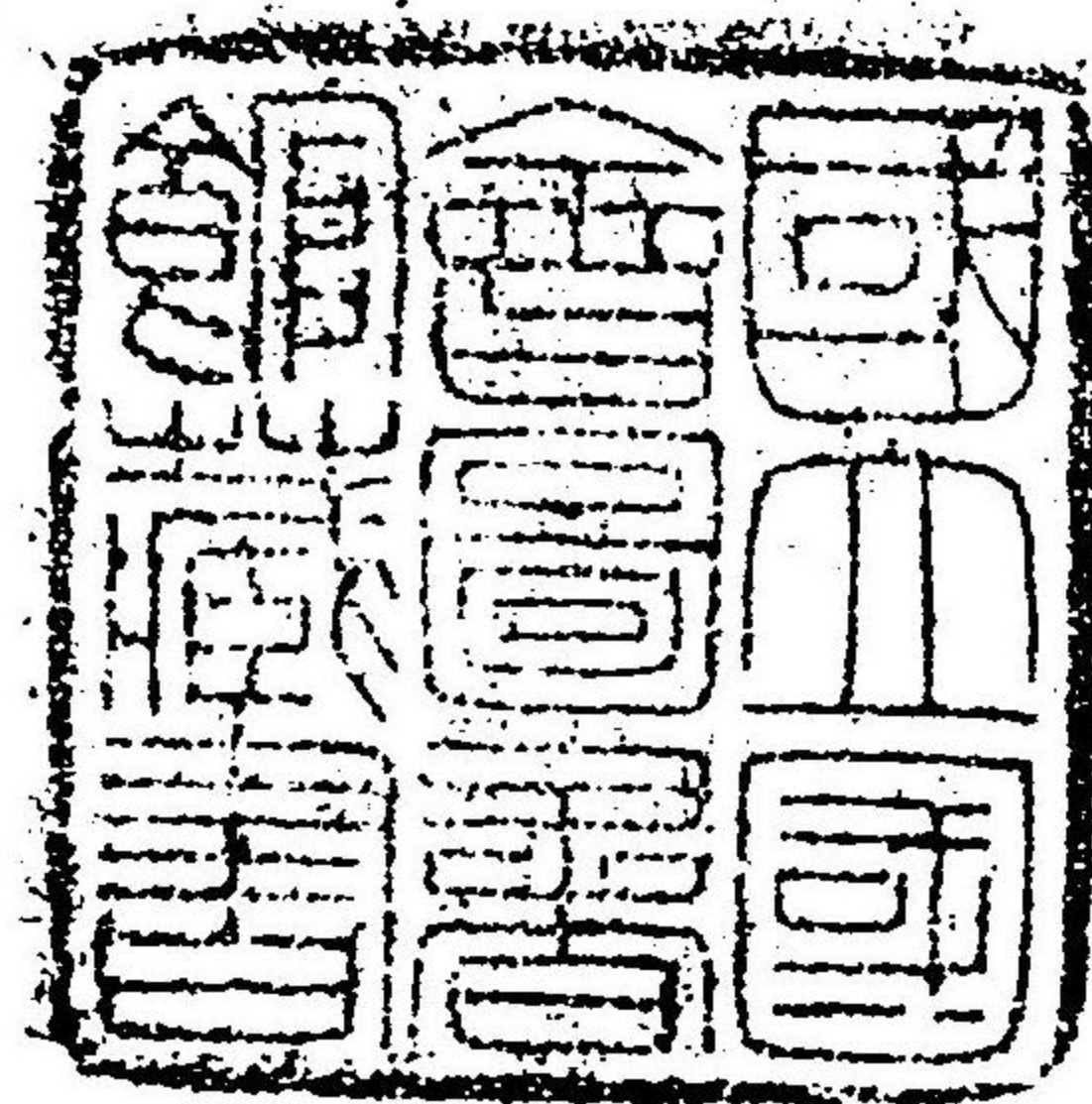
巽 來治郎著



極東近時外交史

早稻田大學出版部藏版

319.2
Ta957a



513370

序

列強口を開けば則ち平和を説き、而かも其手は即ち武備の擴大に急なり、平和の背後には武裝あるを要す、武裝なき平和は脆きこと紙の如し、平和の紙を破るものは、常に最も平和を口にすものゝ手なり。

日露戦役を経て世界の大局は一段落を畫したり、然れども英佛露の歐洲に於ける、日・英・佛露の極東に於ける、其關係は一方獨逸に、他方米國に、或は一團としての米獨に、對抗の狀況を現出したるは、武裝的平和の下に在て、極東政局を談するものゝ深慮せざるべからざるの事たり。而して之れが資料としては日清、北清日露の三大役の結果を知るより良きはなし。本史は此意味

序

に於て其大體に通ずるの捷徑を示すものなり。

明治四十三年九月

著者識す

凡例

一、外國文に依て成れる此種の著書にありては、其註記及援用に必要なる材料の大部分は、本文と同頁に併刷せられ、唯字形の大小を分つのみにて讀者に至便なるは勿論なるが、日本文にありては此形式に據るを得ず、之を附録と爲すを常とすれども、本史は其衷を折し、或は章末に、或は節末に、之を註記し一に其讀者に便ならんことを努めたり。

二、日露戦役の結果として生したる一事項のみにて、之を詳叙せば一千頁以上に渉るべきものあり、例へは日韓關係の顛末の如き其一なり。日清、北清、日露の三大役と之れが結果の全豹を僅々一千頁内に紀述し、其精を窮め細を盡す能はざるは

著者の遺憾とする所なれども、本史に依りて極東近時外交の起伏旋轉の状況を概悉するを得へきは著者の信する所なり。
三、公文中(……)とあるは著者の挿註なり。
四、本史載録する所の公文は一も秘密に渉るものを包含せず、他の重要な公文公開は之を他日に待たさるべからず。

著者識す

極東近時外交史目次

總論

第一編 最近に於ける極東全政局の原因

遠因……上……………五

第一章 日清戦役の原因……………五

第一節 戦争の遠因……………五

第二節 戦争の近因……………二〇

第三節 戦争の最近因……………三〇

其一 知照公文の上に現はれたる屬邦論……………三〇

其二 日清兩國出兵後に於ける状況……………三四

其三 朝鮮内政共同改革の提案……外交の一轉機……………三八

其四 朝鮮政府に對する外交……二大綱の實行初期の……………

狀況……………四五

其五 英露の兩面的調停……………四八

其六 英露調停の不成立より生したる日清間の關係……………
 ……朝鮮に對する二大綱の發展…英露の第二次調停
 ……事局の破裂……………五一

其七 抗敵働作の開始…日清兩國實力の接觸……………六一

第四節 宣戰布告……………六二

第五節 局外中立……………六七

**第二章 開戰以後及戰爭終了以後に於ける
 外交關係……………九四**

第一節 戰爭の經過……………九四

第二節 戰況に隨伴せる諸狀況……………九六

其一 清國政府内部の狀況……………九七

其二 清國政府講和意志の發動…第三國の態度……………

第一次清國講和使來派に至るまでの狀況……………九九

其三 廣島に於ける兩國全權の會合…講和談判の
 不調……………一二二

第三節 講和談判……………一二一

其一 第一次講和使拒絕以後に於ける狀況……………一二一

其二 講和談判の開始……………一二九

其三 李全權の遭難…無條件休戰……………一三六

其四 講和談判の續行……………一三八

其五 講和條約の調印……………一八二

第四節 三國干渉及講和條約批准交換……………二〇四

其一 三國干渉…之に對する日本政府の處置……………二〇四

其二 講和條約批准交換…抗敵働作の停止……………二一三

其三 此期間に於ける清國政府内部の事情……………二一八

其四 條約實行……………二三〇

第二編 最近に於ける極東全政局の原因
遠因……………三二五

第一章 北清戰役及其經過……………三二五

第一節 事變の原因……………三二五

其一 三國干涉の結果即ち干涉の實働に對する報
酬の要求……………三一六

A 露清の關係……………三一六

B 獨清の關係……………三二四

C 獨逸の膠州灣占領より生したる露清の關係……………三二八

D 露國の活動より生したる英清の關係……………三三一

E 三國干涉の要酬より生したる列強の勢力範圍……………三四二

第二節 列強壓力の清國の内情に及ぼしたる狀況……………三四四

第三節 清國內部排外思想の暴發……………三四七

第四節 事變經過の概要……………二四九

第二章 事變の終局……………列國の態度……………三五二

第一節 講和談判……………三五二

其一 講和談判開始の前提としての獨逸の提議……………三五二

其二 講和條件の豫定……………三五三

其三 講和審議及調印……………三六一

第二節 北清事變に於ける列國の態度……………三七三

第三編 最近に於ける極東全政局の
近因……………三八八

第一章 日露戦役及其経過……………三八八

第一節 戦争の原因……………三八八

其一 北清事變後に於ける清國と列強との關係……………三八八

其二 韓國に於ける日露の關係……………四〇七

其三 滿韓問題に於ける日露間の交渉……………四一七

其四 第二期滿州撤兵期以後に於ける露國の作戰準備の狀況……………四二〇

第二節 抗敵働作の開始……………四二二

第三節 宣戰布告及交戰開始に關する日露兩國政府の辯難……………四三三

第四節 局外中立……………四三八

第五節 日韓關係の更改……………四四四

第二章 開戰以後及戦争終局以後に於ける外交關係……………四六七

第一節 戦争の経過……………四六七

第二節 戦争の終局…講和談判……………四七一

其一 條件一般に亘れる討究……………四七一

其二 逐條討議……………四八五

A 第一條の討議……………四八六

B 第二條の討議……………四八九

C 第四條の討議……………四九四

D 第五條の討議……………四九五

E 第六條の討議……………四九八

F 第七條の討議……………四九九

G 第八條の討議……………五〇二

H 第九條以下單條若くは數條の合議……………五〇三

a 第九條の討議……………五〇三

b 第十條の討議……………五〇五

第十一條の討議……………五〇六
 第十二條の討議……………五〇七
 一致を見るに至らざる四ヶ條の合議……………五〇八
 第三節 講和條約の調印…批准…抗敵働作の停止……………五二四
第四編 最近に於ける極東全政局の結果……………五三四
第一章 日露戦争より生したる諸協約……………五三四
 第一節 日英同盟の擴張……………五三四
 第二節 日露講和條約協定に附帶したる韓國及清國に對する協約……………五三八
 第三節 露清兩國の内政に及ぼしたる結果……………五四六
 第四節 亞細亞問題に對する相互協商……………五七五
 其一 日佛協約及其諸關係……………五七五

其二 日露協約及其諸關係……………五七七
 其三 英露協約及其諸關係……………五八〇
 第五節 日米の關係……………六一六
 第六節 日清の關係…露清米の關係……………六三三
 其一 日清の關係……………六三三
 其二 露清米の關係……………六四五
 其三 清國に於ける鐵道投資競争……………六五一
 第七節 滿洲に對する日露新協約……………六七二
 第八節 日韓關係の段落……………六七八
第二章 列強政局に及ぼしたる狀況……………六九四
 第一節 列強の軍備……………六九四
 第二節 歐洲政局に及ぼしたる狀況……………七〇九

第五編 最近に於ける極東全政局の上に

研究せられたる國際法問題……………七二六

第一章 日清・北清・日露戰役に於ける國際法問題……………七二七

問題……………七二七

第一節 日清戰役に於ける國際法問題……………七二七

其一 抗敵働作開始の時期……………七二七

其二 中立に關する諸問題……………七三四

其三 旅順口に於ける虐殺問題及威海衛に於ける

丁汝昌降伏問題……………七六三

第二節 國際法上より見たる北清事變前及事變後の

清國……………七七三

第三節 日露戰役に於ける國際法問題……………七七七

其一 抗開敵始の時期……………七七八

其二 中立に關する諸問題……………七八一

A 清國に關する中立問題……………七八一

B 臨檢拿捕擊沈……………八〇二

其三 戰時禁制品問題……………八〇九

其四 北海事件……………八一

其五 無線電信問題……………從軍記者の權利及中立海公

海に於ける無線電信の使用に關する問題……………八一五

第二章 國際法研究の進歩を促したる狀況……………八三〇

第一節 第二回平和會議の結果……………八三〇

第二節 改正赤十字條約決議……………八三三

第三節 海戰法法規決議……………八三四

第四節 日露戰爭に應用せられたる氣球の活動より

一進したる空界利用の諸現象……………八三六

結論……………八三七

附録

第一號 日露往復公文の主要なるもの……………一

第二號 講和決議録中の主要なるもの……………一七

第三號 露國海上捕獲規程の細則……………四〇

第四號 第二回平和會議決議書……………五七

第五號 改正赤十字條約……………八一

第六號 海戰法規……………九一

極東近時外交史目次終

極東近時外交史

巽 來 治 郎 著

總論

歐洲の政局が歐洲自家に止まらずして、其政局に極東問題を運用し、極東問題が極東自身に止まらずして其周圍に歐洲列強を吸収したるは、實に一八九四年日清戰爭の開始よりしたるものなり。而して此等列強總ての問題となりたる極東政局は、北清事變の奇局を経て日露の戰役を現出し、日露戰爭の結果に依りて極東問題を包圍したる列強政局關係の全體は一大段落を告げたり。故に日清戰役北清事變日露戰爭の三大目は、極東近時外交史を一貫したる全局面なりと謂ふべく、又原因結果の原則より言へば、日清戰爭は北清事變の原因なり、北清事變は日露戰爭の原因なりと約説することを得べきなり、何となれば日清戰爭の終局は三國干渉を

以て了り、三國干渉は露佛の力を伸展し、又極東に重大なる利害關係なき獨逸の力を伸展したればなり。換言すれば實は歐洲政局の按排の爲めに、日清戦争の結果たる日本の勝利は犠牲に供せられたると共に、歐洲政局と極東政局との密通を促かしたるのみならず、清國に於ける利害關係の權衡を撞動したるものなり、其結果として日露間には融くべからざる感情上の齟齬を來たし、又清國に在ては列強の誅求に反抗せる排外思想を勃發し、終に一面には北清事變の一大奇局を現出し、他面には其終局に於て露國の行動に對し、日本は英米と共に抗爭の步調を整進し、終に一轉して日露の大戦役を現出するに至りたればなり。一步を進めて言へば、日清戦役は一方には歐洲列強の極東政策に一大變象を付與したるものにして、他面には歐洲自家の關係にも一大變象を與へたる者なり、何となれば三角同盟に依りて獨逸は佛國を孤立の地位に陥在せしめ、孤立の地位に陥りたる佛國は露國に結びて以て之に對壘しつゝありしが、獨逸は露國の氣遣へる露佛の對日壓力の弱點に乗じて干渉同盟に加はり、以て一面は露佛の中間に突入し、他面は對極東政策として干渉力の關鍵を握りたればなり。又北清動亂の結果或は英獨協商となり、或

は日英同盟と爲り、或は露佛極東宣言となりたればなり。又日露戦争の結果と餘波とは、或は英佛協商を促かし、日英同盟の擴張を促がし、日佛協約を促かし、英露協約を促かし、日露協約を促かしたればなり。又其結果は日韓の關係をして益明確ならしめ、日清協約の實行に伴へる諸懸案をして進展せしめ、日米間の關係に一の覺書を交換するの必用を生せしめ、日露間に更に新協約を締結せしむるに至りたればなり。又日露戦争中に紛起したる國際法上の諸問題は第二回平和會議の討議を促進したるが如き、露國に於ける專制打破の運動其効を奏し、露國をして終に憲法の制定を見るに至らしめたるが如き、清國も亦益覺醒して憲政の實施に到達せんとするが如き、此等歐亞に連關せる外勢と内勢とを促成したるは、實に日露戦争の結果たらずんばあらず、是れ即ち極東近時外交史の包容するところの全豹を提示せるものにして、一八九四年以降の大勢は勿論、既往個々歐亞に分立せる諸種の外勢的趨勢之が原因をなすものなりと雖、歐亞の關係を密通ならしめ、單行分離すべからざるに至らしめたるは、實に日露戦争の結果に在り、而して日露戦争を馴致し、日露戦争の結果は其直接の世界的外交趨勢を疊生するに至りたるものなれ

ば、本史の包容は即ち是等の外交大勢の全體を網羅したるものなり。

第一編 最近に於ける極東全政

局の原因……遠因……上

第一章 日清戦役の原因

第一節 戦争の遠因

維新の後明治二年、日本政府は柳原前光を清國に遣はし、通交を求め、更に同四年大藏卿伊達宗城を欽差全權大使として差遣し、條約十八ヶ條^Aを締結せしめたり。本條約の不完全なるは勿論、争端は已に其第一條に存在しありたり。

朝鮮との通交は、由來幕府より宗對馬守に委任しありたるものにして、直接日本政府と交渉したることなし、依て維新の始め、日本政府は宗對馬守に命じ、使(大差使)を遣はし、舊好を修むべき旨を告知し、朝鮮に於て此告知を受けたるは禮曹參判なり。且つ王政復古の事を報せしめたりしも、朝鮮政府より見れば、從來の慣例に異なる

清國との通交條約

*A

維新後朝鮮に對する修好要求の初期

まごころのもの多く、通交の對手は幕府にあらざるのみならず、書辭印章皆悉く異例なるを以て、修交の告知を承くるを肯んせず、日本政府は更に使を遣はし、修交拒絶の真相を偵査し、且つ其理由を詰らしむ、東萊府使の對ふるところ全く其事實の真相に近きが如きものあり、曰く「書中皇帝又は皇勅の文字あり、是れ例に違へり、故に受けず」と、蓋し朝鮮政府は、未だ日本が維新の政變に依り、天皇の親政に復したるを知らざるは勿論、皇帝の尊號を用ひ、其書を勅と稱し得るものは獨り清國皇帝あるのみと思惟しありたるに依れり、故に府使の言は朝鮮上下の事大思想を表白して餘りありと謂ふ可し。當時我使臣の報告に依れば、徒らに事を筆舌の間に争ふは該政府の決心を求むべき所以にあらず、兵力を以て之を威嚇するにあらざれば萬使其効なかるべし」と切言せし程の状況なりき。其後使を遣はすこと數回に及びしも、一も其の通交の目的を達すること能はず、加ふるに東萊釜山兩府使は故なく兩國官吏會見の禮館を撤するに至りしを以て、日本政府は花房義質に命じ、軍艦二隻を率ゐて釜山に到り迫まる所あらしめたるも亦效を奏せず、是れ當時清國政府が朝鮮政府に向ひ「日本政府は征韓の野心あり日本人を遠さくべし」と諭告したる

に由れりと傳ふ。

其後朝鮮政治上の權力大院君李昰應の手に歸するや、更に頑強なる鎖國主義を執り、番に日本政府の要求を容るゝが如き態度なきのみならず「日本人は西洋人と交はり禽獸に均しきものなるを以て之と交際すべからず、此禁を犯すものは斷頭の刑に處すべし、恐くは我朝鮮人は日本人に向て暴擧を企つるならん、此の如くにして日本人をして悔に至らしめざる爲、宜しく諭して速かに本國に歸らしむべし」との榜書を揭示するに至りしかば、釜山駐在日本外交官は、此榜書は正に日本帝國を侮辱したるものなりとし、之を日本政府に急報したり。時恰も臺灣處分案件を兼ね、副島外務卿は清國に出使中なりしを以て、上野外務大輔は「朝鮮政府は猥りに帝國の使節を斥けたるのみならず、今や帝國に對し妄狀此の如き政令を國內に公布したり、其真意未だ測るべからざれども、少なくとも自國の人民に向て暴擧を煽動し、帝國居留民を驅逐せんとするの意ならん、帝國政府にして此の侮辱を忍び、之を不問に附し置くも、在朝鮮帝國居留民を死地に措くは、策の得たるものと爲すを得ず、今や唯彼れに逼り、修好條約を締結せんか、將た帝國民を擧げ、歸住せしむるか、

二者其一に出でざるべからず」との議案を正院に提出し、廟議の決定を仰げり。是れ實に征韓論の起因にして、時の首相太政大臣三條實美は西郷後藤板垣江藤大隈及大木の諸參議を集め大に之が處分案を討議したり、或は居留民保護の爲、軍隊を送りて條約の締結を逼るべしと云ひ、或は派遣せらるべき全權大臣は軍艦を率ゐて示威的に逼るに如かずと云ひ、或は先づ臨むに禮を以てし、彼れ之れに加ふる所の非禮に對し、問罪の師を發すべしと云ひ、參議西郷隆盛の説、其主張する所少なきにあらざると雖、要は兵力を以て之に臨むに在り。是より先歐米に派遣せられありし外務卿岩倉具視は木戸大久保伊藤等の諸參議と共に恰も此時を以て歸朝し(明治六年九月十六日)大に是等の諸説に反對したり。岩倉右大臣は朝鮮問題よりは樺太問題を先きにせざるべからずと云ひ、大久保參議は外政よりは内治の改良を先きにせざるべからずと云ひ、要は非征韓を主張するに外ならず。尋て非征韓論者たる岩倉右大臣以下病と稱して廟議に列せざりしかば、三條太政大臣爲めに之が裁決を下すこと能はず、終に亦病と稱して出でざるのみならず、岩倉右大臣以下辭表を提出し、而して此辭表を提出したる岩倉右大臣は、太政大臣代理を命せられ、更に非征韓論を固取して動かざるを以て、西郷副島江藤等の諸參議痛駁交々至らざるなかりしも、終に其所見を貫く能はず、時に勅命あり「使節の事止む」と、是に於て征韓論者たる參議西郷副島江藤等は辭表を提出し、所謂征韓論の紛争一段落を告げたり。

征韓論

江華灣砲擊事件

然れども朝鮮に於ける禍機は終に滅すべきにあらず、何となれば日本に於ける征韓論は此の如くにして消燈せられたるの觀ありと雖、朝鮮自身が禍機に點火せんとすることの危険は滅したるにあらざればなり。征韓論を距ること僅に數年ならずして所謂江華灣砲擊事件なるもの起れり、即ち明治八年九月江華灣に於て日本軍艦雲揚は突然砲臺より射撃せられ、直ちに應砲して其守兵を擊攘し、急を東京に電報せり。是に於て日本政府は參議兼開拓長官黒田清隆を全權辨理大臣とし、急行朝鮮政府と談判を開始し、且修交條約の締結を迫らしむ。朝鮮政府の内部殊に大院君は書を議政府に移し、日本の要求を拒絶すべきことを主張し、(領議政)李最應左議政金炳國(中樞府大臣)洪復穆金炳學李裕元等は大院君の主張に賛成したりしも、(右議政)朴圭壽及譯官吳慶錫は大に之に反對し、切りに修交説を主張したり。

日朝修好條約第一條

朴吳等は事の容易に行はるべからざるを見、乃はち密かに中宮の戚族參判閔圭鎬を誘ひて李最應を説かしめ、共に國王及王妃を切諫し、終に條約の成立を見るに至れり。此條約の第一條は實に至重の條文にして、日清間の爭議の性質は繫て此第一條の上を出でざるものなり、曰く「朝鮮國は自主の國にして日本國と平等の權を保有せり、嗣後兩國和親の實を表せんとするには、彼此互に同等の禮義を以て相接待し、毫も侵越猜疑することあるべからず、先づ従前交情阻塞の患を爲せし諸例規を悉く革除し、務めて寛裕弘通の法を開擴し、以て雙方の安寧を永遠に期す可し」と是なり。

日本政府は朝鮮と清國との間に於ける從來の宗屬的關係に對し、右條約の成立を聲明し、以て朝鮮の獨立を明かにするの必用あり、特命全權公使森有禮之が使節として清國に派遣せられ、明治九年一月十日總理衙門に於て王大臣と會見し、一の覺書を提出し、朝鮮との條約成立せる旨を告知せり。然るに王大臣は朝鮮國は清國の屬邦なりと主張し、論難往復頗る努めたり、今其主張を概括すれば「朝鮮は清國の屬邦なり、唯其土地は清國の所領にあらず、故に内治外交共に其自主に任ず」と云ふ

獨立屬邦問題の起頭

*D

明治十五年事變

濟物浦條約第五款

に在り。尙ほ王大臣は覺書に於て「修好條規に於て所屬領土相侵越せずとあり、日本の之を守らんことを望む」と云へり、依て森公使は「既に内治外交其自主に任ずと云は、是れ則ち一の獨立國なり、清國の之を屬國と謂へるは徒らに空名のみ、因て凡そ事の朝鮮日本の間に起るものは清國と日本との條約上に於て關係なし」と斷言せしも、談判終に要領を得るに至らず、是れ實に朝鮮屬邦獨立問題の起頭なり。次に起りし問題は明治十五年事變これなり、京城の亂民我公使館を襲撃し、華房公使以下館員脱れて仁川に奔り、小舟に投じて海上に浮び、英國測量船の救護を得て長崎に達し、急を東京に電禀したり。日本政府即時井上外務卿を長崎に急派し、華房公使に訓令を傳へ、直往して朝鮮政府と談判を開始せしむ、議容易に決せざるを以て、公使決然京城を發し、濟物浦に到たり、艦中に移るに至たり、國王漸く李裕元金宏集を全權大臣に任じ、艦中に會議を開き一の條約を訂立す、所謂濟物浦條約是れなり。本條約の第五款は日清戰役に於ける日本出兵の理由となりたるものなれば、讀者の最も記憶を要すべきものとす、曰く「日本公使兵員若干を置きて警事に備ふ、兵營の設置は朝鮮政府の負擔とす、其朝鮮國民兵律を守る一年の後、日本公使警

備するを要せずと看做せば兵を撤するを妨げず」と。(明治十八年七月本條約保留の公文を交換す。在朝鮮列強の使臣の多くは之を知らざりしものゝ如し註Eを見よ)

本事變の起るに當り、朝鮮國參議金允植及校理魚允中等清國に在り、直隸總督李鴻章に請ふに軍隊を派遣して變亂を鎮定せんことを以てしたり、依て李鴻章は振威將軍吳長慶司馬袁世凱水師提督丁汝昌等に軍隊を付し、朝鮮に急派し、大院君を拉歸せんことを命じたり、吳將軍等南陽灣より上陸したるに際し、恰も在朝鮮清國公使馬建忠は華房公使を追ふて仁川に至り、居中調停の意を通して拒絶せられ、京城に歸還し、吳將軍より李鴻章の訓令を聞き、其舉に同意し、軍隊を以て王宮及四大門を護衛し、大院君を拉して南陽灣に送り、丁汝昌之を天津に護送し、李鴻章は之を保定府に留置したり。此事變に依り、朝鮮に於ける清國の壓力は大に加はれり、李鴻章は更に商務總辦陳樹棠及モルレンドルフを派遣し、袁世凱に付するに兵五營をし、以て大に朝鮮内政に干渉するの策を執りたり。

又在日本清國公使黎庶昌は李鴻章の電訓に依り、清國が居中調停せんとするの意

ある旨を申込み來りたるを以て、日本政府は「朝鮮の國たる清國より待つに屬邦を以てすと雖、日本政府は認めて獨立自主の邦と爲し、曾て清國に經由することを爲さず、已に明治九年二月日本政府と朝鮮政府の間には、直接に議定して對等の條約を締結せり、今更に清國の調停を依頼するの必要なし」と答へ、之を拒みたるも、黎公使又總理衙門の電訓に依り、更に「日本は我條約國にして其公使館は我屬邦に在り、亦應さに并ひに護衛すべし」と申込み、日本政府は「我國朝鮮と約を立て獨立自主を以て之を待つ、凡て條約に據て所辨すべし、公使館に至りては國各自ら之を護る可し、貴國兵を派し代て之が護衛を爲さば反て葛藤を添ふるの虞あり」と答へ、黎公使又此の如きの虞なき旨を反覆したるを以て、日本政府は斷然「本國は條約に據りて朝鮮と事を辨す、本來貴國と相關する所なし」と言ひ、終に之を峻拒したり。

日本政府は清國が朝鮮内政に干渉するの景況を觀、清國の朝鮮に加へ來れる政策に對抗し、該半島に勢力を樹立せんには、恩威并び行はざるべからずとなし、朝鮮當時の情勢たる國力疲弊し、其國弊の情は延て清國に傾心するの深きを致し、干渉の實益々大なるを見るの外なきを以て、表面深く憐恤の意を表示して其歡心を收め、

日清兩黨の
軋轢

又一面には其實力を養成せしめんが爲、十五年事變に對する賠償殘額を擧て之を朝鮮政府に返還することに決し之を斷行したり。此の如き日本政府の計畫と希望とは、朝鮮政府内部殊に守舊派即ち清國黨の爲めに何等の效果なかりしも、少壯氣銳の人士は其政策の誘啓を受け、此徒の黨與も亦大に計るところあり、從て清國黨との對抗を來たし、争鬪漸く甚しからんとするに至り、恰も清國黨は此頃清國政府が大院君をして清兵を率ゐ入りて内政を革めしめんとするの說あるを待み、其黨與の權力頓に増大し來り、遂に日本黨の領袖朴永孝金玉均等を流刑に處せんとするの形勢を現出したたり。朴金等禍機の漸く通るを察し、寧ろ先んじて奸黨を戮せんと決心し、竊かに之を竹添公使に告ぐ、公使其輕擧を戒めたるも其意の已に決する者あるを見、狀を具して之れを日本政府に報告したり。公使之之に對する甲乙二案の趣意は、一は到底朝鮮に於て日清兩立を保し難しとすれば、寧ろ内亂に乗じ王の請に由りて之を援け、王に敵する清兵を擊退して以て清の虛傲を抑ゆるに如かずとし、一は専ら東洋の平和を保持するを主とする時は、成る可く日本黨の大禍を受けざる迄に保護を加ふるを要すと云ふに在りたりと傳ふ。日本政府は其

明治十七年
事變

乙案を可とし、之が電訓を發し、其未だ達せざるに方りて亂作りたり。即ち明治十七年十二月四日金朴等の日本黨相計りて朝鮮京城郵政局開業の際を利し、火を鄰屋に放ち、大臣閔泳翊を傷け、其災延て王宮に及び、金朴等即ち王宮に入り、王を擁して大政革新を發令し、閔族を斥ぞけ、王をして日本黨を擧げて内閣を組織せしめ、直ちに日本公使の來護を請へり。竹添公使は國王の請に依り、兵を率ゐて王宮を護衛したるに、一方閔黨は聲援を袁世凱に求め、清兵は朝鮮兵と共に力を合して王宮を襲ひ、日本兵の擊退する所となりたるも、國王は王太妃に侍せん爲、出で、清軍に投じたるを以て、公使已むを得ず兵を率ゐて公使館に歸りたり。是より先き暴徒の一隊は、公使館を襲ひ日本兵の擊退する所となりたれども、日本兵營其燒くとこゝろとなり、糧食も亦其掠奪に會ひたるを以て、公使遂に意を決して仁川に退き、急を日本政府に報じ、改革黨の名士亦逃れて日本に奔りたり。日本政府は井上外務卿を特派全權大使に任じて之を派遣し、清國政府も亦變を聞き在東京黎公使に電訓し、兩國互に大使を派遣し、朝鮮に於て會商せんことを請求せしめ、北洋副大臣吳大澂及び續昌を欽差大臣に任じたるを以て、日本政府に於て

も井上大使に附するに、清國使臣と會商辨理すべき委任を以てしたり。大使馬關より朝鮮の獨立不獨立に關し電稟する所あり、之に對し三條太政大臣が發したる電訓の冒頭に曰く「足下より伊藤への電信を接受し朝鮮の獨立不獨立に付閣議を開き再應の細議を盡せり、從來の關係に依り我に在りては獨立を認めざるを得ず」と。已にして大使京城に着し、吳大徵續昌も亦來韓しあり、朝鮮政府は左議政金宏集を其全權大臣に任じたり。大使議政府に於て金全權と會見し、先づ其委任狀を開示せしめ、之が更改を行はしめ、日本政府の條約案を示し、日本政府の要求は専ら朝鮮の情勢を酌量したるものなれば、決して難案にあらざる旨を辨じ、談公使館再建の項に移りしに、金全權其人民の焼く所に非ざるを舉證して之を肯んせず、大使も亦證を擧て其自燒に非らざるを辨じ、互に推問答を交換しありし際、吳大徵大使に會見せんことを請求し、直ちに其室内に闖入したり、大使之に告ぐるに、本日は朝鮮政府の全權と商議中なり、貴官と會談すべからざる旨を以てし、大徵筆を把り當然議事に列す可き資格を具有するが如き意を書示し、數次筆對を費やしたる結果、日本大使は事の朝鮮に係るものは朝鮮政府の全權と商議し、而して其清國に係る

吳大徵の干渉

ものは即ち清國全權と商議す可し、混同す可からずと答へ、遂に吳大徵の干渉を拒絶したり。吳大徵是に於て一書を金全權に示し、其先づ亂黨に關する調査を爲さざるを詰責して出で去りたり。大使之を一讀したるに、其書の文意たる、朝鮮は清の屬國なり、之に干渉するは當然なりと謂ふに外ならず、大使即ち之を金全權に嚴詰し、金全權は決して他國の干渉を受けざることを誓言したるを以て、議再び前に復し、遂に全案を議定し、調印交換を了したり。

明治十七年京城事變は延て日清兩國に關連し、事態頗る重大となりたり。始め井上大使の京城に赴くや、同大使は其地に於て清國全權と會同辨理す可き全權を帶有したりしは前に述べたるが如し、然れども同大使は單に對韓談判のみを結了して歸朝したるを以て、清國との交渉に關しては、今や別に大使を派遣せざるを得ず、是に於て日本政府は宮内卿伊藤博文を特派全權大使に任じ、天津に於て清國全權李鴻章と會同せしめたり。大使乃ち「今や商議の主腦とする所は、兩國和好の情誼をして益々鞏固ならしめんとするに在り、請ふ議案を分ちて二項とせん、其一を既往とし、其二を將來と爲す、日本の兵を朝鮮に置くは韓民の横暴に原因して訂約し

たるものに係り、之を永遠に存せんとするにあらず、既に近く其半を減じ、僅かに一中隊に過ぎざりし、然るに今回の變不幸にして日清兩兵の間に涉りたり、推して之を言ふときは今後兩兵を韓地に駐むるは交際の間危険を滋し、和好を破るや明かなり、苟も兩國の交誼を保たんと欲せば、清國が駐韓の兵を撤回せられんことを望まざるを得ず、又既往に就ては漢城の變、日本公使は韓王の請に因り兵を率ゐて王宮に入りしなり、清國將官其王宮に在るを知り、大兵を縱ちて突入し、是に於てか争鬪起れり、將官倘し時間を酌量し、善く協議を盡さば難を避くるも難からず、當時日本兵は内^内に在り、清國兵は外^外よりす、外よりするものは進攻の地に立ち、内に在るものは防守の位に居れり、以て其勢の異なるを證するに足る、故に日本政府は此攻撃を認めて國威を損害するの大なるものと爲し、清國が其將官を責罰せんことを要求せざるを得ず、而して清國兵の日本臣民を暴殺し、財物を掠奪したるが如きも、亦應分の填補を求めんとす、是れ皆將官が職權を盡さざるの致す所なれば、斯等の要求は極めて穩當なるものなり、會議録の原譯に依るとの旨を述べ、李鴻章亦之に反駁する所あり。爭議を重すること六回、要するに清國全權は撤兵のことは格別の

伊李の談判

天津條約

異論なしと雖、將官責罰等のことに至りては、一步も之を譲らず、爲めに談判の破裂に頻すること數回なりしも、議漸く熟し、一の約文を締結せり、所謂天津條約是れなり。其第三條に曰く、『將來朝鮮國若し變亂重大の事件ありて、日中兩國或は一國兵を派するを要するときは、應に先づ互に行文知照す可し、其事定まるに及んては仍即撤回し再び留防せず』と、是れ本役に於ける至大關係の條文なるを以て、讀者は特に記憶し置かざる可からざる要項なりとす。

以上は主として遠因たる朝鮮問題に於ける日清間の關係にして、尙ほ此問題以外に二者の感情を撞動したるもの少なからず、彼の臺灣生蕃か琉球島民を殘殺したるに起れる臺灣及琉球問題の如き、明治十七年朝鮮事變に於ける日本黨の志士亡命して日本に在るもの、引渡問題の如き、當時在朝鮮清國公使の朝鮮に對する干渉の如き、明治二十二年防毅令事件の如き、明治二十七年金玉均謀殺事件の如きこれなり。

之を要するに日清兩國の間に横はれる問題の主點、即ち其根底たる屬邦獨立問題は常に朝鮮内亂の裏面に軌道を變せず、其地層たる内亂の表面には、常に日韓の阻

格と清韓の密接とを意味し、一動一進危機は益根底たる獨立問題の破裂に近づきつゝあるを見るべし。即ち明治九年に締結したる日韓修好條約を以て、日本政府は條約上より朝鮮は獨立國なりと主張し、清國政府は條約の存否に關せず屬邦説を固守し、一事變ある毎に交争の論點は事實の本質よりは、其事變ある國の屬否問題即ち二者感情衝突の根底に移りたるを見る可し。加ふるに尙ほ他の問題に依りて二者の感觸を撞動するものあり、此衝動の歸する所は干戈の慘果を生ずるの外なかりしが如し。

第二節 戦争の近因

恰も金玉均謀殺と自然天契の反動に出でたるが如く、東學黨匪は紛然として全羅忠清兩道に蜂起したり。東學黨なる者は其初期に在りては、單に宗教的團體たるに過ぎざりしが如し、然るに朝鮮政府の政治上の不規律は、此徒をして政治的結黨たらしむるに至りたるものなり、朝鮮八道の各地方に於て、屢々騒亂を惹起するに至りたる所以は、畢竟國政の腐敗に原因するものにして、凡そ地方官たるものは、皆

東學黨の蜂起

東學黨の蜂起

中央政府の當路者に向て巨額の賄賂を納め、而して其位置を得たるものなれば、在官中就官の爲め消費したる金額を回収し、且つ時々上官の請求に應じ、又自己の私囊を充さんが爲、人民に向ては出來得る限り多額の財物を徵收せんことを計り、而して之を徵收するには勿論一定の法規あるにあらず、地方官は殆んど無限の權力を有し、種々の口實を設けて人民の財物を彈斂し、若し其命を聞かざるものあれば、忽ち之を監禁し、拷掠し、殺戮して毫も顧みることなき状態なれば、縱令數百年來壓制政治に慣れたる人民なりと雖、地方官吏の暴虐其極度に達し、最早其疾苦に堪ゆる能はざる時に及んでは、乍ち群集蜂起して地方官に抵抗し、所謂地方の民亂を生ずるに至るは寧ろ當然の數なりと謂ふ可し。而して忠清道に在りては、崔時亨、全羅道に在りては、全瑋準等之が巨魁たり、此黨與の中に於て、接主東學黨主領、又は其他の重任を勤め居るものは、多少の事理を解し、一地方の勢力家にして且つ其信奉する教の目的は、輔國安民に存するが故に、地方官の虐政甚だしきに及ぶときは、率先して之に抵抗し、部下の教徒を集めて官廳に迫り、之を毀ち、或は官吏を追放殺戮するに至るのみならず、已に一たび騒擾を惹起したるときは、東學黨員たる否と

に關らず、衣食に窮したる惡漢等附和雷同して相呼應し、其地方に於ける良民に對しても、亦家を焼き、財産を掠奪すること少なからず。而して此種の民亂各地方に蜂起すること漸く多く、終に明治二十七年に至り、全羅忠清兩道の大騷亂と爲り、續て慶尙江原京畿黃海の諸道にも、亦處々に東學黨の民亂蜂起するに至りたり、全瑛準は接主と號し、此種の暴徒の最も推尊する所なり。

朝鮮開國五百一年正月即ち明治二十五年一月全羅道古阜の郡守趙秉甲なる者始めて任に抵り、頗る虐政を行ふ、地方の人民疾苦に耐えず、翌年十一月郡守に向ひ其苛政を改めんことを哀願したるに、曾に其目的を達する能はざるのみならず、却て悉く獄に縛がれたるを以て、人民等大に憤り、其徒を嘯集し、將に暴撃せんとす、全瑛準適々其群に入り、推されて謀主となり、明治二十七年三月上旬、其徒を率ゐ古阜外村に於ける倉庫を毀ち、金穀を奪ひ、盡く之を人民に投與し、尙ほ一二の暴行を爲したる後、一旦其徒を解散したり。已にして按察使たる長興府使李容大なるもの古阜に到り、東學の道を修むるものを捕へ、殺戮を逞ふしたりしかば、瑛準乃ち更に其徒を嘯集し、若し之に應せざるものは不忠不義のものと認め、必ず罰する所ある可

しと宣言して之を脅迫し、而して此等の徒黨には、各其所有せる兇器を携帶せしめ、糧食は地方の富豪より徵發し、先づ四事の誓言を立て、曰く、人を殺さず物を傷はず、曰く忠孝兩全世を濟し民を安んず、曰く夷倭を逐滅し聖道を澄清す、曰く兵を驅り京に入り盡く權貴を滅して大に綱紀を振ひ、名分を立定して以て聖訓に従ふと。五月上旬瑛準自ら其徒を率ゐ先づ法聖邑吏卿に告文を發し、檄文を頒布し、進んで古阜泰仁院坪金溝等を抄掠し、偶々全羅監司の砲兵大部隊東徒征討の爲め至ると聞き、一旦古阜に退却し、同地に於て之と交戦すること殆んど一晝夜に及び、終に之を撃破したり。東徒の猖獗にして警報頻りに至る、是に於て朝鮮政府は五月八日壯衛營正領官洪啓黨を以て、之か招討使と爲し、新任兵使李文永隊官元世祿と共に兵七百餘を率ゐて討伐に向はしむ。洪啓黨の發するに臨み、袁世凱は差辨徐某をして之に同行せしめ、匪狀の視察を命じ、洪の本隊は之を軍艦平遠に便乗せしめ、大に聲援を與へたり。招討使の諸隊を載せたる運送船二隻及清國軍艦平遠等相尋て發し、十日午後悉く群山浦に上陸し、翌十一日亂地向て前進したり。瑛準其徒を督し到る處州兵を破り、抄掠を逞ふし、進退出没巧みに招討軍との交戦を避け、井

邑、興德、高、廠、茂、長、咸、平、を、經、て、長、城、に、至、り、た、り。招、討、は、十、二、日、金、州、に、入、り、隊、官、元、世、祿、に、一、隊、を、附、し、羅、州、に、向、は、し、め、た、る、も、元、隊、官、の、軍、大、に、敗、る、招、討、使、即、ち、法、聖、附、近、に、上、陸、す、可、き、江、華、の、援、兵、と、共、に、東、徒、を、夾、撃、せ、ん、と、し、二、十、二、日、井、邑、に、達、し、東、徒、の、已、に、退、却、し、た、る、を、聞、き、二、十、三、日、軍、を、興、德、に、駐、め、た、り。二、十、五、日、江、華、兵、四、百、餘、を、合、し、隊、官、李、文、永、に、兵、三、百、を、附、し、長、城、方、面、に、向、は、し、む、是、に、東、徒、と、衝、突、し、官、軍、大、に、敗、れ、東、徒、長、驅、し、て、終、に、全、州、首、府、を、占、領、し、た、り、當、時、全、羅、監、司、金、文、鉉、逃、遁、し、て、已、に、在、ら、ず、招、討、使、來、り、援、ふ、も、已、に、後、し、又、援、を、忠、清、道、監、司、に、求、む、れ、ど、も、忠、清、道、黨、匪、も、亦、猖、獗、な、る、が、故、に、來、り、援、ふ、能、は、ず。全、州、首、府、の、陷、落、す、る、や、滿、廷、色、を、失、し、終、に、清、兵、來、援、の、講、求、を、爲、す、に、決、し、即、夜、之、を、袁、世、凱、に、申、込、み、六、月、三、日、更、に、公、文、註を、以、て、公、然、援、兵、を、請、求、し、た、り。

是、よ、り、先、き、李、鴻、章、及、袁、世、凱、は、五、月、初、旬、以、來、頻、り、に、交、電、し、て、其、對、韓、方、針、を、討、究、し、如、何、に、し、て、朝、鮮、政、府、を、し、て、援、兵、を、請、は、し、め、ん、か、を、策、定、し、た、る、も、の、如、し、招、討、の、軍、屢、敗、れ、全、羅、黨、匪、の、勢、熾、日、を、追、て、加、ふ、る、に、方、り、袁、世、凱、即、ち、閔、泳、駿、に、説、く、に、援、兵、を、請、は、ん、こ、と、を、以、て、是、閔、亦、自、己、頭、上、の、最、大、危、險、を、除、か、ん、に、は、多、少、の、非、難、を、受、く

朝鮮政府援
兵を清國に
請ふ

るか如きは其場合に於て顧慮すべき事態にあらざるを知り、之れに同意したり、即ち密議の未招討使に内訓し、匪勢強大にして到底韓兵の力能く黨匪を殄滅を期す可からず、宜しく清兵の來援を乞ふ可しとの電奏を發せしめ、閔泳駿此電奏を將て王に面奏し、援兵を請ふべき旨を密奏せしが、王は「事態重大なり、輕議す可からず、清國にして出兵せば日本も亦た出兵す可し、其關する所測る可からず」とて之を聽さず、閔泳駿乃ち更に「臣己に袁世凱に密約するに此事を以てす、王請ふ切に之を諸大臣に諮詢せられるし」と苦奏し、是に於て十七日の夜、御前會議は開かれたり、諸大臣討議の要は内亂の戡定は自國の力之に任す可し、外兵を借る可からず、内亂の戡定其法なきにあらず、人材と安撫の術とを得れば可なり、外兵を借るが如きは即ち是れ外兵を以て自國の生靈を伐つなり、弊端は人心の恟擾を惹き、一國兵を出せば各國亦之に倣はん、今の時に於て外兵を借るは不可なりと云ふに在り。袁世凱は此の形勢を看取し、頻に閔泳駿を督し、更に御前會議を要求せしめ、極力外援請求説を主張せしめたり。然れども時期尙早論を以てすらんとせるに際し、恰も招討使は最後に外援を請求するにあらざれば匪勢に當る可からざる旨の奏電到達し、韓

廷諸大臣は漸く自國の兵力を以て裁定すべからざるを覺悟したるものゝ如し。五月二十五日李鴻章は總理衙門に向ひ、韓王未だ我れに援兵を請はず日本も亦未だ出兵せしを聞かず、未だ輕々しく動くに便ならざるに似たり、應さに續信の如何を俟て再酌す可し』と電稟し、又五月三十日『韓事日に非なり、韓王將に援兵を請はんとす』と電稟したるか如き以て、此間の消息を伺ふに足るべし。

右第二の電報を發したる翌三十一日は即ち全州首府陥落の日にして遂に援兵請求の實行を見るに至りたるものなり、袁世凱の六月一日付意見上申に依れば、『朝鮮の官軍頻りに敗れ、最早此上増兵を派遣すること能はざる狀況に在り、故に我兵の派遣來援を請求するに至れり、彼我が保護の下に在り、其援助を求むるに當り、我れ上國の體面として、之を斥くるは不可なり、依て本使は該政府に向ひ、若し我兵の援助を求むる場合には公文を以て依頼すべし、右公文を領せば直ちに李鴻章に電報して指揮を請ふべしと答へ置きたり、我れ若し援助を與へざるに於ては、他國の之を行ふものあるに至るべし』と云ふに在り、六月三日の公文は即ち袁世凱の言ふ所に成りたるものなるを知るべし。

此時に於ける日本政府の意圖は如何、東學黨の初頭は五月初旬に在りしも、此變亂が延て半島の大危機となりたるは僅かに三旬を出でざる間に在り、五月下旬に至り匪勢猖獗にして官軍頻りに敗れ、其出征の將帥より力を外兵に藉るの上奏さへありて、朝鮮政府の議も漸く之に傾きしを知りたる在朝鮮日本使臣か、日本政府に向て急速之が電稟を發したるは勿論なるべく、此電稟に接したる日本政府は、早く已に此情勢の大體を測定したるは亦勿論なる可し。全州首府は五月三十一日を以て陥落し、朝鮮政府が口頭を以て援兵を袁世凱に請求したるは其夜なり、日本政府は遅くも其翌日に於て之を聞知しありしならん、日本政府が朝鮮政府より袁世凱に援兵を請求したるの情報に接せしは六月一二日の間に在りと推定するの正當なるを信せるべからず。而して之に對する日本政府の處す可き政策は如何、今や東學黨勢猖獗にして京城危く、爲めに朝鮮政府は清國に向て援兵を請求し、清國の之に應じたるや否やは知る可からず、而も亂民の京城又は日本人居留地に侵入することなきを保す可からず、此顧慮よりすれば、公使館領事館及び國民を保護する爲、軍隊を派遣するの必要あり、而も此變亂たるや、今日已に重大となり、片時も猶

豫する場合にあらず故に朝鮮に於ける權力の均勢を維持し、我國民を保護するの急なる直ちに天津條約に依りて行文知照し出兵するを要す、而して朝鮮軍隊の無能なる到底東徒鎮壓の成功を望むべからざるは今日を俟て知る所にあらず、朝鮮政府若し果して清國に援兵を借らんか、清國の喜んで之に應ずべきは勿論なり、軍事上の成敗は一に其先制の如何に存在す、故に出兵の必用たるは今日の最大急務たり、而して其兵力の如きは比例を清國よりする派兵の數量に取る可からず、此の如き場合に於ては外交軍事の方針往々一致せざること多きも、兎に角大體に於て日本政府の外交軍機は一致したるものと信せざるを得ず、其派兵の必要を認めたるは同一にして、唯其時機と兵數は各當局者か若干の論議を費やしたる所ならん。當時少なくとも二個の顧慮無きを得ざるものありしに似たり、此の如き斷定も之を實地に行ふに及びては、時に臨み機に投じ、國家の大計を誤るなきを期せざる可からず、故に可及丈慎重の議を盡し、更に其方針を確定し、日清兩國が各其軍隊を派出する以上は、何時衝突交争の端を開くやも計り難く、若し斯る事變に際會せば日本政府は全力を盡して當初の目的を貫くべきは論を俟たずと雖、成る可く平和を破

らずして國家の榮譽を保全し、日清兩國の權力平均を維持す可し、又日本政府は成る可く被動たるの位置を執り、毎に清國をして主動者たらしむ可し、又此る一大事件を發生するや、外交の常習として必らず其第三者たる列國の内、互に向背を生ずることある可きも、事情萬已むを得ざる場合の外は、嚴に事局を日清兩國の間のみ(三)に限り、努めて第三國の關係を生ずるを避けざる可からず、是れ第一の顧慮にして、由來朝鮮半島問題に就ては紛糾解けざる日清間の感情に徴するも、相互に派兵するときは其先制の位置の必用なるのみならず、將來の大開戦を豫期せざる可からず、故に少なくとも之が準備を算畫の中に置くを要す、是れ第二の顧慮なり、此二個の顧慮に就て一致し難き點一あり、即ち被動者たらんと欲すれば先制たる能はず、先制たらんと欲すれば被動たる可からず、予の推定にして誤まざらんか、日本政府が認めて派兵の必用に一致したりと雖、此顧慮の上には多少の不一致を見たるならん。

朝鮮政府が公然公文を以て援兵を請求したる翌日、即ち四日に至りては日本政府の外交軍事各當局者の手に達したる情報に依り、朝鮮政府が其内亂を鎮壓する能

はずして外援を清國に請ひ、清國政府は時機を失はず、出師準備を爲し居り、或は既に多少の軍隊を派出したるやも計られずとの事實に付ては最早毫も疑を容る可きなく、從て之に對し外交軍事上の運動は片時も怠ることなく、之が機先に處せざるべからず。然れども清國の果して天津條約に據るや否やを確めんことを期したり、即ち天津條約に據り朝鮮へ派兵することを行文知照するや、或は今回の出兵は全く朝鮮國王の請求に據るといふ口實を設け、該條約を遵守せず、恣に出兵を行ふやの事實を確めんことを期したり。勿論清國政府の天津條約に従ひ、其朝鮮へ派兵することを日本政府に行文知照すると否とに關せず、苟も清國政府にして朝鮮國に軍隊を派出すること確實なる以上は、日本も亦朝鮮に於ける日清權力平均を保持するが爲めに相當の軍隊を同國へ派出するは當然なれども、被動者たらんと欲せば勢ひ先づ清國の主動として現はれ來る舉動を伺はざるべからず。

第三節 戦争の最近因

其一 知照公文の上は現はれたる屬邦論

日清兩國の
行文知照の

袁世凱は朝鮮政府より援兵請求の公文を領し、直に之を李鴻章に電稟し、李鴻章は即ち之を總理衙門に電稟し、直ちに「出師準備に着手し、六月七日日本駐劄特命全權公使汪鳳藻をして派兵の知照を爲さしめたり、此知照は天津條約に依りたるものなれども、此公文に於て『兵を派して援助することは我朝が屬邦を保護するの舊例なり』』と言ひ、こゝに復屬邦説を掲出したるは、争議の爆藥を火上に装置したるに齊しきものなり。清國政府は此日を以て直隸提督葉志超を總指揮官とし、總兵聶士成をして之が副たらしめ、兵約千六百を率ひ、太沽及山海關より便乗出帆せしめ、同時に北洋水師提督丁汝昌に命じ、濟遠揚威の二艦を差遣し、曩に該方面に派遣しある平遠艦長の指揮下に入らしめ、仁川に前往して、葉提督を待たしめたり。日本政府は早く已に此の情報に接したるを以て、六月五日當時歸朝中なりし大島公使を京城に歸任せしめ、又大本營を設立し、第五師團に下令し、大島少將を混成旅團長に任じ、乃ち清國政府に行文知照したり。此知照公文の後段に於て『貴簡中保護屬邦の語見ゆるも、帝國政府は未だ曾て朝鮮國を以て貴國の屬邦と認め居らず』』と言ひ、前に清國政府の致せる公文に反駁を加へたり。是に於て清國政府は更に『我國

に於ては朝鮮の求めに應じて兵を派遣し、其亂民討伐の援助を爲すものにして、是れ從來屬邦を保護するの慣例なり、且つ専ら内地の亂民を討伐する爲めにして、民亂平定すれば直ちに引揚ぐべく、目下仁川釜山各港の状況は靜穩なるも通商の地なるを以て保護の爲め暫く軍艦を留置しあるのみ、貴國より軍隊を派遣せらるゝは専ら公使館領事館及商民を保護せらるゝが爲めなるべく、言ふまでもなく多數の兵を派遣せらるべき必要なかるべく、又朝鮮より請求したるにもあらざれば、決して朝鮮内地へ進入して驚駭を起さしめざらんことを望む、加之我國の兵士と相會し、言語の不通、軍禮の差異ある爲、或は不慮の事を生ずるが如き場合なしとせず』と言ひ、日本政府直ちに之に反駁を加へ、前公文の後段を反覆して『帝國政府に於ては未だ曾て朝鮮が貴國の屬邦なることを認め居らず』と云ひ、進んで『今回我國より朝鮮へ派兵せしは濟物浦條約に依りしものなり、而して出兵の手續は天津條約に依りて取計ひたるものなり、又帝國より派遣の軍隊の衆寡は帝國政府自ら之を裁決すべきものとす、又行動の如何に至ては赴くべき必要なき處へは無論赴かざる可けれども、毫も他より掣肘せらるべきものにあらず、又兩國の兵士相會し言語軍

前節、濟物浦、天津、條約の項參照

禮の差異ある爲め、或は不穩の事を生ずるが如き虞に至りては、我國の兵士の紀律を守ること嚴肅なるを以て、貴國の兵士と出逢ふことありとも、故らに事故を生ずるか如きこと決してこれなきは固り信する所なり』と辯破せり。此の如く行文知照の上に於て、清國政府よりの照會に存する保護屬邦の文字に對して、日本政府は緘黙すること能はず、而して日本の政府よりの照會に對しては、清國政府亦種々の論難を試み來れり。

已にして清國第一次出兵の先頭たる聶士成の諸隊は、六月八日正午牙山海口に到着し、翌九日を以て兵員の上陸を了し、葉志超は後發部隊と共に十一日牙山の本營に入れり、聶士成の發したる告示中『中朝愛恤屬國』及び『保護藩屬』の語あり、是れ實に行文知照の語と相照應し、清國政府の意圖少なくも其半面は屬邦二字に縁り窺知し得べきなり。日本政府に在りても、出師準備の整頓と共に旅團の先頭部隊は清國軍の先頭上陸の日即ち九日を以て字品を出發し、大鳥公使亦此日を以て仁川に到着し、直ちに諸艦より集めたる水兵四百餘より成れる陸戰隊を率ひ、京城に歸任したり。朝鮮政府は大鳥公使が滯兵入京せんとするを聞き頗る驚愕し、リゼンド

ル及閔商鎬を遣はし之を仁川に擁止せんとし期に後れて果さず、更に外務協辦李容植をして之を途に擁拒せんとして復果さず。尋で同十二日旅團の先頭部隊は午後仁川に着し、翌十三日京城に入り海軍陸戰隊と交代したり。

其二 日清兩國出兵後に於ける狀況

上述の如く天津條約に依りて日清兩國は互に行文知照して兵を出し、特に日本は濟物浦條約第五款に依り、朝鮮國に軍隊を派出し得べき條約上の權利を有す、是故に清國政府及朝鮮政府も最早表面より何等の抗議を提出する能はず、然れども日本軍隊の撤退せんことは齊しく其希望する所たりしや、明かなり、故に清國政府は袁世凱に訓令して日清兩國互に其軍隊を朝鮮より撤退せんことを内議せしむるに至り、又朝鮮政府はあらゆる策を盡して日本軍の撤退を計りたるのみならず、朝鮮駐在の列國外交官及商民等も時に日本の舉動に平かなる能はず、勢ひ日本に對するよりは清國に同情し、種々の臆測を下したるもの少なからず、是等の臆斷は情報となりて各其本國に傳へられ、從て此期間に於ては列國の感情多く日本に平かならざりしなり。又大島公使の眼に映せる當時の現狀は、其豫想に反し、意外に靜

出兵後朝鮮京城の狀態

袁世凱と李鴻章との電信往復

穩にして、牙山に於ける清國軍隊は駐屯せるのみにて何れの地にも進軍せず、清國使臣は切に撤兵説を提議し來り、又第三者たる列國人は上述の如き疑懼の狀況に在るを以て、今若し本國政府より多數の軍隊を派遣せば、勢ひ疑懼を増大するに過ぎずとし、六月十一日以來頻りに派兵中止を求めたり。然れども日本政府が接し、せる天津及北京よりの電報は、清國が尙ほ多數の軍隊を派遣するの準備あるを報じ、如何なる不慮の變化を現出するやも計り難く、若し此る場合に遭着するときは成敗の數全く兵力の優劣に存するや勿論なるを以て、之れが準備力の實動を要するや明かなり。是時に方り第一次輸送諸部隊は十六日を以て仁川に着し、大島旅團長は十八日を以て京城に入り、恰も第二次輸送部隊も仁川に到着したり、然れども京城の形勢前述の如くなるを以て、兵員の上陸は之を見合せたり。翻りて此間に於ける李鴻章と袁世凱との電信往復の狀況を攻究せざる可からず、李鴻章は知照公文の往復に關する爭議の理由を袁世凱に電報し、暗に在京城各國使臣に對する説明方針を與え、袁世凱は李鴻章よりの電訓を領し、陰に陽に朝鮮政府を使嚇して日本の出兵を拒ましめ、又軍隊の撤退を要求せしめ、甚だしきは自ら

代りて抗辯書を作り、朝鮮政府をして、之れを大鳥公使に致さしめられたれども、更に其効なきを以て、急速之が處分の方法を立てんことを策し之を李鴻章に請求したり。恰も李鴻章は英國公使と會見し、同公使が日本の軍隊を派遣したるは理に反したるものなりとの口氣あるに乘じ、法を設けて日本の撤兵を實行せしめんと欲したる際なりしかば、袁世凱の此の請求の有無に關せず、大鳥公使が目下の意見と、其の滯兵入京及び日本の軍隊を派遣したることに關し、在京城各國使臣の意向とを偵査するを必要なりとし、袁世凱に向ひ之が電訓を發したり。然るに當時在朝鮮の外交官中露佛公使は在らず、英獨は唯領事のみあり、新任米國公使は老醇爲すなく、到底此間に處して何等の手腕を揮ふ可からず、故に假りに袁世凱が其意向を探り得たりとするも、又假令之に協議する所ありとするも、其能く日本使臣の意氣を壓し、日本軍隊を撤退せしむ可き勢力として頼むべきものなきなり。故に唯朝鮮政府をして極力之を拒み、之が撤退を要求せしむるか、又寧ろ大鳥公使に協商するの外策なく、而も大鳥公使の意向も亦甚だ測るべからざるあり、加ふるに日本政府の意氣銳鋒殆んど當るべからずと爲したるは、當時袁李間の電信往復明かに之を立

*K

證するものにして、袁世凱は極力韓廷に向ひ、大鳥公使の恟愾を受るなからんことを勸告し、大鳥公使に向ては已に京城に屯在せる兵は已むを得ずとするも、續派し來りたる部隊は之を仁川に留めて上陸せしめざらんことを請求し、且曰く貴公使にして能く續派の兵を留むるを得ば、本使も亦本國政府に打電して增添せざらんことを請ふ可しと、此商議の次第を具したる電稟の李鴻章に達するや、李鴻章は一旦増派せんとしたるものをも中止し、在牙山の葉鼎兩提督に電訓を發し其運動を停止せしめたり。是れ即ち日本政府が當時大鳥公使より頻りに出兵見合せの稟電に接したる所以にして、着仁の軍隊の上陸するを得ざりし原因なり。

*L

當時朝鮮政府は日清の間に狹まれ、窘窮策の出る所を知らず、日本の強硬なる態度は到底尋常手段の能く排す可きにあらざるを見、辭を巧みにして長文の哀願書を裁して之を袁世凱に送り、李鴻章に轉請せんことを乞ひたり、李鴻章は袁世凱の此種の電稟に接し、一時は或は撤兵せんとするの意向を生ずるに至りたり。是に由て之を觀れば此時に於ける京城の現状は、日清兩國使臣が互に撤兵の意見を交換し、韓廷は其中間に在りて何れの一方にも倚る能はず、便宜上清國使臣に哀

願し其哀願書は多少の功を奏し、李鴻章をして日本政府にして撤兵に同意せば、同時に撤兵せんとするまでの決意を促がさしめたり。而して此頃、に於ける總理衙門は在外各使臣に向て其駐在國政府の意向を探るべき電訓を發し、對日本の外交至りて軍事には一に李鴻章に專任したるものゝ如し。

日清兩國の軍隊は此の如くして相對峙し、其駐屯地相離隔して衝突の起るべき狀況もなく、清國派兵の根本原由たりし東學黨も表面鎮定に歸したるが如くなれども、單に外交上の手段に依りて兩軍の撤退を行ひ得べきや否や、是れ此場合に於ける至難の問題にして、急迫の原由もなく又單に外觀上なりとも、至當の口實もなきに互に交戦するに至るべき由もなく、要するに何等かの轉機手段に待たざれば此狀勢を疏開すること能はざりしなり。

其三 朝鮮内政共同改革の提案……外交の一轉機

日本政府が頻りに此事に付一轉の時機及方法を攻究しつゝありし際、恰も清國公使汪鳳藻は李鴻章の訓令を帶び、伊藤内閣總理大臣に面會したる結果、日本政府は局面疏開の提案として日清共同して朝鮮の内政を改革せんことを發議し、一面は

朝鮮内政改革の提議及其論争

陸奥外務大臣をして汪公使に説明するところあらしめ、一面は小村代理公使に訓令し、清國政府に提議せしめたり。其提案とは即ち朝鮮事變に就ては日清兩國相戮力して速かに亂民の鎮壓に従事すべし、亂民平定の上は朝鮮國の内政を改良せしむる爲め、日清兩國より常設委員若干名を朝鮮に派し、先づ財政を調査し、中央政府及地方官吏を淘汰し、必要なる警備を設置せしめ、國內の安寧を保持せしむることこれなり。此提案を清國政府に致すと同時に、在天津荒川領事に電訓し、該提案を李鴻章に示し、其政府に慫慂せんことを商らしめたり。日本政府が此提案を爲すに當りて、清國政府との會議の成否に拘はらず、其結果如何を見るまでは、目下朝鮮に派遣しある軍隊は、決して撤回すべからず、若し清國政府に於て此提案に賛同せざるときは、日本政府は獨力を以て朝鮮政府をして此改革を爲さしむるの任に當るべしとの決意を要せざるべからず。清國政府は六月二十一日在東京汪公使に訓令し、日本政府の提案に答へしめたり、其要は第一、朝鮮の變亂は已に鎮定したれば、最早清國兵代つて之を討伐するを煩さず、就ては兩國にて會同して壓鎮す可しとの説はこれを議するの必要な可し、第二、善後の方法は其意美なりと雖

共同改革案に對する清國政府の答辯

自ら釐革を行ふべきこと、す、清國尙ほ其内政に干預せず、日本は最初より朝鮮の自主を認め居れば、尙更其の内政に干預するの權なかるべし、第三、變亂平定の後兵を撤することは乙酉の年、兩國にて定めし條約に具在すれば、今茲に又議すべきの要なかる可しと云ふに在り。日本政府素より此の答案に黙すべきにあらず、即ち更に公文を以て之に論駁を加へて曰く、「之を既往の事蹟に徴するに、朝鮮半島は朋黨争鬭内訌暴動の淵叢たるの慘狀を呈し、而して斯く事變の屢々起る所以は、獨立國の責守を全ふするの要素を缺くに職由するものと確信するに足れり、疆土接近と貿易の重要とを慮る上に於ても、亦朝鮮國に對する帝國の利害は甚だ緊切重大なるを以て、彼國內に於ける斯る慘狀悲况を拱視傍觀するに堪ず、情勢此の如くなるに當り、帝國政府措て之を顧みざるは、嘗に平素朝鮮に對し抱持する隣交の友情に反るのみならず、我國自衛の道にも背くの誚を免れず、帝國政府に於て朝鮮の安寧靜謐を求むる爲めに、種々の計畫を施すの必要は、已に前述の理由なるを以て、更に之を看過する能はず、今にして遲疑施す所なくして日を曠ふせば、該國の變亂愈長く滋蔓するに至る可し、是を以て帝國政府に於て其兵を撤去するには必らず將

清國政府に
對する第一
次絶交書

來該國の安寧靜謐を保持し、政道其宜しきを得ることを保證するに足るの辦法を協定するに非らざれば、決行し難し、且つ帝國は斯る撤兵を容易に行はざるは、嘗に天津條約の精神に依違するのみならず、復た善後の防範たるべきものなり、斯の如く胸襟を披き誠衷を吐くに及び、假令貴國政府の所見に違ふことあるも、帝國政府は斷じて現在朝鮮國に駐在する軍隊の撤兵を命令すること能はず」と。
共同改革案は此の如くにして、第一次絶交書を生めり、然れども清國政府の決意は未だ確然たらざるものあり、其原因數種ありと雖、一は英露の調停之をして然らしめたるものなり。清國政府一たび日本の提議を斥ぞけたるを以て、日本は勢ひ獨力を以て朝鮮を改革するの任に當らざるを得ざる場合となりたり、曾て朝鮮國を以て獨立國と爲し、之を列國に紹介したるのみならず、今此事變に關しても決して其獨立を侵害せずと宣言したるを以て、獨力改革の任に方り、之を實行するにも餘り手荒き方法を取るを得ず。又一方より見れば、清國政府が絶對的公文を受領したる以上は、必らず大に決する所ありて、更に多數の兵員を送るべきを推定せざるべからず、此場合に臨み之れに必用なる實力準備に就ては、第三國を除き清國及朝

鮮の關係を顧慮する場合にあらざりしが如し。又他方に於て大鳥公使の位置及其周邊の事情情況より移せば、前には其自らの弊害を感知せず、縱令感知するも之を矯改する所以を知らざる朝鮮政府あり、後には暗に種々の妨碍を試むる第三國の外交官あり、右には機變に富める清國使臣が頻りに撤兵及停兵の談判を進むるあり、一方には牙山に駐屯せる清國將帥が日本に不利なる風聞を傳ふるあり、而て日本軍隊の軍事上の行動と外交上の運爲と相協同せざる可からず、此種々の現象に圍まれたる同公使にして、朝鮮内政を改革すべき訓令に接したる場合には極めて其難事たるを感すべく、抑如何にして之が端緒を開かんか、想ふに朝鮮政府をして獨立自主の實を擧しむる爲、其大綱を示して其改革を勸告するの外なきなり。然れども朝鮮政府と清國使臣との關係は其結ぶ頗る固きが故に、到底日本政府の勸告に聽從して、これが實行に着手すべくもあらず、故に之を實行せしめんには、少くも朝鮮政府に於ける清國の壓力を打破したる後にあらざれば爲し能はざる所なり、其之を打破せんとするには、勢ひ清韓間の宗屬問題を打破せざるべからず、其方法如何、元來清兵の派遣は天津條約の明文を履行するものなりと雖、之れが知照

行文中には保護屬邦舊例と云ひ、牙山の將帥が告示に愛恤屬國と云ひたるが如き行爲は、明かに朝鮮の獨立を侵害し、併せて日韓條約の明文を蔑視する者なり、又蔑視せられたる朝鮮政府にして清國將帥の告示を正當なりと認むるにあらずんば之を境外に撤退せしめざるべからず、若し或は朝鮮政府にして清國の屬國なりとして我提告に應せざらんか、是れ修好條約締結以來日本政府を欺きたるものとして之を詰責せざる可からず、若又清國の屬國にあらずとするも、我勸告に應せざるときは其故意に出ると然らざるとに論なく許す限りの方法を盡くして改革を實行せしめざるべからず、要するに内政改革の必要を勸告し、宗屬關係の確答を求むるの二大綱は現實に事務局の疏通に必須なる論點たり。共同改革案は清國之を拒斥し、我は勢ひ獨力之に任せざるべからざるに方り、外交上の機局は姑らく轉じて直接朝鮮の上に挂れり。

一方清國政府の狀況如何を見るに始め、李鴻章が在日本汪公使に電訓し、撤兵案に關し、日本政府の意向を伺はしめたる際、恰も上述三ヶ條の提案に接し、殊に袁世凱よりの電稟に依るときは、單に京城に於ける大鳥公使との談判進行を徴するの外、

日本政府の眞意を徴知するに足るべき情報甚だ乏しきに際したれば、取り敢えず拒斥案を立て之を總理衙門に電稟したり。然るに此頃に至り在朝鮮國牙山の陸軍指揮官よりも、實力の進行を促がし來り、又撤兵を主張しありし袁世凱よりも、到底實力の進行にあらざれば事局の疏通は爲し得べからざる旨を勸告し來り、袁世凱の如きは六月十九日付「日本は清國が今年西太后の慶典あるを以て、清國爲すなしと推斷し、敢て此硬強なる態度に出るものなり、故に清國にして若し大舉以て之に當るの實あらば、日本は正に容易に撤兵す可し、若し日本兵にして京城に入らば、漢城の人心動擾し、韓王は逃れん、故に極力新到の兵を入京せしめざらんことを切談したれども、大鳥には食言多し信す可からず、速かに南北兩洋の艦隊を派し、陸兵を増派して以て之に當らざるべからざるに似たり」と電稟するに至れり、然れども李鴻章は未だ大兵を増派すべき斷然たる決意を表示せざるなり、蓋し李鴻章の心事總理衙門の意底に於ては、英露兩公使の調停に對する倚頼心あるに依れり。此倚頼心の材料としては、袁世凱が在京城露佛代理公使との會談報告も加はり居るや勿論にして、又在天津露國公使が七百餘字の長文暗號電報を本國政府へ發したるは

李鴻章政府及
心未だ確り

李鴻章の目撃する所なりされば、其調停成立の希望中に在りしや明白にして、在日本汪公使よりも、在京城の袁世凱よりも、頻りに増兵を要すべき電稟到達するも李鴻章は尙ほ未だ斷然たる決意を取らざるなり。

其四 朝鮮政府に對する外交……二大綱の實行初期の情況

之を現實の狀勢に看必要の手段として、大鳥公使は一方に於ては六月二十六日國王に向ひ上奏文を裁し、大に稅政改革の必要を陳べ、尙ほ之が爲めに朝鮮政府は特別委員を任命して改革の條項を調査せしむ可しと建言し、又他方に於ては督辦に向ひ朝鮮は清國の屬邦なりやとの推問を提起したり。大鳥公使が其所見を詳述して之を陸奧外務大臣に致したると、外務大臣より大鳥公使に下したる訓令とは同時に交錯したり、大鳥公使の所見に依れば最早茲に日清兩國の間に一衝突を起し、之を打破したる後にあらざれば、朝鮮の改革は得て望む可からず、是れ國王に向ひ稅政改革の必要を功奏したる所以にして、此上は清韓宗屬關係を明かにする爲清國政府の公文中「保護屬邦舊例」牙山の軍司令官が告文中「愛恤屬國」又は「保護藩屬」等の文字を摘擧し、朝鮮政府の承認する所なるや否やを詰問し、此の如き名義を以

大鳥公使稅
政改革を朝
鮮政府に返

*M

て派來せし清兵は朝鮮の獨立を侵害するのみならず併せて日韓條約の明文を蔑視するものなるを以て速かに之を境内より撤退せしむべしと警告し、又我政府が勸告する提案に對し、朝鮮政府の決答を促がし、或は我勸告に應せざるに於ては、條理の許す限り其實行を逼るに在りとしたり。而して外務大臣より同公使に對する訓令の要旨(六月二十日訓令)は、日本は嘗て朝鮮との舊交隣好を重んじ、且つ東洋の大局に顧みる所あるを以て、他國に卒先して修好條約を締結し、其一個の獨立國たることを列國に表彰したり、然るに朝鮮は徒らに舊章を墨守し、未だ宿弊を除去せず、内亂續起し、竟に自主獨立の根基を瓦解し、屢々累を隣邦に及ぼし、延て東洋大局の平和を擾亂せんとするの虞あり、是れ我國は隣邦の情誼に於ても、亦自衛の道に於ても拱手傍觀する能はざる所以なり、因て同國政府は稅政改革の道を講じ、速かに自主獨立の實を擧げ、王國の光榮を永遠に維持するの計を索む可しとの意見を勸告し、而して改革の要領として「官司の職守を明かにし、地方官吏の情弊を矯正す可し」「外國交渉の事宜を重んじ、職守其人を擇む可し」「裁判を公正にす可し」「會計出納を嚴正にすべし」「兵制を改良し警察の制を設く可し」「弊制を改定す可し」「交通の便

を起す可し」等の條綱を舉止すべしと云ふに在りたり。

朝鮮政府の内部には清國黨依然として勢力を占め居るが故に、清國を憚かり内政改革の勸告に應ずるを好まざれども、大鳥公使が背後に強大なる兵力を負ひ、且つ其勸告する所條理に於て至當のことなるを以て、之を峻拒すること能はず、竟に國王は罪己の詔を發布するに至りたり。而して宗屬問題の決答は翌日を限りたるも、是れ朝鮮政府の最難問題にして、假令大鳥公使が背後に強大なる兵力を負ひ、其勸言亦正當なるも、前に言へる如く清國使臣の勢力も亦依然として其閣臣の一半以上を支配するが故に、こゝに判然たる答案を決することは恐らく難中の難たらざるべからず。大鳥公使の嚴促又嚴促、而して得たる其答辯の要領に依れば、朝鮮は、自主の國なり、清國の稱して屬邦なりと言ふと言はざるとは清國の隨意なり、且つ援兵は朝鮮政府より請求したるに依り、來派したるものなりと云ふに外ならず。大鳥公使は一方の問題たる改革綱目を擧示せざるべからず、七月三日を以て「中央附一政府并に地方制度を改正し、并に人材を採用すること」「財政を整理し富源を開發すること」「法律を整頓し裁判法を改正すること」「國內の民亂を鎮定し安寧を維持す

附錄第一
參照

るに必要なる兵備を設くること『教育の制度を確定すること』の五大綱に附するに細目を以てし、之か實行の必要を提言し、採否の決答を限るに五日間を以てしたり。然るに其決答期間は空過したるを以て、趙督辦に向ひ、更に決答を促がし、朝鮮政府は終に改革委員を任命し、大島公使は同十日是等の委員と南山々麓の老人亭に會同し、改革案の解説を詳述し、其殘餘の各條は翌十一日再び會同して之か説明を與へ、其内緊急を要するものは三日間を限り、他は十日間を限り實行すべしと勸告したり。

一方宗屬問題の決答尙ほ明確を缺き、他方改革の實行今や遲疑逡巡の裏に在り、而して清國政府の態度尙ほ瞭然ならず、日本政府の對清決意にも尙ほ不安の觀あり、此錯綜したる狀況は、反面の事情に依りて自ら明白なるを得へし、蓋し其主なるものは英露の兩面的調停是なり。

其五 英露の兩面的調停

清國政府が日本政府より第一次絶交書に接したる其翌日、即六月二十四日に至り、在天津露國公使は本國政府より清國に留まり、日清事件の交渉に當る可しとの訓

英露の第一
次調停

き

令を受け、同時に此旨を北洋大臣李鴻章に通じ、又在日本露國公使も亦本國政府の訓令を受け、日本政府に宣言する所あり、即ち『若し清國政府にして朝鮮へ派出の軍隊を撤去せば、日本政府も齊しく撤去するに同意せらるべきや』と云へり、日本政府は之に答ふると同時に證言を與へ、『其大體に於て異議なきが如しと雖、朝鮮現下の形勢と清國政府が元來外交に信なき經驗とに徴し、容易に之を信憑する能はず、且つ日本政府は朝鮮の平和と獨立とを確實ならしめんとするの外、他意なきのみならず、日清交争の結果如何に成り行くも我れより進んで攻撃的に事端を開かざるべし』と言へり。同月三十日露公使は更に本國政府の訓令に依り、『朝鮮政府は内亂已に鎮定せし旨を宣言せり、然るに日本政府に於て清國と同時に其軍隊を撤去することを肯んずる能はざれば、重大なる責に任せざるべからず』と勸告せり。依て日本政府は在露西公使に訓電して露國政府に交渉する所あらしめ、更に七月二日を以て其勸告に答へ、『朝鮮政府の稱して内亂鎮定せりと云ふも、日本政府の接受したる最近の報告に依れば、内亂の原因未だ全く艾除せられざるのみならず、亂徒も亦全く平定したるにあらず、且つ日本政府は該國の内亂にして平定し、將來何等の

露國の調停

危険を要せざるに至るときは其兵を撤するは勿論なり」と云へり。此回答に對し、七月十三日露國政府は「日本政府が侵略の意思なきのみならず、朝鮮の内亂にして平定し、將來危険の虞なきに至らば、其軍隊を撤去すべしとの言に對しては大に満足せり」と答へ、且つ其末段に於て日本政府の意志にして此の如くなる以上は、一時も速かに日清兩國の間に妥協を謀り、平和の局を結ばれたし、且つ朝鮮は隣國なれども、今日暫らく傍勸の位置に立つべしとの意を附言し、以て表面には満足を表しながら、尙ほ何時にても容喙すべき餘地を残し置けり。

英國の調停

轉じて英國の調停態度を見るに、在北京英國公使は又在日本代理公使に電報し、日本政府に向ひ、清國政府にして若しも日本政府の示されたる提案に従ひ、更に會商するを肯んせば、日本政府は之を諾せらるゝや否やを問はしめたり。日本政府は素より當時清國政府が斯る信すべき意志なきとは其知るところなれども、さればとて何の理由もなく其申込を拒絶するを得ず、依て清國政府にして果して日本政府が提案の趣旨に基き會商せんと欲せば、日本政府は勿論之を拒まざるべしと答へたり、此回報を手にしたる英公使は之を總理衙門に告げ、更に日本政府と會

商すべきことを勸告したれども、總理衙門の方針は右英國公使の提言と一致せず爲めに會商のことは自然中止の姿となれり。是等英露の兩面的調停は一方清國政府及び北洋大臣をして嚮望する所あらしめ、他方日本政府をして外交上之れが應答に顧慮する所あらしめたるは、自ら清國態度の不明確と、日本政府に若干の顧慮を有せしめたるものなり。

日清間關係の雲行の半面は之れを以て伺ひ知るべきも、朝鮮の上に實行されつゝある二大綱進行の半面は、之を在朝鮮清國使臣と李鴻章との電信往復に徴せざれば明かなるを得ず、蓋し袁公使は大島公使の提起したる宗屬問題を急電し、李北洋大臣は「朝鮮をして清國の屬邦にあらずと答へしむべからず、今や露國の調停中に在り、必らず結果の見るべきものあらん」と電訓し、尙ほ別電を以て「若し朝鮮にして清國の屬邦にあらずと答ふるにあらんか、清國當さに兵力を以て其罪を問ふべし」と言へり。是れ實に朝鮮政府の遲疑逡巡首鼠兩端決すること能はざりし消息を語るものたらずんばあらず。

其六 英露調停の不成立より生じたる日清間の關係…朝鮮に

清國政府に
對し日本政府に
通牒の最後の政

英露の第一次調停は七月十三四日の頃を以て不成立に歸したり、是に於て日本政府は斷然第二次絶交書たる最後通牒を清國政府に致し「朝鮮に於て屢次變亂の生ずるは其内政の紊亂に基因するものにして、我政府は日清兩國の該國に於ける、何れも其關係常に緊要なれば、今該國をして内政を釐革し、以て變亂を未萌に絶たしむるに如かざるべしとの所見を以て、此意を清國政府に提出したりしに、何ぞ料らん清國政府は此提議に従はず、只望むに撤兵の一事のみを以てす、是れ實に我政府の深く訝る所なり、又其後在北京英國公使は友誼を顧重し、日清兩國をして妥協の局を結ばしめんと欲し、盡力調停する所ありしも、清國政府は依然撤兵の事のみを主張し、毫も我政府の意に應ずるの色なし、是に由て之を觀れば、清國政府は意ありて事を滋すものにして、則ち事を好むに非ずして何ぞや、今後因て以て不測の變を生ずるとあるも、我政府は其責に任せず」と聲明したり。此最後通牒に接したる清國政府は、此日を以て如何なる決心を取りたるか、其依頼せる英露の調停も今や其效力なく言ふまでもなく、今は實力の争點に立たざるを得ざる場合となりたり。

朝鮮に於ける
内政改革の
實行の初期

一方朝鮮に於ける状況を見るに、此日は是れ大鳥公使が提出したる改革問題中緊急を要するもの、決答日に當れり、此頃已に斷然たる訓令を手にする大鳥公使は峻然として其會同を要求したり、此日朝鮮政府は革新機關たる校正廳なるものを設けたり、然れども此日の會同を爲すを得ず、十五日となれり、此日午後三時改革委員三名と共に老人亭に會同し、先づ政府の決議如何を質問したるに、委員長申正熙は書面に據り、長時間に亘る演説を試みたり、其要は「日本政府の勸告は感謝に堪えず、朝鮮政府に於ても十年以來内政改革の必要を感じ、漸次着手したるも未だ其實効を收むる能はざる際、南道の民亂發生し、且其他の地方に於ても屢々民擾起りたるを以て、廟議は此際改革を斷行せざるべからざること、決し、之が爲め國王は嚴重なる勅令を下し、校正廳を設け、夫々委員を命せられたることなれば、遠からず、新の政を觀るに至る可し、然るに今天軍を駐屯し、期限を立て、改革の實行を促さるゝことは、聊か内治に關預するの嫌あり、隨て修好條規第一條の趣意に適はず、朝鮮政府にして若し此請求に應ずるときは、恐くは有約各國は均霑の例に依りて各自勝手の注文を申出づ可し、然るときは朝鮮自主の體面を傷くる恐れあり、加之大

軍駐屯の間は民心驚擾して治らざれば到底改革の目的を達し難かる可し、故に先づ駐兵を撤去し、有期改革案をも撤回せられたし」と云ふに在り、大鳥公使即ち一々之に辨駁を加へ、之を説破したるを以て、彼等は僅に「日本政府の勸告に對し、朝鮮政府は之を採用したる旨公文を以て、之を回答す可し」と云ひ、此日の會議は了れり、然るに翌十六日黄昏に至り、外務督辦よりは留兵を撤去せば改革に着手すべしと答へ、又改革委員よりは軍隊を撤去し提案を撤回せば改革に着手すべしと答へ來り、尙ほ會て大鳥公使より京釜間電信修覆の事に就て「是れ條約上の義務として韓廷に於て擔當すべきことなれども、若し其力足らずして急に之を處理する能はざれば、日本政府は姑らく代りて之を擔當すべし」と切商しつゝありしとに對しても「朝鮮政府は京釜間電信は天災の爲め現今阻絶しあれども、之を修覆するは國家自行の權利なれば、他國が代りて之を處理するを許すは國權を損ずるの恐あり」と答へ、體度反て頑強を加へ來り。今は已に事局の切迫を疏開すべきの途なき状態となり、一方に於てたとへ當時在朝鮮國列強代理公使の日清兩國使臣間に往復斡旋する所ありしも、朝鮮に於ける現實の狀況は、唯刻一刻其形勢の險惡を示し、晴

雨計の益沈下するを見るの外なし、此頃七月十六日に至り、皇帝の内命李鴻章に下り作戰計畫を立てしめたり、李鴻章の計畫電奏に依れば「漢城仁川附近一帶は已に日本兵水陸の頒布嚴密なり、是まで中國より兵を朝鮮に進むるには、皆平壤北路より進發す、現に總兵衛汝貴を派し盛軍馬步六千餘人を從へて平壤に進め、宋慶の所部提督馬玉崑は毅軍二千を從へて義州に進み、又均しく分て海路より大東溝に至り前進し、軍需品を輸送し、缺くる所なからしめ、並せて盛京將軍に電商して、左寶貴を派して馬步八營を從へ、平壤に進み、各軍と會合し、漢城を救はんことを圖らしむ、葉志超の一軍に至ては、已に該提督に電商して平壤に移して厚く其勢を集めしむ、又丁汝昌を派し朝鮮の海面に往きて策應に資せしめん、是れ目前の布置大略の情形なり、沿海の各口に至ては、旅順、大連灣、威海衛等の如きは早く布守の嚴整せるを経たり」とあり。又清國政府は李鴻章に向ひ「旨を奉ず、現在倭韓の情事已に將に決裂せんとし、勢挽す可らざるが如く、朝廷一意に戰を主とす、李鴻章身重寄に膺り、兵事を熱暗す、斷じて意に奮畏を存す可からず、著して前旨を凜遵し、布置進兵の一切の事宜を將て、迅て籌を覆奏す可し、若し顧慮前まず徒らに遅延せば、誤を事機に貽す

を馴致せん』との最後の訓令を與へたり、然るに尙ほ遲疑の痕跡あるを免かれざるは、英露の第二次調停ありたればなり。

朝鮮政府に對する四個の提議

*Q

*R

是に於て大鳥公使は斷然七月十九日を以て、二提議を朝鮮政府に提出したり、『其一是京釜間に軍用電信を架設することを日本政府に於て自ら着手す可し』と云ひ、他の十は『朝鮮政府は濟物浦條約に遵由し、速かに日本國軍隊の爲めに相當の兵營を建築すべし』と迫り、翌二十日を以て更に二提議を提出し、『清韓^Q水陸貿易章程等其他朝鮮の獨立に牴觸する清韓間諸條約は一切之を廢棄すべし』、『在^R牙山の清兵は元と不正の名義を以て派來したるものなれば、速かに之を撤退せしむ可し』と迫り、尙ほ此決答は二十二日を以て限りすと迫まれり。

記してこゝに至り余は讀者が一たび以上の經過を回想せんことを要求す、即ち日本政府は朝鮮政府に對し、獨力内政の改革に着手したるも、其勸告は朝鮮政府の實行を見る能はず、是に於て日本政府が事務局一轉の爲めに運用したる内政改革問題は朝鮮政府の之を用ひざる爲、再轉して宗屬問題となり、先きに一線に停止の状態に在りたる宗屬問題は活動し來れり、約めて言へば一は即ち清韓宗屬關係を消滅

英露の第二次調停

すべし、一は即ち不正の名義を以て派來する清兵を退去せしむべしと云ふに在り、是れ實に朝鮮政府の最大難問なり、然れども條理に於て争ふべからず、加之日本政府派遣の混成旅團は、已に京城附近に集中したり、何時にても公使の要求する手段の最高限に應ずるを得るなり、清國公使は此形勢を看取し、領事唐紹儀を殘し、突然歸國の途に就きたり。

是時に方り露國政府は七月二十一日、日本政府に向ひ嚴厲なる申込を爲し、『日本政府が朝鮮に對する要求が、若し朝鮮政府が列國と締結したる條約と背馳するものなるときは、露國は決して之を有效のものと思ふを得ず』と云ひ、英國政府も亦殆んと同時に、『日本政府にして尙ほ會商を肯んせば、清國政府は未だ全く妥協の望なきにあらず』と申込みたり。今となりて日本政府が之に應答すべき間隙なければ、此の提言に對し、何等の理由もなく拒絶するを得ざるが故に、『清國政府にして適當の筋道に依り、日本政府と會商するを計らば、日本政府は之を諾す可し、又清國政府にして今後兵を朝鮮に増派せば、日本政府は之を以て脅嚇の處置と見做す可し』と答へたり、英國政府之に黙止する能はず、更に、『日本政府の要求は兼て明言せし所

に反し、天津條約を無視したるものなり、斯る政略を固執し開戦するに至らば、其結果に對し日本政府は其責に任せざるべからず」と照會し來りたるを以て、日本政府は「英國政府の言明は日本政府の所信と反す、且つ清國政府にして最初英國公使の友誼ある提言に従ひ、日本政府と誠實に會商せしならば此の如き場合に立至らざりしならん」と言明したり。此の如き英露の第二次調停あるが爲、李鴻章が朝鮮の事態日に切迫し、已に其必用なる準備を整へながら、一方には尙在朝鮮使臣に英露の調停或は望みあり云々の訓令を下せし所以なり。

專局の切迫殆んど其頂點に達し、朝鮮政府は大鳥公使の要求に對し、此の如き重大なる問題を決すべき勇氣なきは勿論、殆んど其顧問たる袁公使は已に去て京城に在らず、領事唐紹儀に計るも以て日本公使に答ふべき要領を得ず、宮中會議は夜を徹したるも果して如何なる決議を爲し得たるや、七月二十二日は來れり、朝鮮政府の答は例に依て漠然たり、大鳥公使は開化黨たる金嘉鎮、安嗣壽の輩を利用し、尙ほ繫獄中なりし鄭雲鵬(大院君の寵臣)を起して、大院君を説かしめ、又大鳥族團長に交渉する所あり、依て二十三日趙督辦に最後の公文を送致し、朝鮮政府は日本政府の

朝鮮政府に對する最後の公文

※

勸告に對し、期日に至るも満足なる回答を與へず、最早日本政府は當然自ら爲すべき所を爲すの外なし、事宜に依れば、我權利を伸張する爲め兵力を使用するも計られず」と言明したり。此日拂曉龍山に屯營する若干の兵員を急に入京せしめたる際、王宮の近傍に於て突然韓兵より發火したるを以て、日本軍隊は之れを擊破し追撃して城門を開き、闕内に進入したり。朝鮮政府の狼狽は名狀すべからず、諸閥事大黨は遁逃し、所謂開化黨は得意の顔色を現はし、大院君は王命に依り入闕したり。尋て大院君は正堂に出で、國王に代り、大鳥公使を引見し、自今國政を總裁すべき王命を受けたるを告げ、内政改革の實行を約し、大鳥公使は在京城各國使臣に通告書を發したり。此の如き非常の經過を以て朝鮮政府の當局者は一變し、内政改革の實これより擧るべき状況となり。一方に於ける清兵驅逐の事如何ん、國王及大院君は七月二十五日大鳥公使に向ひ、外務督辦をして「牙山駐屯の清軍を驅逐する爲めに援助を與へられたし」と依頼せしめたり。この日、日韓攻守同盟の約成り、清韓間の諸條約は總てこれを廢棄し、これが通告の手續を了し、清國代理領事唐紹儀は卒然歸國したり。

日韓攻守同盟

以上の情形を一括するとき、日清間の主要問題たる一源に歸着するを見る可し。即ち内政改革問題の再轉して日韓の間に宗屬問題となりて活動したるは、前に約説せし如くなれども、日清の間には依然として一縷の線上に停止し、之が最後の解決を俟たざるべからず、已にして恰も朝鮮に在て問題解決の日に當り、日清兩國海軍は豊島附近に接觸して戦闘を開始し、又清兵驅逐の爲、日本軍隊と清國軍隊とは成歡に砲火を交え、平和の望全く斷絶し、日清兩國の公使館は俱に撤回したり。抑日清兩國の關係は由來朝鮮の屬否問題に挂りありたるが、偶々東學黨の峰起より延て日清兩國の派兵となり、其行文知照の文句上に屬邦問題の爭端を生じ、六月十二日の交渉に於て其一線に停止し、此交渉は一轉して朝鮮内政共同改革案となり、清國政府之を拒絶したる爲、日本政府は六月二十二日第一次絶交書を送りて、又た此一線に停止し、日本政府は獨力朝鮮内政改革の實行に着手したり、時に英露兩國政府は日清の間に調停を試みたるも其效なく、日本政府は更に第二次絶交書を送りて、更に又一線を劃出したり、一方朝鮮政府日本政府の勸告に應せざる爲、内政改革問題は再轉して宗屬問題となりて、對朝鮮の政局上に活動し來り、他方英露は

更に調停を試み、後無効に了りたると殆んど同時に、朝鮮に於ける事局は終に抉裂し、間もなく日清の間終に抗敵働作は開始せられ、砲火の交換を見、平和の望全く斷絶したり。而して日韓修好條規第一條、濟物浦條約第五項、及天津條約第三項皆悉く日清戦後起頭に挂れる至重約文たらざるはなく、是れ余が特に叙事中に記憶を要求したる所以なり。

其七 抗敵働作の開始……日清兩國實力の接觸

抗敵は如何にして開始せられたるや、七月二十五日午前七時と八時との間、豊島沖に於て日清兩艦隊の間に砲火は交換せられたり、即ち日本海軍秋津洲吉野浪速の三艦と、清國海軍濟遠廣乙の二艦と相接觸し、濟遠先づ砲火を聞きたるに始まり、戦闘の後濟遠は敗走し、廣乙は沙礁に坐觸し、間もなく清國砲艦操江日本艦隊の捕獲する所となれり、浪速は敗艦を追撃中、同午前九時英國旗章を掲げ、清國軍隊を輸送せる運送船高陞號に出會したり。此時已に交戦開始後なるを以て、其交戦者の權利を行はん爲、運送船を搜索し、亦或る場合には何等の強制手段をも施し得べきは勿論なり、故に浪速は先づ信號を以て停船を命じたるに、高陞號船長は直に之に應

じ、其他浪速の下したる命令に對し、一も違背する所なかりしと雖、同船に乗組たる清國將官は該船長を抑制し、總て浪速の命令に服従せしめず、浪速は兩回迄も其短艇を發し、該船々長に就て懇諭したるも、尙ほ其目的を達し得ざるを見て、竟に最後の信號を掲げて該船内の歐人をして各自に活路を求めしむるの便宜を與へたるの後、之を砲撃して沈没せしめたるは正に午後零時四十分なり。此の如く殆んど四時間に亘り、浪速艦長が容易に最後の手段を決行せざりしは、其注意の周到なると國際法上何等失當の所爲なかりしことを立證して餘りあるべし、此高陞號擊沈事件は痛く英國の國論の激蕩し、正に一の紛争を惹起せんとせしも、事實上日本軍艦の行爲は正當にして英國に於ける公平なる國際法學者亦其正當なるを唱道し、此争議は間もなく中止するに至りたり。

第四節 宣戰布告

其一 日清兩國皇帝の宣戰

兩國の宣戰

日清兩國の交戰は事實の上を開始せられ、日本天皇は宣戰の詔勅を布告して曰く

天祐を保全し、萬世一系の帝祚を踐める大日本帝國皇帝は、忠實勇武なる汝有衆に示す、朕茲に清國に對して戰を宣す、朕が百僚有司は宜しく朕の意を體し、陸上に海面に清國に對して交戰の事に從ひ、以て國家の目的を達するに努力すべし、苟も國際法に戻らざる限り、各々權能に應じて一切の手段を盡すに於て、必らず遺漏なからんことを期せよ。惟ふに朕が即位以來、茲に二十有餘年、文明の化を平和の治に求め、事を外國に構ふるの極めて不可なるを信じ、有司をして常に友邦の誼を篤くするに努力せしめ、幸に列國の交際は年を逐ふて親密を加ふ、何ぞ料らん清國の朝鮮事件に於ける、我に對して著々鄰交に戻り、信義を失するの舉に出んとは。朝鮮は帝國が其始めに啓發して列國の伍伴に就かしめたる、獨立の一國たり、而して清國は毎に自ら朝鮮を以て屬邦と稱し、陰に陽に其内政に干渉し、其内亂あるに於て口を屬邦の拯難に藉き、兵を朝鮮に出したり、朕は明治十五年の條約に依り兵を出して變に備へしめ、更に朝鮮をして禍亂を永遠に免れ、治安を將來に保たしめ、以て東洋全局の平和を維持せんと欲し、先づ清國に告ぐるに協同事に從はんことを以てしたるに、清國は翻て種々の辭柄を設け之を拒

みたり。帝國は是に於て朝鮮に勸むるに其稅政を釐革し、内は治安の基を堅くし、外は獨立國の權義を全くせんことを以てしたるに、朝鮮は既に之を肯諾したるも、清國は始終陰に居て百方其目的を妨碍し、剩へ辭を左右に托し、時機を緩にし、以て其水陸の兵備を整へ、一旦成るを告ぐるや、直に其力を以て其欲望を達せしとし、更に大兵を韓土に派し、我艦を韓海に要撃し、殆んど妄狀を極めたり、即ち清國の計圖たる明かに朝鮮國治安の基をして歸する所あらざらしめ、帝國が卒先して之を諸獨立國の列に伍せしめたる朝鮮の地位は、之を表示するの條約と共に、之を蒙昧に付し、以て帝國の權利利益を損傷し、以て東洋の平和をして永く擔保なからしむるに存するや、疑ふ可らず。熟々其爲す所に就て其謀計の存する所を揣るに、實に始めより平和を犠牲として、其非望を遂げんとするものと謂はざる可からず、事既に茲に至る、朕平和と相終始して以て帝國の光榮を中外に宣揚するに專なりと雖、亦公に戰を宣せざるを得ざるなり、汝有衆の忠實勇武に倚賴し、速かに平和を永遠に克復し、以て帝國の光榮を全くせんことを期す。と、而して清國皇帝の宣戰詔勅に曰く、

上諭、朝鮮は我大清の藩屬たること二百餘年、歳々職貢を修めしは中外の共に知る所たり、近ごろ十數年、該國時々内亂多し、朝廷小を字ふを懷となす、疊次共を派し、前往戡定す、並に員を派し、該國の都城に駐紮し、隨時保護せしむ、本年四月の間、朝鮮又土匪の變亂あり、該國王兵を請ふて勦せんとす、情詞迫切なり、即ち李鴻章に諭令して兵を發し、赴き援けしむ、浦め牙山に到れば、匪徒星散す、即ち倭人故なく兵を派し、漢城に突入し、嗣て又兵を増す萬餘、迫りて朝鮮をして國政を更改せしめ、種々要狹して理を以て諭し難し、我朝藩服を撫綏する、其國內の政事は向に自理せしむ、日本朝鮮と約を立つ、與國に係屬す、更に重兵を以て欺壓し、強て革政せしむるの理なし、各國の公論皆日本の師出づるに名なく情理に合はざるを以て、勤めて兵を撤し、和平商辦せしむるも、乃ち竟に悍然として顧みず、成説なきに迄て、反て更に陸續兵を加ふ、朝鮮の百姓及び中國の商民、日に驚擾を加ふ、是れを以て兵を添へ、前往保護せしむ、行て中途に至れば、突として倭船多隻あり、我不備に乗じ、牙山の口外海面に在り、開砲轟撃し、我運船を傷く、變詐の情形殊に意の料あり及ぶ所に非ず、該國條約に遵はず、公法を守らず、任意騷擾、專行詭計、聲は彼より

開く、公論昭然たり、用て天下に布告し、朝廷此事を辨理するに於て、實に已に仁至り義盡く、而して倭人盟を渝へ覺を肇く、無理已に極まる、勢ひ再び姑容を與へ難きを曉然たらしむ、李鴻章に著して嚴飾し、各軍を派出し、迅速進剿、雄師を厚集し、陸續進發以て韓民を塗炭に拯はしむ、並に沿海沿江各將軍督撫及統兵大臣に著して戎行を整飾し、倭人の輪船各江に駛入する有るに遇へば、即ち迎頭に痛撃を行ひ、數を悉くして殲除せよ、稍退縮ありて罪戾を干すを致すを得るなかれ、此を將て通諭して之を知らしめよ、此を欽め。

と、朝鮮問題は兩帝國をして終に砲火の慘劇を餘儀なくせしむるに至れり。

其二 宣戰布告に露說せられたる作戰計畫

日本天皇の宣戰布告は其正大公明の意義に於て、國際公法上遵法の一大基礎の上に確立したるを見るべく、清國政府は其皇帝の宣戰詔勅を藉り、其固有の屬邦説を主張し、日本政府が強大の兵力を負ひ、内政改革を朝鮮政府に逼りたるを非とし、英露兩國の勸告をも拒絶したるを難し、交戰を挑發したりとて、其不條理を鳴らし、要するに日本政府の行爲を非難するに勉めたり、而して殊に一特徴として見るべき

清國皇帝の
宣戰布告に
對する露國
の露說す

ものは其各軍を派出し迅速進剿し、雄師を厚集し、陸續進發以て韓民を塗炭に拯はしむの一段は、作戰計畫を露說したる者なることこれなり。加之又、並沿海沿江各將軍督撫及び統兵大臣に著して戎行を整飾し、倭人の輪船各口に駛入するに有るに遇は、即ち迎頭に痛撃を行ひ、數を悉くして殲除せよと、是れ明かに海上私有財産免除に對し、豫て清國政府が申込みたるものに反し、凡そ日本船舶の清國の海岸に到るべきものは、詔勅の命するが如く、痛撃を受け、數を盡くして殲除せられざるべからざるものなり。(海上私有財産免除のことは恰も清國政
府より提議しありたるものなり)

第五節 局外中立

日清兩國政府は已に交戰國として角立したり、而して從來此事局に容喙せし第三國は如何なる中立態度を取りしや、其態度の如何は實に後來の形勢に關するもの多きが故に、其不完全中立たると完全中立たるとに論なく、讀者は此に精犀周到なる注意を拂はざるべからず、而して之に先だち、少しく開戰以前に於ける第三國の態度を概約するの必用あり。

由來極東方面に最大利害を有するものは英露二國にして之に亞ぐものを佛獨二國と爲す、而して英國政府は主として通商貿易の利害を標準とし、露國政府は重に略地政策の障否を標準とし、佛國政府は南清方面の經營を主とし、又露佛同盟の行掛よりして露國政府の運爲に随伴せざるへべからず、獨逸政府は當時に在ては以上三國の如き大利害を有せざりしも、歐洲自家政策の爲めには、亦全く野心なきにあらざりしなり。之れに加ふるに、此四國政府が極東方面の利害、其裏面には互に歐洲自家の政策と關連し、其形勢の變化容易に判斷すべからざるものあり、換言すれば四國政府の意底を忖度するには、單に極東方面のみの利害を以て論斷すべきにあらず、同時に歐洲自身の政策との關係をも討究せざるべからず、此時に於ける狀況は實に日清戰役が將來に生産すべき現象、即ち獨り亞細亞に於ける歐洲強霸權力の均衡のみならず、歐洲に於ける勢力均衡に波及すべき大勢の遠因となれるものにして、列強の外交關係に對して自ら原因たるの位置に立ちしものなり。英露兩國政府が各其政策を實行し更に清國に於ける勢力を伸張せんと欲せし結果、日清事件に關し、露國政府が日本政府に向て嚴厲なる調停を試みたりしこと、及

び英國が清國政府に向て更に妥協を計らんことを勸告し、又日本政府に向て嚴厲なる照答を爲したることは、已に前に述べたるが如く、此兩者の調停も其效なかりしと雖、其後露國政府は日本政府に向て何時にても容喙の餘地を残し、清國政府に向ては其依頼心を繋ぎありたり。

開戦の後、英國は八月七日嚴正中立を宣言し、周密完備せる宣言書を公布したり。抑も英國政府が日本政府及び清國政府に對し、調停を爲したる後、最後に於て嚴厲なる照會を日本政府に致し、其一たび戰爭の開始を見るや、即ち完全周到なる中立宣言を發布したるは、英國の政略として一の理由あり、元來清國に於ける英國使臣が調停の開始は、露國使臣の運動を遷視する能はざるに起り、即ち英露兩國が清國に於ける威信勢力の關係より起りたるものにして、表面に於ては二者其利害を異にし、即ち一は日清平和の擾亂は通商上に大關係あるが爲めなりとし、他は自己領域國境の利害あるが爲めにしたるものなれども、清國に於ての實情は全く勢力上の關係より來りたるものなり。而して二者共に其效なかりしと雖、英國が此際に執るべき方針は、徒らに露國の舉動と相追ひ、又は觀望すべきにあらず、寧ろ驍然と

*
英國の中立

露國の中立
態度

して、不偏の地に立つに如かざるなり、其内實は連合干渉を提起し、前段の失敗を回復するの意圖ありしにもせよ、兎に角嚴正不偏の宣言を爲したるは、普佛戰役當時の外交主義と同じく、依て以て成るべく他國の交戦に加はらざらんことを慮り、範圍の制限を立て、以て其利益を保護せんとせしにあらざるを得んや。

露國政府は如何、元來其中立態度に關しては甚だ疑ふべき者多し、普佛戰役に方りても、中立宣言に附するに戰爭の成行に依り露國の利益に影響せざる限りは中立の地位を保つべしとの條件を以てし、尙ほ總て戰爭を短縮して歐洲の平和克復を促進せんとするの舉に對し、帝國政府は直に贊同するの自由を保有すと云ひ、以て他日容隊の餘地を作りたるが如く、想ふに露國政府が日清戰役に對する中立態度も、日本政府の使臣に向ひ、若くは日本に駐在せる自國使臣に訓令し、日本政府に言はしめたる所のもの、想像するに難からず、其戰場の朝鮮西境より、延て清國滿洲に及び、其占領區域は己れに接すべきものなれば、若し戰局の大ならずして日本軍が鴨綠江を涉らざる前に終局するときは、露國の蒙るべき利害は大ならずも、若し鴨綠江を涉り滿洲を席卷し、旅順の要塞陥るときは、南滿は全然清國の有にあらす。

佛國の中立
態度

果して然るときは、露國の蒙るべき利害に影響する頗る大なるものあるを以て、恰も普佛戰役に於て爲したる如く、此戰爭が露國の利害に關せざる限りは、中立の位置を保つべしと言ひしに過ぎざるべく、是れ露國が始めより爲したる調停運動に徴するも測定するに難からざるなり。假りに露國の位地に立ちて一考するに、他日戰役進行の度合に於て、殊に目前自己に大利害ある地點の戰場たる限り、容隊干渉の餘地を存し置かざるべからざるは當然のことのみ。

佛獨政府は如何、言ふまでもなく、佛國は露國の運爲に隨伴するものたり、然れども中立態度に關しては何等の聲明を爲さざりしが如し、獨逸政府は此時に嚴正中立を宣言したり、然れども注意の傾注さるゝ所は測るべからざるものありしなり。其他埃國は慣例なしとの故を以て別に宣言する所なし、尋て伊太利政府和蘭政府葡國政府丁抹政府瑞典那威政府米國政府等皆中立の通告を爲したり。

以上第一章の紀事は日清間平和扶裂して砲火を交換するに至るの原因より、第三國が各々其態度を示すに至りたる状況を約説したるものなり。

* A 明治二年訂結日清修交條約第一條に曰く「爾後大日本國大清國倍敦和誼與天壤無
第一編 最近に於ける極東全政局の原因…遠因…上 第一章 日清戰役の原因 七一

窮即兩國所屬邦土亦各以禮相待不可稍有侵越俾獲永久安全」

* B 此報告を提出せしは佐田直寛、森山茂等なり

* C 臺灣の生蕃我琉球島民を虐殺したる事件の爲副島外務卿之れが第一回談判に任ず

* D 森公使と總理衙門との往復公文抄出(譯文は原譯に従ふ)

森公使よりの照會(一)
大日本國欽差全權大臣森照會を爲す事本大臣明治九年一月十日に於て貴王大臣と晤會し朝鮮約に背き使を拒み況んや江華に在て我船を砲撃す今我政府猶ほ主和の使臣を遣はし彼に往て事を問ふ其仍前芥帶して事を憤るを恐るゝや本大臣に命じて之を貴國へ告げ以て兩國隣並の誼を昭かにする等の情を詳述せり貴王大臣の言に據れば朝鮮は屬國と曰ふと雖ども地固より中國に隸せず故を以て中國曾て内政に干與する無く其外國と交渉するも亦彼國の自主するに聽せたるは相強ゆ可からずとの語なり由是觀之朝鮮は是れ一の獨立する國にして貴國の之を屬國と謂へるは徒らに空名の爲めに自ら海疆を保安するの義を盡さざるを得ず此に因て凡そ事の朝鮮日本の間に起るものは清國と日本國との條約上に於て關係する所無し茲に本大臣專に臨み意を決し本國へ回明する此の如く相應さに文を備し貴王大臣へ照會し查照せば可なり須らく照會者に至る可し右大清欽命總理各國事務王大臣へ照會す(明治九年一月十五

日)

森公使より照會(二)

大日本國欽差全權大臣森照會を爲す事明治九年一月十八日貴王大臣の覆文を接准す内に修好條規内に所屬邦土と載せたるは朝鮮は實に中國に屬せる邦の一なること人の知らざるなし合き修好條規の所屬邦土不相侵越の意を照らして彼此同守し敢て斷するに己れの意を以てし條約に關係する所なしと謂はざる可し等の語を稱したる本大臣實に未だ其意の所在を明解する能はず因て思ふ貴王大臣條規の所屬邦土不相侵越の意を引く所以のものは蓋し將來我國朝鮮と交渉して凡そ該國政府及其人民より我に向て爲す所の事有るに就て即ち貴國より自ら其責に任ずるの謂なる歟若し自ら其責に任ずる能はずと謂はゞ屬國と云ふと雖徒らに空名のものなれば即ち我國自ら其理を伸へざるを得ず條規に於て何の關係することあらんや相應さに貴王大臣に照會す希くは明覆せば可なり須らく照會者に至る可し右大清欽命各國事務王大臣へ照會す(明治九年一月十九日)

森公使より照會(三)

大日本國欽差全權大臣森照會を爲すの事明治九年一月二十九日貴王大臣の覆文を接准す内に朝鮮の中國の屬國たること中外共に知る屬國は屬國の分際ある古今の同じき所朝鮮は實に中國に屬する所の邦の一にして即ち中國之れ自ら任ずるなり豈に屬國を空名と爲すと謂ふを得ん豈に條約に於て關係する所無しと謂ふを得ん等の語を

稱す本大臣查するに謂ふ所の中國自ら任するの一語言短く意致にして其自ら任する所の者果して何事ぞ實に猶ほ未だ明かに其意を悉くす能はず又屬國空名ならずと謂ふ而して其空名ならずざるの實亦曾て見ざるに似たり又類りに兩國屬する所の我の邦土稍や侵越ある可らざる等の語を以て敢へられ是れ何ぞ劇かに侵越を以て言と爲さんや此等の處本大臣實に未だ解する能はず又敢て己れの意もて自ら解せず惟た本大臣前次の照會に稱する所の我國と朝鮮と交渉す其該政府及び其人民我に向ひ爲す所の事實國能く自ら其責めに任するや否やの處其前後曾て未だ一の確斷の言を獲ざれば則ち千本大臣仍て當さに前次稱する所の朝鮮は是れ一の獨立國貴國之を屬國と謂ふも亦徒らに空名而して凡そ事朝鮮日本の間に起る者斷じて清國と日本國との條約上に於て關係する所無しと請ふ等の語を以て准と爲せるのみ仍て貴王大臣に照會し希くは即ち分別示復す可くして可なり須らく照會者に至る可し右大清欽命總理各事務國王大臣へ照會す(明治九年二月一日)

森公使より照會(四)

大日本國欽差全權大臣森照覆を爲す事明治九年二月十二日貴王大臣の復文を接准す逐層閱悉せり本大臣查するに前に朝鮮の一節を論じ極めて本國使を遣はし以て無事を期するを稱せり夫の朝鮮を原ゆるに實に獨立の體を具し其内外の政令悉く自主に由れば我國も亦自主を以て之に對す是を以て該國自主の政令を除くの外其貴國との間に所有關係事理は我國決して顧及せず貴國も亦條規中侵越等の字を引て我國へ加

諸するを得ず故に所謂屬國とは徒らに空名のみ凡そ事朝鮮日本の間に起る者は條約上に固より與かる無しと曰ひしなり今來文を閱するに既に難を紓へ紛を解けて以て中國自任の事と無し復た中國苟も爲す可きの處あれば自ら大臣より早籌酌辨じ以て彼此相安するを期す等の説を稱す是れ本大臣の鄰國へ希望する所のものと正に相符合せり曷ぞ額慶せざらんや現在本國已に欽使を派して韓に往きたれば自ら其成るを樂しみ觀る可きなり相應さに貴王大臣へ照覆して査照す須らく照會者に至る可し右大清欽命總理各國事務王大臣へ照會す(明治九年二月十四日)

* E (一) 護衛兵派遣の權利保留に關し高平代理公使より督辦宛往來(明治十八、七、一八)

以書東致啓上候陳者當七月二十一日我護衛兵全數を撤回するは是我明治十五年の濟物浦に於て締結せし條約に照違し其警備を要せざるを認め暫らく撤回するものなれば將來若し事ありて再び護衛を要するときは仍ほ隨時兵を派して護衛せしむべければ今回護衛を撤するに依り誤て前約を廢滅したりと云ふを得ず能く此意を以て一並に朝鮮政府に聲明知照し且つ其各兵營は孰れとも暫らく之を返還すべき旨今般本國政府より訓令有之候に付早速右撤回方取計候條此段御照會得貴意候敬具

同(二) 同上に付督辦より高平代理公使宛來東(同日)

以書東致啓上候陳者當七月二十一日貴國護衛兵全數を撤回するは明治十五年濟物浦に於て締結せし兩國條約に照違し其警備を要せざるを認め暫らく撤回するものなれば將來若し事ありて再び護衛を要するときは尙ほ臨時兵を派して護衛せしむ可けれ

は今回護衛を撤したるに因り誤て前約を廢滅したりと言ふを得ず宜しく此意を以て一並に朝鮮政府に聲名知照し且つ其各兵營は執れも暫らく之を返還すべき旨今般貴國政府より訓令有之候に付早速右撤回方被取計候旨御照會の趣謹で致聞悉候右御照會の趣は記録に存し置候條此段御回答得貴意候敬具

*F (金玉均・朴泳孝事件の要領)

我國外退去を命ぜられたる金玉均は明治二十一年小笠原島より北海道に移り翌年東京に歸るを聽されたり而して朴泳孝は亡命後米國に遊び再び來りて東京に住し親隣義整を設立し朝鮮子弟の教育に勉め暗に計畫する所あり
朝鮮政府殊に事大黨の輩は金・朴の日本に流寓するを以て常に自國に危險を意味するものとし之を殺戮せんことを計り終に之が實行を李逸植なるものに命じたり李逸植は閔泳韶より曾て甲申の役に於て故國朝鮮を亡命し日本に流寓する逆徒を誅伐するは國王の内諭なるを以て宜しく之を遂行す可しとの密旨を帯び明治二十五年四月名を商賈に托し日本に渡來し機を見て金玉均・朴泳孝及び其徒を殺戮せんとしたり而るに其殺戮せんとする者は少數ならず加ふるに各所に散在するを以て到底獨力の能く成功し得べきに非らざるを慮り黨與を糾合し協力以て事を擧ぐるに如かずと決したるに際し偶々佛國より歸韓の途次日本を訪過したる洪鐘宇は其事を共にす可きものなりと信し明治二十六年十二月洪鐘宇に對し説て曰く金玉均・朴泳孝等の徒日本に流寓するは東洋の全局に於て平和の危害たるのみならず又國王に於て深憂せらるる所

余は國王の詔諭を帯び彼等逆徒を誅伐すべき命を承けたるものなり余が命令する所は即ち國王の命令せらるる所なり事成らば報酬恩祿も亦尠なからすと百方之を勸誘したり洪鐘宇遂に之に同意し指揮を承けて進退せんことを誓ひたり是に於て李逸植は洪鐘宇を伴ひ朴泳孝を訪ひ或は金玉均に會見せしめ洪鐘宇の以て友たるに足るべく他日用ふるに足るべきを信ぜしめんと欲したり然るに金玉均が常に李逸植の擧作を疑ひ往々人に對し李逸植は何等の目的を以て日本に渡來したるものなるか未だ其眞意を解する能はずとの語氣を洩したることを聞知し金玉均にして苟くも疑念を懐くの間は到底其希望を果す能はざるは勿論なり故に速かに之を融解せしむるに如かずとし更に金玉均に説て曰く余も亦朝鮮政府現時の政體は一たび之が革新を企てざる可からずと信すれども不幸にして機會の未だ乘ず可きあらず早晩誓て之を斷行せんと欲するものなりと金玉均之を聽き亦漸く李逸植を信するに至りたり故に時として事の機密に渉るの談話をも爲すに至りたるを以て李逸植は此機會を逸せず愈殺害の計畫に着手したり當初李逸植が金玉均・朴泳孝及其徒を殺害せんことを計るや金・朴二人は常に其居所を異にするものなるを以て同時に之を殺害せんとするは事最も難き所たり又時を異にして之を殺害せんとすれば一方に於ける決行は其報直ちに他に達し慎重戒心を加ふるに至り事遂に成る可からざるが故に何れかの一方を遠く誘出し而して同時に事を擧ぐるに加かずと思料し苟かに洪鐘宇に其意を授け清國上海は事を擧ぐるに便なれば詐言を構えて金玉均を誘出し上海に到着するを待て之を殺害

す可しと決定したり明治二十七年一月某日金玉均李逸植に詣て曰く故國の革命を企てんとするに於て其策の最も得たるものは果して如何なる手段に依る可きかと李逸植直ちに之に應じて曰く一事業を起さんとするは到底獨力の能く及ぶ所にあらす必らずや一強國の援助を仰がざる可からず方今の太勢に於て之を歐洲に考ふるに佛國に頼るか將た露國に依るか二途孰れが其一を探らざる可からず洪鐘宇は佛語に熟達するものなれば之を伴ふに於ては凡ての便益を得可きは勿論余は曾て清國に流寓すること十四年略ぼ内地の事情に通じ數多の知己を有し殊に李鴻章の男李經芳に頼り又李鴻章に接し其内意を告ぐるに如かず苟くも同人の一諾を得れば事忽ち成るを得べしと熱心辭色に溢れ洪鐘宇も亦大に之に和し勸誘殆んど餘す所なし金玉均色漸く動き断然上海に渡航せんことを發言するに至りたり金玉均已に上海行に決したるを以て同月二十二日李逸植は其徒權在壽と共に金玉均の一行を神戸に見送り金玉均等の疑念を惹起せしめざらんが爲め故らに往復の切符を購求せしめ同夜西京丸に搭じ出發せしめたり同廿七日の午後金玉均一行は上海に着し東和洋行に投宿したり其翌午後三時半頃金玉均寢室に横臥し支那小説を默讀しありたる際洪鐘宇は短銃を連射し遂に金玉均を擊殺し直ちに現場より逃走し其翌二十九日吳淞に於て總に就きたり在上海各國領事は洪を相當の罪科に處し且つ金玉均の屍に凌辱を加へざらんことを朝鮮政府へ勸告ありたき旨在北京各國公使を経て總理衙門に照會したり又上海道臺は此變を李鴻章に電稟し李鴻章は洪の擧を稱賛し且つ朝鮮人相互の關係なりと唱え

金玉均及び洪を朝鮮に送致す可き旨の訓令を發したり

李逸植は金玉均を神戸に送り直ちに東京に歸り即時權兄弟等の黨與を會し朴泳孝の謀殺實行に着手したり而るに李逸植の爲め間諜と爲りて親隣義塾に在る金泰元の口より此計畫の洩れたるを以て朴泳孝は終に李逸植を捕へ之を縛し義塾に監禁したり權兄弟は逃れて朝鮮公使館に潜伏し日本政府は李逸植を以て謀殺未遂者として之を引致し依て權兄弟の引渡を朝鮮代理公使に請求したり代理公使決せず依て公法の通義に基き公力を以て引致處分を實行せんとし漸く館外に於て任意逮捕を請したり後ち李逸植等は證據不充分を以て國外放逐を命ぜられたり

是より先き在朝鮮大島公使は金玉均の上海に於て殺害せられたるの報を得るや之を朝鮮政府并に袁世凱に通知したり而るに前外務參議高永喜國王の使者と稱し日本公使館に來り曰く金の死亡は兩國間に横はりたる阻碍を一掃したるものなりと関泳駿も亦來り曰く洪鐘宇は素より殺人の罪を免かれざるも其實情に至りては自ら尋常の兇徒と異なる所ありと袁世凱も亦豫て之を聞知せざる體を粧ひ今後日韓兩國は益親睦を加ふ可しと告げたり

金玉均は已に謀殺に罹りたり李鴻章一派の之に對する所置は日本政府及朝鮮問題に關係ある志士の感情を刺激したるもの實に少なからず清國政府は軍艦威靖を以て其屍及洪鐘宇を朝鮮に送致したり楊華津頭謀反大逆不道罪人玉均當日楊華津頭不待時凌遲處刑の梟榜の下に遺骸は四肢を切斷して横はりたり遺骸の處分に關しては當時

韓廷に向て勸告の時機を失ひたり十四日大島公使の使臣會議を開くや各國使臣の冷淡なる結果各個勸告を爲すの外なきも朝鮮政府は即夜處刑を實行したるを以て何等の効なかりしなり閔族の命朴を見る何ぞ夫れ慘なるや

*G (東學黨の移文)

聖明上に在りて生民塗炭す民弊の本は吏逋に由り吏逋の根は貪官に由り貪官の犯す所は執權の貪婪なるに由れり噫呼亂極まれば則ち治晦變すれば則ち明なるは理の常なり今吾僑民の爲めにし國の爲めにするに豈に吏民の別あらんや其本を極むれば則ち吏も亦民なり各公文簿の吏逋民弊の條件は一切報し來れよ之れが區別を爲すの方あらん至急持し來りて時刻に違ふこと勿れ吾僑今日の舉止は宗社を保ち下黎民を安んじ死を賭して誓を爲す之が爲め驚動を爲すこと勿れ其將來應に釐正すべき者を舉れば實に左の如し(一)轉運營の吏民に弊あること(二)均田官の弊を去りて又弊を生じたるの件(三)各市井の分錢收稅の件(四)他國商の竣價(五)食鹽に對する市稅の件(六)各項の物件に對し都買利を取るの件(七)白地に稅を徵し松田に陳を起すの件等の弊瘼盡く記す可からず而して凡そ吾が士農工賈四業の民同心協力して上は國家を補け下は死に類するの民生を安するを得ば豈に幸甚に非ずや

*H (朝鮮政府より清國への援兵請求公文)

弊邦全羅道所轄の泰仁古阜等の縣は民凶悍に習ひ性情險惡にして素より治め難しと稱す近日來東學教匪に附串し衆萬餘人を聚め縣邑數十處を攻陷せり今北竄して全州

省治を陥れたり前に既に練軍を撰派し前往して剿撫せしむ該匪竟ひに敢て死を拚て拒戦し練軍の挫敗を致し砲械多件を失去せり此くの如き凶頑久しく擾亂せば殊に慮はかる可しと爲す況んや現に漢城を距ること僅かに四百數十里なり如し其再び北竄を爲すに任せば恐くは畿輔騷動して損する所は細に非ず而して弊邦の新練に係る各軍の現数は僅かに都會を護衛す可し且つ未だ戰陣を経されは殊に用ひて以て凶寇を殄除し難し尙し滋蔓日久しければ其以て憂ひを中朝に貽る所の者尤も多からん查するに壬午甲申弊邦兩次の内亂は咸く中朝の兵士に頼り代て戡定を爲したり茲に前案に援據し貴總理を煩はし迅速即刻北洋大臣に電懇し數隊を酌遣し速かに來て代はり勤せんことを請はんと擬す並ひに弊邦の各將校をして隨はしめ軍務に習ひ將來捍衛の計を爲さしむ可し一に悍匪の挫殄するを俟て即ち撤回を請ひ自ら敢て留防を續請し天兵の久しく外に勞するを致さざるなり並ひに貴總理の安速籌助し以て急迫を濟はんことを請ふ至切盼禱す

*I (光緒二十年五月三日即ち明治二十七年六月附清國政府の公文)

以書簡致啓上候陳者今般北洋大臣李より本使へ左の通り電報有之候
光緒十一年清日兩國に議定せし條約中に將來朝鮮にて若し變亂事件有之清國にて派兵を要する場合有之候節は應に先づ行文知照す可く事定りたる上は直ちに撤回し再び留防せずと有之本大臣朝鮮政府の來文に接候處中略要するに前に掲げたる朝鮮政府の公文に同じければなり本大臣之を覽るに其情詞切迫なるのみならず兵を派し

て援助することは我朝が屬邦を保護するの舊例に有之候へは是を以て奏聞の上諭旨を奉し直隸提督葉をして勁旅を撰帶し馳せて朝鮮全羅忠清道一帶の地方に赴かしめ時機を見計らひ防堵攻討し期を尅して之を撲滅せしめ務めて屬邦の境土をして又安ならしめ各國人の朝鮮地方にて貿易を爲すものをして皆な其生業を安することを得せしめ度尤も平定次第直ちに右兵を引揚げ更に留防せしめざる様可致候右至急條約に従ひ行文知照す可き筈に付貴大臣へ電報致候間早速日本外務省へ照會有之度候右の通申來候に付本使は之を貴大臣へ及御照會候敬具

*I(明治二十七年六月七日附日本政府の公文)

以書簡致啓上候陳者今般貴國政府にて朝鮮國に派兵被成候に付明治十八年四月十八日日清兩國政府にて訂結の約書第三款に遵ひ行文知照の趣本日貴簡を以て御申越相成承知致候然るに貴簡中保護屬邦の語相見え居候處帝國政府に於ては未だ曾て朝鮮國を以て貴國の屬邦と認居不申に付此段御回答旁言明致置候本大臣は茲に重ねて敬意を表し候

*K(六月十日袁世凱より李鴻章へ發したる電稟)

前日外務督辦各國に囑し助けて詰らんことを商る俄法使は均しく去り只譯員暫らく代はれり獨英は均しく領事なり新來の米使は老ゆること甚し恐くは濟すなけん故に先づ韓より阻す今早外署より各國員に遣告せり然れとも僕の來る甚た銳なり得ること有るに非されは敢て遠かに去らざるに似たり

(同十一日李鴻章より袁世凱に發したる電訓)

總署の來電に曰く倭は韓の内亂に乗じ兵を以て挾議し又華の照會に由ると託言して兵出つ陰驚極まれり大島漢に到り何如んか開議せるや希くは袁道に飾して探訪せよ

*L(六月十四日李鴻章の二種の電稟)

(一)葉森は仍ほ牙山に駐まれり袁道と大島とが撤兵を妥議するを俟ち再び酌辨を行はん倘し倭が尙ほ兵を留めんと疑し彼れが若干を止めは我れも亦應さに若干を留めて之と相持す可し

(二)葉志超等に電囑して緩進暫禁し歸裝を整理せしめ一面には袁道と大島との約定まるに由て彼此同時に兵を撤し再び商輪を派し往接内渡せしめん

*M(大島公使より朝鮮國王へ呈出したる上奏文)(明治二十七年六月二十六日)

使臣大島圭介謹んで奏す恭しく惟みるに大君主陛下聖德日に躋り兆民化に沐し郵治彌隆く寰宇頌を献す欽仰の至りに任するなし竊匪南を擾し蠢爾として化を極し敢て有司に抗し一時を跳梁す王師撥發大に挫伐を張り復た此を朝食に滅し易からざるを慮り竟に隣援を借るの舉あり我政府此に聞くあり以爲らく事體較々重しと乃ち大皇帝陛下の諭旨を奉し使臣をして兵忠を帶領し闕下に回任し藉て使館商民を衛らしむ併せて貴國休戚の繋る所を念ひ若し求る所有らは兼て一臂相助け以て敦鄰の友誼を盡す可しと使臣命を聞き京に抵り適々全城克復し餘黨竄退し日を指し師を班し善後漸く將に緒に就んとすと聞く此れ盛徳の被る所に非ざるなし實に内外の共に慶頌す

る所なり願ふに我日本國と貴國は共に東洋の一方に處り疆域逼近す洵に昔に輔車唇齒のみならざるなり況んや信を講し睦を修め使幣往來して今昔渝らざるおや之を史冊に徵するに歴々稽ふ可き有り方今列國衆邦の勢を觀るに政治民を教へ法を立て財を理め農を勸め商を獎す皆富強自ら致すに非らざるなし長を逞ふし能を專にし而して宇内に雄視せんと欲するのみ然らば則ち成法に泥守し變通達權を思はず眼界を廣開し争勢自主を力めずんば何ぞ能く互ひに相持して列邦環視の間に立たんや是を以て又使臣に命じて以て貴朝廷大臣に會同して此道を講明し貴政府に相勸めて富彊の實政を舉ぐるを務めしむ則ち休戚相關するの誼此に於てか始終す可く輔車相依るの局是に於てか專操保持す可し伏して陛下の聖鑒を望む旨を降して辨理交渉大臣或大臣に節令し使臣に會同し其説を盡せしめば庶幾くは我政府の篤く隣誼を念ふの至意に背くなからん則ち大局幸甚使臣圭介仰望屏息の至りに勝へず爰に陛下の洪福の無疆を祈り謹て奏す

※N (六月三十日李鴻章電稟)

頃日俄使巴書記官及び領事を派し來り曰く在日本俄使の電報に依れば往て陸奥に語すれども兵を撤するを肯せず然れども何等の理由なくして日本先づ開仗せざる可しと云へり鴻謂く貴公使前には俄皇電諭し勸して兵を撤せしむ若し兵を撤するを肯せずんば俄は別に辦法ありと言はれたり現に俄廷の意旨如何巴謂ふ駐倭使必ず本國に報知せり或は外部已に電復中ならんか俄使本日又本國に電請せり回示を俟て再び

通知す可しと局報に據るに該使俄京に電するもの五百四十字なりとされは巴の言ふ所虚ならざるに似たり

(七月五日李鴻章發在佛國公使張照復宛)

英俄相忌む俄極力日本に勸告するも聽かず

(七月九日李鴻章電稟)

頃俄使巴書記官を遣はし領事に來り過晤せしめて稱すらく頃俄廷の電復に接す日韓の事は日本の無理に係る俄は只友誼を以て日本に勸め兵を撤し再び中國と善後を會商せしめんとするのみ但未だ兵を用ひ日本に強ゆるに便ならず朝鮮内政の應に萃むへきと否とに至ては俄も亦與り聞くを願はず等の語あり鴻詰るに五月二十二日(六月五日)喀使貴官等を遣し來り告げしめて曰く俄廷要勸して兵を撤し再議せしむ若し俄聽かされは尙ほ第二會の辦法ありと是れ前後の語意符せざるにあらずやを以てす巴謂ふ我等も亦符せざるを覺ふ恐らくは俄廷別に傍人の間阻を聽きしならん喀使以爲らく將來中日會議は彼も亦庸て干預するなからんと英は日本と俄の韓事を會議するを願はず鈞署正に小村と辦法を商議す可し牽制を虞る勿れ

*O (六月二十九日袁世凱電稟)

大島韓に詰るに華の保護屬邦に係るや否やを以てし明日を限りて覆せしむ稱する所に據れば其備ふる所の軍隊二萬ありと稱す若し屬邦を認めは即ち和を失はん韓怯支持し難し速かに法を設け示されんことを乞ふ

*P 七月十四日付の最後通牒に接するや清國政府は李鴻章に向ひ「日本政府の通牒に依れば該政府の意志決然たるものあるに似たり不測の變從て生するなきを保せず本日已に朝廷の命あり進兵の策を決するを命す戰事宜しく慎みて必らず須らく謀萬全に出つ可し將に如何にして先後を分別し布置を次第せんかを聞かんを希ふ速かに電覆ありたし」と電訓し李鴻章は即時之に對し「日本の覆書甚だ決絶なりと雖此上處理の餘地あるや否やを知らず應に使臣を撤して絶交すへきも今や彼漢城内外に在り已に布置頗る嚴密にして乘すへきなし我葉軍二千五百韓に在りて孤危なり必ず先づ地を擇ひ要を扼して移築するを以て得策なりとす査するに我れ兵を進めんに須く北路よりす可し平壤は最も要を扼し進退極めて便なり先づ葉軍を抜て此生地に入れ再び隊を派して此より合進せば勢を得ん現に商船五隻を派せんと欲す日を尅して牙山に往き該軍を載せて大同江に運入し平壤に移し並に海軍を派し護衛して留て江口を防ぎ以て他軍の繼て進むに便せん辱示先後を分別し布置を次第するの意に合するに似たり」と電答したるより見れば已に斷然たる決意を下せしが如くなるも而かも清國政府も李鴻章も尙ほ更に第三者の調停に屬望せんとするものありしなり

*Q 大島公使より朝鮮政府への提議

以書簡致啓上候陳者從來貴國と清國との間に成立したる中國朝鮮商民水陸貿易章程中江通商章程及吉林章程は孰も貴國を以て清國の藩封若くは屬邦と爲し清國の君主權を以て之を制定したるものと被相認候處之を貴國既往現今自ら内治外交を主宰せ

らるゝ實情に照すに全く事實と相違致候依之我政府は是迄該各章程を以て全く空文に屬するものと看過し致て其意に介せざりし處今般清國政府は保護屬邦と稱して其兵を貴國に進めたるに及んで始めて該各章程は空文にあらざるものと致判斷候因て査するに該各章程は果して空文にあらず事實現行のものに有之候時は全然貴國自主獨立の權利を侵害し隨て日朝修好條規に載せたる朝鮮國自主之國保有與日本國平等之權一節を無視したるものと致確認候就ては貴政府は貴國自主の權利を保護し且つ我國に對する條約遵守の義務として至急清國政府に對し該各章程の廢棄を宣言せられ其趣併せて我政府へも御通知相成候様致度此段照會得貴意候敬具

*R (同上)

以書簡致啓上候陳者貴朝鮮國は本來自主の邦國にして何れの邦國にも屬せざることは日朝修好條規第一款に之を明載し尙ほ貴曆本年五月二十七日附貴公文第十六號及我曆本年七月二日日本署公文第六十六號を以て益其意義を髓め候義は貴政府に於ても御熟悉の儀に有之候然る處本年六月初旬清國政府が其兵を派送するに當り我政府に知照したる公文中我朝保護屬邦舊例と稱し且つ清國軍門が牙山より全州に至る各地方に告示したる文中に竟有我中朝愛恤屬國不忍坐視或は保護藩屬等の各字樣を以てしたるは明瞭に貴國の獨立を無視し自主の權利を損害したる者と認定致候右清國政府の通知は本署本年第五十九號公文に附屬して貴督辨に及御回示候に付既に御熟閱の儀と存候軍門の告示は則ち別紙甲號の通にて本公使は其事實を髓めんが爲

め曾て之を清國總理袁氏に問合候處我曆本年七月一日を以て同總理より別紙乙號の通り事實無相違旨回答したる者に有之候依之貴政府が是等不正の名義を以て派來せる清兵を永く貴境内に駐在せしむるもは貴國自主獨立の權利を侵害し隨て日朝條約に載せある朝鮮自主之邦保有與日本國平等之權一節を無視するものに付速かに之を貴境外に退去せしめ以て貴政府の義務を完うせられんと深く希望する所に有之候右清兵を退去せしむる義は固より差急き候義に付迅速御決行相成度且つ又右に付貴政府御決議の趣は明後即ち我曆本月二十三日迄に御回答有之候様致度候萬一貴政府の御回答延引するに於いては本公使自ら決意する所可有之候此段御照會得貴意候敬具

*S 七月二十二日李鴻章電訓に曰く中韓向きに體制を定む已に數百年日本と關するところなし豈に前に定めたる各章を將て一旦に廢罷するの理あらんや應に韓をして實に據て答覆せしむ可しと此の電訓は即ち清韓條約廢棄の要求に對するものなり而して清兵撤退要求に對する電訓は即ち(同日)英使正に京に在て調停し日ならずして中倭兩國當に講究明白なるべきを以てすべしとあり此電訓に接したる唐紹儀が如何に韓廷大臣間に之を運用したるや蓋し此第二の電訓に於ける「英使正に京に在て調停し日ならずして中倭兩國當に講究明白なるべし」の文句を見れば斷然決意したる後の李鴻章の言として前後矛盾の觀なきにあらざると雖も是れ甚だ其理由の存するものあり總理衙門の暗に憂ふる所のもの亦茲に在り「遲延せば事機を誤るべし」との語は即ち此配慮より起りたるものなり

*T (七月二十三日大島公使より趙督辦に送りたる最後公文)

以書簡致啓上候陳者貴曆本年六月二十日照會第十八號を以て云々御申越の趣致拜承候查するに清國政府知照中我朝保護屬邦舊例等語を掲げたる義に付ては先般本公使より公然及御照會候に付貴政府に於ては既に熟悉の義に有之候聶軍門の告示に至ては牙山より全州に到る各地に貼附したるは是れ亦貴政府に於て素より御承知可相成答と存候然るに今貴督辦は徒らに與本國無涉或は未及聞知等語を以て其責を免がれんとせらるゝは是れ貴國自ら其自主獨立の權利を墜損し併て日韓條約朝鮮自主之邦有與日本國平等之權一節を無視するものにして本公使の斷然同意し能はざる所に有之候依之此際貴政府をして條約明文を遵守せしむるが爲め満足なる回答を要求するは我政府が當然爲す可きと致確信候間右に付至急御回答有之候様致度候猶ほ貴政府より満足なる回答を與へられざるに於ては時宜に依り我權利を保護するが爲め兵力を用ふることも可有之に付右様御承相成度此段照會得貴意候敬具

*U 日韓攻守同盟に曰く大日本大朝鮮兩國政府は日曆明治廿七年七月廿五日朝鮮曆開國五百三年六月二十三日に於て朝鮮國政府より清兵撤退一節を以て朝鮮國京城駐在日本特命全權公使に委託して代辨せしめたる以來兩國は清國に對し既に攻守相助くるの位地に立てり就ては其事實を明著にし併て兩國事を共にするの目的を達せんが爲め下に記名せる兩國大臣は各々全權委任を奉し訂約したる條款を左に開列す

第一條 此盟約は清兵を朝鮮國の境外に撤退せしめ朝鮮國の獨立自主を鞏固にし日

朝兩國の利益を増進するを以て目的とす

第二條 日本國は清國に對し攻守の戰爭に任じ朝鮮國は日兵の進退及び其糧食準備のため及びだけ便宜を與ふべし

第三條 此盟約は清國に對し平和條約の成るを待て廢罷すべし

* V 英國政府の局外中立宣言に曰く

- 一、英國臣民たるもの其國內に在ると否とを問はず女皇の許可なくして交戰國の一方の爲めに海陸軍役に加はりしもの及び英國臣民たるもの否とを問はず英國内に在るものにして以上の行爲を誘導したるもの
- 二、英國臣民たるもの交戰國の一方の海陸軍役に加はるの目的を以て女皇の許可なくして英國を立ち去るもの及び英國臣民たるもの否とを問はず英國内に在るものにして以上の行爲を誘導したるもの
- 三、虛妄又は詐偽を以て人を誘導し交戰國の海陸軍役に加はらしむる目的を以て英國を立ち去らしめんとするもの
- 四、船舶の所有者若くは管理者にして女皇の許可なくして情を知りて次に示すとこの人を載せ又は載するを約したるもの
- 第一、英國臣民たるもの英國内に在ると否とを問はず女皇の許可なくして交戰國の海陸の軍役に加はりしもの
- 第二、英國臣民たるもの女皇の許可なくして交戰國の海陸軍役に加はるの目的を以て英國を立ち去るもの

以て英國を立ち去るもの
第三、虚妄又は詐偽を以て誘導せられ交戰國の海陸軍事に加はるが爲めに乗船するもの

五、英國内に在るものにして女皇の許可なくして次の行爲を爲したるもの

- 第一、軍事に使用することを知り又は知らざるべからざる位地にあるものにして交戰國の爲めに船舶を構造し及び構造するを約したるもの
 - 第二、戰爭に使用することを知り又は知らざるべからざる位地にあるものにして交戰國の船舶の爲め或行爲を爲したるもの
 - 第三、前項の船舶の爲めに軍需を與へたるもの及び出發せしめたるもの
 - 六、開戦以前に於て船舶構造又は軍需の契約を爲したるものは次の要件に従ふときは刑罰を免かる可し
第一、契約を爲せしことを國務大臣に具申し其命する所に従て履行す可し
第二、保證を提供して履行し若し國務大臣の命令あるときは交戰の終るまで女皇の許可なき内は履行を爲さざる可し
 - 七、英國内に在るものにして女皇の許可なくして交戰國の船舶の噸數を増加し其の他戰鬪用の爲めに加工したるもの
- 以上數項に掲ぐる所の犯者を禁錮に處し情に依りては苦役に服せしむることある可し而して犯罪の具なる船舶は政府之を差押へ及び沒收することある可し條例に於て

は又此條例に違反して築造應用送遣せられたる船は海軍裁判所の判決に據り罰せられ沒收せらるゝことを規定し此の如き場合に於て國務大臣行政官は此の如き船の逮捕搜索を訓令し法律に依て罰せられ或は赦さるゝまで抑留し得べきことを規定したり逮捕抑留の權は又地方官にも附與せられたり

とあり尙ほ切に其臣民に對し中立義務を嚴守せんことを警告し又「中立義務に背き國際法に悖り特に交戰國の一方が法例に依り實力を以て爲したる封鎖を破り或は將校兵士訓令軍器彈藥軍需軍糧或は國際法及び近時國際の慣例に依り戰時禁制品と認められたるものを運搬し交戰國の一方の用に供するあらば此の如きものは其船艦貨物と共に對手の捕獲に任せられ國際法に依りて罰せられん」と附言し尙ほ八月十日を以て日本海軍省に向ひ

一、兩國交戰の時期中は交戰國一切の軍艦が英國女皇の管轄内に屬する一切の領海港灣を交戰の目的便利に使用することを禁ず而して交戰國中の軍艦は敵國の船艦(軍艦若くは商船たるを問はず)が出發したる英國管轄の港灣より少なくとも其船艦の出發後二十四時間を経るに非ざれば出發するを許さざる可し

二、交戰國の一切の軍艦は此命令の英國及び英國殖民地管轄地に於て此命令を公布し施行せられたる後は等の領海港灣に入港するあらば天候の悪しきか若しくは其乗組人の必用物の供給を求むること或は修繕を要することの外は入港後二十四時間内に出發す可し而して若し其延留の事情の何れに屬せしにせよ該碇泊所若く

は最近碇泊所の當局官吏は二十四時間經過後は可成的急速に出發せんことを命じ極めて急要ならざる供給を求むるが爲めに延留するを許さざる可し尤も是等の船隻修繕全く了りたる後二十四時間内に必らず出發す可し而して商船たるは軍艦たるを問はず所謂兩交戰國の船艦の同時に英國管轄の港内に在る時は一交戰國船隻の出發と他の交戰國船隻の出發は二十四時を隔つ可し而して此軍艦の出發の爲めに定めたる時間は特に必要ある毎に此條項を有効ならしむる丈に延長することあるべし

三、交戰國の一切の軍艦は女皇陛下管轄に屬する港灣に於て其乗組人必需のもの該船自國の最近の碇泊所に航行する丈の石炭の外は其他の供給を得るを許さざる可し且つ是等の軍艦は女皇陛下管轄内の港灣碇泊所に於て此石炭を得たる後特別の許可あるに非ざれば三日目以内に再び石炭の供給を得べからざる可し

四、兩交戰國の戰艦は英國及女皇管轄地に分捕の物品を運送することを禁ずと通知し來れり

第二章 開戦以後及戦争終局以後に於ける

外交關係

第一節 戦争の經過

開戦以後に於ける外交及其諸關係を叙するの前、先づ戦局状況の一斑を概説せざるべからず、豊島沖敗戦の後、清國艦隊は潜みて洋面に出てざるを以て、日本海軍は清國海軍との決戦を得るに由なく敵を誘出せんとして威海衛の砲撃を試みしも清國艦隊は反て旅順口に移動してこゝに在らず、由りて長直路に歸り、専ら其所在を搜索しありしが此決戦なき以上は、朝鮮西岸の航行危険なるを以て、第五師團の残部は釜山元山に上陸し、京城に向て行進し、同師團最後部隊は聯合艦隊之を護衛し仁川に上陸し、京城に向ひたり。又清國軍は漸次平壤に集中し來り、之に加ふるに成歡の敗兵京城の東方を迂回して之に合し、平壤に據り專守防禦を爲せり。

又日本軍第五師團長は諸隊を督して漸次平壤を包圍し、九月十六日を以て之を陥れたり。大本營は此時を以て廣島に前進し、第一軍を編成し、其部隊輸送護衛の任

戦争經過の概要

務を了りたる聯合艦隊は、黄海に於て清國艦隊と會戦して之を撃破し、殆んど全滅に齊しき打撃を與へ、制海權は日本海軍の專有する所と爲り、是に於て陸軍は旅順口攻撃の爲、第二軍を編成したり。此時に方り第一軍は平壤地方より前進し、又清國軍即平壤の敗兵と内地より増遣の諸部隊と合したる清國軍は、鴨綠江右岸に據り第一軍は之を撃破し、進んで、虎山を攘ち長驅して九連城及び安東縣を占領し、北くるを追ふて鳳凰城大孤山を占領し、清國軍の一部は金州城旅順口に據りて之を守る、之に對し第二軍は花園口に上陸し、金州に進入し、大連灣を占領し、終に進んで旅順口を陥れたり。一方に於て第一軍は柞木城を抜き海城を攻略し、其一部たる第三師團は蓋平より進出せる敵を缸瓦寨に邀撃して之を破り、第三軍より派遣したる混成第一旅團は蓋平を陥れたり。此間清國軍の一部は海城に逆襲を試むること四回に及びしも、皆日本軍の撃退する所となりたり。時恰も冬期に屬し、渤海灣氷結の爲、日本軍は渤海北岸に上陸する能はず、加ふるに清國艦隊の殘艦は潜んで威海衛灣内に在り、是に於て日本軍は山東半島を攻撃するに決し、旅順口に在りし第二軍諸隊は相續て大連灣を發し、山東半島の一角龍睡灣に上陸し、榮城縣に進

み、威海衛の南岸を奪略し、又其一部隊は威海衛城に向ひ其北岸を占領し、聯合艦隊は敵の嚴守する威海衛灣内に進入せし爲、防材を切斷せんとして果す、南岸に屬せる一小口より水雷艇隊を闖入せしめ之を攻撃し、其總攻撃を行ひしも降陥する能はず、依て第二軍司令官聯合艦隊司令長官は連署を以て書を北洋水師提督丁汝昌に送り降を勸む、丁汝昌是に至り終に降を請ふて自盡し、三月十二日威海衛全く陥る。威海衛全く日本軍の手中に歸し、清國艦隊全滅したる以上は、亦渤海灣進入に於ける顧慮なし、依て大本營は一方に於て南方作戰を決し、先づ其根據地たる澎湖列島を占領したり。顧みて滿洲に於ける清國軍を見るに遼陽方面各一帯の要地に運動しあり、依て日本軍は之が擊攘を計り、鞍山店を占領し、牛莊を攻撃して之を陥れ、全軍齊進終に田庄臺を陥れ、清國軍の首力は遼河以西に退縮したり。以上は此期間に於ける戰況の概要にして、日清兩國及び第三國の態度は此戰況と相追隨して生ずるものなれば、讀者は其一般經過を記憶せざるへからざるの要あり。

第二節 戰況に隨伴せる諸狀況

其一 清國政府内部の狀況

已に前章に述べたるが如く、北京政府及び李鴻章は其陸軍の精銳を平壤に集中し、其海軍の堅艦をして洋面に會戦せしむることに決したり、實に制海權の把握と平壤決戦とは李鴻章が總理衙門より最後の訓令に接したる以後の最大目標にして、清國政府内部の作戰計畫の大體は此の點に挂れり。此戰にして敗れんか、内部の議論沸騰し、是非混錯し、而も其非難は一に李鴻章に歸すべきや當然なるを以て、李鴻章は此二策に對し全力を注ぎ、暗に勝算を期したりしに、結果は反對を示し、敗戦又敗戦、非難の聲果して紛然として彼を圍繞し、彼を痛証せる奏疏文は積んで山を成せり。是等の奏疏者と雖、別に兵略上に於て、此際に處すべき活識見あるにもあらず、况んや政略上に於て大局上の大斷案を立てたるにもあらず、要するに李鴻章が日本に臨むに始めに聲を以てし、之に次ぐに形を以てし、恫喝威嚇以て爲す可しと爲し、其形に於ても一戰の下、之を破了すべく、戰備未だ定まらざるに當り、輕々に兵を動かし、其任に堪えざる將帥を撰任し、縱ひ其任に堪えるものありと雖、之に掣肘を加えたりと云ふに過ぎざるなり。此種の非難の紛起しつゝある間に於て、總

敗戦より清國の紛錯
内部の狀況

清國政府の
兩端主義

理衙門及李鴻章は如何なる策を取りしか、七月十六日斷然たる訓令を下したる總理衙門にして果して再び列國調停策の兩端主義を取らざりしか、又李鴻章にして果して再び第三國干涉信賴の兩端主義を取らざりしか、若しこれありとすれば二者共に其責を負はざるべからず、當時清國政府の爲めに計るもの二あるのみ、一は即ち全然日本の提議の前に屈するか、他は滿洲平野に大決戦を行ひ、渤海氷結を利用して直隸沿岸の作戰計畫を整備すべきかに在り。事實に於て清國政府は尙ほ漫然として列國の出で、調停すべきものあるを待みつ、即ち一方には主戰的働作を取りながら、他の一方には列國の調停に依頼し、而かも已に戰を命じたる李鴻章に向つても、尙ほ調停運動の狀況を電報しつゝありたり。

直隸平野に大決戦を行はんこと、是れ實に日本軍の目標なりしならんか、旅順口威海衛共に日本軍の撃破する所となり、燕京の危急、千鈞一髮に挂れるのときに臨みては、清國政府たるもの日本軍と同一程度の決意或はそれ以上の大作戦を立て、以て之に對抗せざるべからざるなり、而かも清國政府内部の議論方針共に未だ一定不動なる能はず、第三國は今漸く或種の運動を起さんとするに至れり。

其二 清國政府講和意志の發動——第三國の態度——第一次清國講和使來派に至るまでの狀況

清國政府が調停依頼運動は、事實上開戦の爲、絶えたるが如き觀ありと雖、其實は然らず、斷然たる訓令を李鴻章に下したる後、尙ほ其運動を繼續したるのみならず、李鴻章も亦然り、單に英露のみに止まる能はず、英、米、佛、獨等殆ど之を試みざるはなく、戦局の不利益大なるに及び、清國政府は速かに事局を收束するの利益彌緊切なるを感じたりと雖、第三國に調停を依頼するにも、其體面を損せざらんことを希ひ、先づ其條件を探知し併せて各國の意向を探查せんことを欲し、二個の手段を定めたり、其一是直接日本に向ひ其條件及び意向を探查すること、其二是第三者の停戦意見を探知することこれなり。前者に關しては、デットリンクなるものを日本に派遣し、後者の爲めには駐外使臣に其方法を盡さしむるに決したり。(中東戦記本末東征電報には李鴻章の手を経たるもの及び李鴻章の發電したるものを網羅せり参照すべし、然れども清國政府の發受密電の全體にはあらず)

此頃に方り、在日本列國使臣中或は密に何等かの運動開始さるべきを警告するも

清國政府の
第三國依頼の
程度

のあり、又日本政府は其駐外使臣より漸次列強の意向動靜の報告を接受したり、又英國の如きは各強國にて朝鮮の獨立を擔保し、清國より軍費を償還せしむるの二條件を以て戰爭を息止すべきや否やを問ふに至れり、此情勢を看取したる米國政府は、日本政府に向ひ「戰鬪彌久日本軍の海陸進攻を制するの途なきときは、東方面に利害の關係ある歐洲強國は、遂に日本國將來の安固と康福とに不利なる要求を爲し、以て戰爭の終局を促かすに至るやも計り難し、米國大統領は從來日本國に對し、最も深篤の好意を懷くが故に、倘し東方平和の爲、日清兩國均しく名譽を毀損せざる様、仲裁の勞を取らんとせば、日本政府は之を承諾するや否やを問へり。想ふに當時日本政府は少なくとも、三案の攻究を爲さざるを得ざりしなるべし、其第一案は清國をして朝鮮の内政に干渉せざる永久の擔保として、旅順口及び大連灣を日本に割與せしむると、清國をして軍費を日本に償還せしむる事、清國は其歐洲各國と締結せる現行條約を基礎とし、日本と新條約を締結すべきこと、以上の條件を實行する迄、清國は日本政府に向ひ充分の擔保を與ふ可き事等なるべく、其第二案は各強國にて朝鮮の獨立を擔保する事、清國は臺灣全島を日本に割與す可き事

513370

其他は第一案同一なるべく、其第三案は日本政府が如何なる條件に由り、戰爭の息止を承諾す可きかを確言する前、先づ清國の意嚮如何を承知するを要すといふに在りしなるべし。伊藤總理は右第一案と同様の意見を有したり、而して右の第三案は此時に於ける議論を一時延引し置き、異日好機會の來るを待つべき遅延策に過ぎず、又第二案は諸強國をして此間に多少の分配を取らしめ置くべき、一種の商議を纏むる捷路たるに過ぎず、第一案に至りては即ち日本政府の希望する所を明言し、豫め其意向を清國及び各強國に知らしめ置き、又朝鮮の獨立に對し、歐洲各國の干渉を避くるの方策なりとす。然れども當時之を以て英國に回答するは、日本政府の爲に得策にあらず、依て日本政府は十月二十三日を以て、一の覺書を以て英國政府に答へ「帝國政府は英國皇帝陛下の政府をして、日清戰爭の息止に關し、閣議を發せしむるに至りたる友誼は、十分感謝する所なり、今日に至るまで戰爭の勝利は常に日本軍に伴へり、然れども帝國政府は今日事體の進歩を以て、尙ほ未だ談判上満足なる結果を保證するに足らずと思考す、因て帝國政府が戰爭を息止する條件に關し、公然意嚮を發表することは姑らく之を他日に譲らざるを得ずと認む」と

日本政府より米國に答へたる要旨

云ひ、而して米國政府の提案に對しては、日本政府は清國政府の情勢たる、決して未だ誠實に講和の必用を感じたるものと考定すべからず、而して内國の人心に在ては主戰の氣焰未だ少しも減却せず、此時に於て講和の端緒を開くは、時機尙ほ早しと云はざるを得ず、故に米國に對しても猶ほ英國に回答したるが如く、暫らく其確答を遅延するに若かず、然りと雖、日清の戰爭は無期限に繼續すべきものにあらず、早晚講和開談の機熟する時節來るに及び、敢て第三國の儼然たる仲裁を必要とせざれども、何れの一國か居中周旋の勞を執り、特に兩交戰國の意見を交換す可き一機關と成るものあるは、頗る便利なるべく、而して此機關を托するは米國より善きはなしとし、十一月十七日を以て、一の覺書を米國公使に送付し、日本政府は日清兩國の和睦の爲、調停の勞を執らむと欲せらるゝ米國政府の厚意に對し、深く感謝する所なり、抑々交戰以來帝國の軍勢は、到る所に勝利を獲たれば、今更に戰爭を息止する爲、特に友國の協力を乞ふ必要あらずと思考す、然れども帝國政府は徒らに勝に乗じて、今回の戰爭に伴ふ可き正當の結果を確收するに足る定限以外に超過し、其欲望を逞ふせんとするものに非ず、但し清國政府が未だ直接に帝國政府に向ひ、

清國政府より直接日本政府へ第一歩の交渉を述べたる要旨

*A

*B

デットリン
グの使令

講和を請求し來らざるの間は、帝國政府は未だ右の定限に達したる時期と看做す能はざるなり」と答へたり。然るに十一月二十二日に至り、在北京米國公使は在本國公使に向ひ「清國は直接に講和談判を開くことを本使に委任し、且つ依頼せり、講和條件は朝鮮の獨立を承認し、及償金を辨償するの件とす、此旨日本外務大臣に通達あらんことを乞ふ」と寄電したり、是れ清國政府が直接に日本政府に向ひ講和條件を提議したる第一歩にして、其の條件たるや常に清國政府が在外使臣をして、列國政府に對し、講和調停依頼の和議條件となせしものたり。而して李鴻章が其政府の命令に依り派遣したるデットリングは、此時を以て日本に着し、十一月二十六日李鴻章より伊藤總理に宛てたる照會文を携へ、同總理に面會を求めたり。然れどもデットリングなるものは、決して交戰國の使者たる資格に合するものにあらず、資格不十分にして曖昧なる使臣と共に、軍國の大事、講和の要件を開談するを得ざるや勿論なり、依て伊藤總理は斷然其面會を謝絶したり。上に述べたるが如く、米國政府が既に日清兩國の間に立ち、講和の事に關し、斡旋の端緒を開きたるに方り、デットリングが突然日本國に出使せるを聞き、頗き不快を感じたる在

北京米國公使は總理衙門に警告するところありし爲、慶親王は急遽彼れを召還したり。(デットリングの清國に歸るや李鴻章は其復命を聽き、之に對する意見上申を總理衙門に提出せり、東征電報を參照せよ)

日本政府は一方米國政府に答へ、他方更に米國公使を經由して、清國政府に覺書を送り「清國政府より申出でたる提議は講和の基礎として日本國の承諾する能はざる所なり、現今の情狀に於て清國政府は満足なる講和に同意すべき實意ありと思はれざれども、若し清國が誠實に和睦を希望し、正當資格を具有する全權委員を任命するに於ては日本政府は兩國委員會合の上日本國政府が因て以て戦争を息止すべき條件を宣言す可し」と言明したり。一意條件を聞知せんとする、清國政府は此回答に接して定めて失望せしならん。更に十一月三十日を以て米國公使を經由し、電報を以て「日本政府は何等の條件を以て講和の基礎とすべしと明言せざるを以て、清國政府に於て日本政府の意見の存する所を推知するに苦しむ、從て講和を商議する爲、清國より使節を任命するに困難なる旨を申告す、就ては清國をして此事を處理し易からしむる爲、日本政府より兩國が將に議定せんとする問題の概

清國政府を聞知せんと欲す

要を開示あらんことを望む」と要求せり。然れども是れ尙ほ其條件を聞知せんとするの意に外ならざれば、更に十二月二日を以て、米國公使の手を經由し「清國駐劄米國公使の轉電に據れば、清國政府は切實に今尙ほ講和の必用を考定する所なきが如し、抑今回の戦争を息止せんことを要求するは清國の方にして日本に非らず故に日本政府は前電に云へる如く、正當資格を具備せる全權委員會合の上に非ざれば、講和條件を宣告するを得ざる旨を茲に重述するの外なし、若し之に對し清國政府が満足する能はざれば今回の商議は一先之を中止すべし」と告知したり。此斷乎たる告知に接したる清國政府は漸くにして其先づ講和條件を聽かんとするの効なきを覺り、更に十二月十二日を以て米國公使の手を經由し「日本政府が清國政府前電の提議を拒みたるは清國政府の遺憾とする所なり、然れども清國は茲に日本政府の意見に従ひ全權委員を任命し講和の方法を商議する爲、日本國の全權委員と會合することを提議す、清國政府は上海を以て委員會合の地と爲さんと欲す、清國政府は何時委員會合の運びに至るや豫じめ承知したし」と提議し來れり。日本政府即ち米國公使を經由し「若し清國政府に於て、講和全權委員を任命するに於

ては、日本政府は何時にても同格の委員を任命すべし、従て日本政府が右全権委員を任命する以前、清國政府より先づ該國全権委員の氏名官位を日本政府に通知するを要す、全権委員會合の地は必ず日本國內に於て撰定するを要す」と斷言せり、是に至りて清國政府は何事も日本政府の意向に従はざれば其目的を達する能はざる場合となれり、即ち十二月二十日を以て、清國政府は米國公使の手を經由し、清國政府は和議を商訂する爲、尙書銜總理衙門大臣戸部左侍郎張蔭桓、及頭品頂戴兵部右侍郎署湖南巡撫邵友濂を全権委員に任命し、日本國に派遣し、日本國全権委員と會商せしむ、清國は往復便利の爲、日本國が上海近傍に於て會合の場所を撰定せんことを希ふ、清國は日本國が直に全権委員を任命し、速かに會商の期日を定め、而して日本國にて全権委員を任命したる日に於て、兩國の間休戦を開始する期日を決定せんことを建議す」と通告し來れり、依て日本政府は米國公使を経て、日本政府は清國政府の任命せる二名の全権委員と和議を締結すべき全権を帶有する全権委員を任命すべし、日本政府は廣島に到着後四十八時間内に於て、兩國全権委員の會合を開くべく、尙ほ會合の時日及び場所は清國全権委員の廣島に到着後速かに通

牒すべし、清國政府は其全権委員が本國發程の期日及廣島に到着すべき豫定の期日を速かに日本政府に電告すべし、而して日本政府に於て縱令休戦を承諾する場合ありとするも、休戦の條件は兩國全権委員會合の上にあらざれば之を明言するの限りにあらず」と答へたり。

清國政府の眞意如何に拘はらず、今は彼よりして全権委員を任命し、之を派遣し來らんとし、一方第三者たる各國も頻りに日本政府が清國政府に要求すべき條件如何を知得せんことを欲し、事務局は最も考慮を要すべき場合となれり。十二月二十三日陸奥外務大臣が露國公使ヒトロフゾフを訪問するや、同公使は「露國皇帝は日清兩國媾和談判の端緒將に開かれんとするを聞召し、最も欣喜せらるゝ所なり、露國は一日も早く日清戦争の妖雲を排除し、速かに平和の恢復を望むに切なり、而して日本が清國に要求すべき媾和條件にして、嘗て日本政府より明約せられたる如く、朝鮮の獨立を危殆ならしめざるの一事確然たるに於ては、露國は其他に求むる所なかるべし」と語り、外務大臣は曰く「右は果して露國政府の意向に相違なかるべきや」と公使之に答へて曰く「實は唯今本國外務大臣より電訓に接したるに由り、具

さに其電訓の意味を述べたるものゝみ、且つ右電訓中に露國は兩交戰國の行動に對し、局外國が之に干涉することなからんことを望むに由り、此際日露兩國政府の間に於て、互に其意見を交換し置くことは諸外國の干涉を豫防する利益あるべしと信ず、露國は何時にても日本の利益の爲に周旋盡力するに躊躇せざるべし、又講和の條件に關しては露國固より日本の願望に對し、猜疑の念を抱き居らずとの旨をも日本政府に申入れ置く可しとあり」と云ひ、更に特に其一己の私考として「露國は多分日本が臺灣を占有することに對し、何等の故障もなかるべし」と云ひ、先づ其他意なきを標示して以て他の所見を誘ひ、意見の交換に藉りて、日本政府の内意を探らんとしたり。かゝる状況なれば今となりては日本政府は其講和條件に就き豫め考定する所なかる可からず、而して清國全權委員の地位資望に徴し、清國政府の未だ全く根底より講和の進行を希望するものなりや否やの虞ありと雖、日本政府當面の急務は媾和條約案の大體を定むることこれなり、是に於て明治三十八年一月二十七日廣島大本營に於て、日本天皇は廣島に在る閣臣及大本營の高等幕僚を召し、日清講和の件に付御前會議を開かれたり。陸奧外務大臣は講和條約案起草

廣島に於ける御前會議

の要領を奏して曰く、

本條約案は大體分て三段とす、第一段は清國をして今回戰爭の原因たる朝鮮國の獨立を確認せしむることを規定し、第二段は我國戰勝の結果として清國より割讓せしむべき割地と償金との二件を規定し、第三段は日清兩國の交際上、我國の利益及特權を確定する爲、將來我國と清國との關係をして、歐米各國と清國との關係と均一ならしめ、更に一步を進めて數處の新開港場を設置し、並びに江河通航の權利を擴張し、以て永久我國の清國に於ける通商航海に關する諸權利を規定す。而して此三大要件の外、尙ほ日清兩軍の捕虜交換の事を規定し、清國をして一旦我國に降服せし將卒人民に對し過酷の處置を爲さしめず、又日清戰爭中清國領内の人民にして、何事に拘はらず、戰爭と或る關係を有する者に對し、清國政府が後日何等の責罰を施さざることを規定し、將來日清兩國人民の間に於て怨恨の痕を斷ち、從て我國一視同仁の主義を廣く世界に發揚せしむるの趣意に基きたり。

と、次に伊藤内閣總理大臣は、日清講和の件に付、政府の執るべき政略の大要を奏問

陸奧外務大臣の奏上

伊藤總理の奏上

し、天皇の採擇を仰ぎたり、其要概に曰く、

此講和條約中の款項は、今回日清兩國が交戦に至りし主因たる朝鮮國獨立の件、土地讓與の件、軍費賠償の件、及び將來帝國臣民が清國に於ての通商航海の便益に關する件等を以て其主眼とし、其他は其重要な度各數件に次ぐものにして、都合十箇條を以て成立せり、尤も今回來朝の清國講和使と會合に就ては、十中の八九は妥當の了局を見ること覺束なしと信ずるも、彼に於て苟も斯る場合に於ての萬國普通の慣例に遵ふて來朝する上は、我に於ても亦國際法の常規に依り、之れに應ずべきは固より多言を要せざる所なり。然り而して今若し假りに清國の爲めに計るときは、此上にも尙ほ連戰連敗を招き、竟に城下の盟を爲さざるべからざるが如き地位に陥るよりも、寧ろ今に於て縱令多少其豫期外の讓與を爲すも、此變局を收結すると得策なるべけれども、博文が清國を知る所を以て察する時は、所詮彼は將來の危難を避くるが爲に、今日に當り斷然決心する所あるべしとは信せられず、若し果して然るときは、今度双方全權委員相會合するも、蓋し一の成議を見るに至らずして終る可しと推測するものなり。然りと雖、若し萬

講和條約案
の豫定

一にも豫期する所に反し、清國に於て大に決心一番せし所ありとせんか、此回の會合にて本件の收局を告ぐることなしとも謂ふべからず、清國講和使との講和の成否を論せず、若し一旦講和の條件を明言するに於ては、因て以て第三國の容喙干渉を招致することなきを保せず、否殆んど免るべからざるの數なりとす、但し其干渉の如何なる性質なるべきや又如何なる度合なるべきやの點に至りては假令如何なる賢明なる政治家と雖、固より之を豫測すること能はざる所にして、殊に他國をして毫も干渉せしめざる可しとの保證を爲すことは尙ほ更に能はざる所なり、而して斯る干渉にして早晚竟に免るべからざるものとするときは、時機を察し外交上の手段に依り、弛張操縱其宜きを得るを務むることは勿論なるべけれども、元來斯る場合に當て各強國が執る所の政略方針に至ては、樽俎の間、之を他に轉せしむること能はざる例、往々多きが故に、萬一斯る干渉を來り試むることあるときは、各第三國の意向を斟酌して、清國に對する我條件を多少變更せざるを得ざるに至るべきか、又益々更に他の強敵を加ふるも飽迄我廟算の在る所を維持して動かざるかに至ては、未來の問題に屬すれば、其時に應じ

て更に評議を盡すべきことゝす。

と云ふに在り、天皇は伊藤總理及陸奥外務大臣の奏上を聽納し、條約案を閲覽し、尙ほ列席文武重臣の意見孰れも異議なき旨を聞きたる後、該案を以て講和條約の基礎とすべき旨を裁可し、尋て一月三十一日に於て伊藤内閣總理大臣と陸奥外務大臣とは、共に全權辦理大臣として清國全權と會商すべしとの命を受けたり。

其三 廣島に於ける兩國全權の會合…講和談判の不調

已にして清國媾和使張蔭桓邵友濂は此日を以て廣島に到着したるを以て、日本政府は直に公文を發し、其全權辦理大臣の官爵氏名を知照し、全權辦理大臣よりは翌二月一日を以て廣島縣廳内に於て會合すべき旨を通牒したり。

二月一日午前十一時日清兩全權大臣は會同し、第一着に彼我携帶する所の全權委任狀を査閲し、之を交換するの手續に進みたり、日本全權大臣は始めより豫め清國全權大臣の委任狀の不備ならざるやを疑ひ居たりしに、果して國際公法上の普通の全權委任狀を帶有せざりしことを發見したり、清國全權の第一に提出せしは國書と稱せる一種の信任狀まじなり、全權委任狀にあらず、今や兩國交戰中に在て平時の

清國講和使
廣島に著す

日清兩全權
の會合

※C

※D

外交は現に斷絶したる時に於て、其使臣を紹介せる信任狀を授受すべきの理由なきを以て、日本全權は其理由を述べて之を返戻したり、清國全權更に勅諭まじと稱する一書を提出したるも是れ清國皇帝の勅諭命令のみ、亦正式の全權委任狀にあらず、全權委任狀にして、已に不備ならんか、談判は勿論開始すべからず、然れども其權限の不完備なる所以を自覺せしめ、彼よりして之を明言せしむるを要す、依て豫て準備したる一の覺書即ち「大日本帝國全權辦理大臣が只今大清帝國欽差全權大臣に知照せし所は、全權委任講和條約の件に付き、大日本皇帝陛下より該全權辦理大臣に附與せられたる一切の權限を包含するものなり、就ては成る可く他日の誤解を避くるが爲、且つ互相の主意に基き、大日本帝國全權辦理大臣は、大清帝國欽差全權大臣より知照せられし所の全權委任狀は、未だ査驗を経ざれども、果して大清國皇帝陛下より媾和條約の件に付、該欽差全權大臣に附與せられし一切の權限を包含するものなるや否や、書面を以て確答せられんことを望む」とあるを示し、之が回答を求めたり。清國全權は即座に之を確答すること能はず、追て何分の回答を爲す可しと云ひ此日の會合は了りたり。翌二日清國全權は公文を以て「本大臣貴國に

出使し、奉ずる所の勅書は貴大臣と即日交換するを經たり、本國大皇帝より媾和條約の爲、條款を會商し、記名調印の全權を與へられたり、議する所の各條項は、迅速に辨理するを期するを以て、電信にて本國に奏聞し、勅旨を請ひ、期を定め、調印し、其上にて議せし所の條約書を齎して中國に歸り、恭て大皇帝の親ら披閱を加へ、果して妥善なりとし、批准せらるゝを待て、施行すべきこととす」と答へたり、一見其權能の不備なるを知るべく、即ち清國全權は自ら其獨斷專對の權力を有せざることを告白したるものなり。同日午後四時を期し、再び會同せんことを約し、席上伊藤全權は「本大臣が今同僚と共に將に採らんとする處置は論理上止むを得ざるの結果に出づるものにして、其責素より本大臣等に歸すべきにあらず、從來清國は殆んど列國と全然睽離し、時に或は列國の社團に伍伴する爲、生ずる所の利益を享受したることあるも、其交際に隨伴する責守に至ては、往々自ら顧みざることあり、清國は常に孤立と猜疑とを以て其政策とす、故に外交上の盟約に付き、公然合意を表はし、後却て翻然之れ調印するを拒み、或は儼然已に締結したる條約に向て、更に明白たる理由なく漫然之を拒否するの實蹟一にして足らず、右等の實蹟に就て之を徵する

伊藤全權清國全權委任狀の不備を詰る

に、當時清廷の意中操持するの誠實なく、其談判の局に當れる欽差使臣に至ても、復必用なる權利を委任せられざること、比々然らざるなきを見る可し、故に今日の事あるに當り、我政府は先づ既往の事實に鑑み、全權の定義に協はざる清廷の欽差使臣とは、一切談判を避るの決意を以て、講和談判を開かんとせば、清廷の委任者は媾和締結に對する全權を有せざる可からざる事を以て、豫め一の條件と爲したり、而して清廷は此條件を恪遵し、其全權使臣を我國に派遣せられたりとの保證を確め、我天皇陛下は本大臣並に同僚に委任するに、清廷の全權者と講和條約を締結し之に調印するの全權を以てせり。清廷既に此確保を爲したるにも拘はらず、兩閣下の委任全權甚だ不完全なるは、清帝の意思未だ和を求むるに切實ならざるを證認するに足る。昨日此席に於て交換したる双方の委任狀は一見以て其軒輊の甚しきを知る、殆んど批判を待たずと雖、茲に之を指摘するも敢て徒爲の業たらざるを信ず、即ち一は開明國慣用の全權の定義に適し、他は全權委任に須要の諸項幾んど缺乏したり、加之兩閣下携帶する委任狀は、閣下等か談判せらる可き事項明瞭ならず、また何等訂約の權利を與へられず、且つ兩閣下の行爲に對し、清國皇帝陛下爾後

の批准に就ても一言する所なし、之を要するに閣下等に委任せられたる職權は、本大臣及同僚が陳述する所を聞き之を貴政府に報道するに止まるものと云はざるべからず、事既に茲に臻る、本大臣等は決して此上談判を繼續する能はざる所なり。或は云ふ今回の事に於ては敢て清國從來の慣例に背きたる者に非ずと、本大臣は斷じて此の如き説明を以て満足すること能はず、清國內地の慣例は本大臣素より容喙するの權なし、然りと雖、我國に關連する外交上の要件に至ては、清國特殊の慣例は國際上の法則の爲、裁抑を受けざるべからざることを主張すべきは獨り本大臣の權利なるのみならず、亦本大臣の義務なりと信ず。抑平和の克復は至重至大の事なり、今再び輯睦の道を啓かんとせば、固より其目的を達する爲、條約を締結するの必要たるのみならず、其互ひに締約する所は、亦必らず之か實踐を期するの誠意なかるべからず、媾和の事に關し、我帝國は進で之を清國に請求すべき理由を見ずと雖、我帝國は其代表せる文明主義を重んずるを以て、清廷か至當の道軌を履み其緒を啓き來るに於ては、之に應ずるの義務ありと信ず、然りと雖、無效の談判若くは紙上の空文に止まる講和に參與するが如きは、將來堅く之を謝絶する所なり。

我帝國は一旦締結したる所の條件は、必然之を實踐す可きを明言すると同時に清國に向ても亦此の如く其履行の確然なるを期せざるべからず、此故に清國が的切信誠に和を求め、其使臣に委ぬるに確實の全權を以てし、且つ其締結せる條約の實踐を擔保するに足るべき名望官爵ある者を擇んで此大任に當らしむるに於ては、我帝國は更に談判に應ずるを拒まざる可し」と演説し、陸奥全權は豫め帶有し居たる一の覺書を示し、其全權の不備を宣言し、今回の會議は此に止めざるを得ざることとを聲明したり。此談判拒絶に對し、清國全權は「若し全權委任狀不完備の廉あるに於ては、更に本國政府に電稟して完全なる全權を附與せらるゝ様すべければ、其上再商議を開かんことを請ふ」と提言したり。然れども既に談判を繼續するを拒みたる清國使臣をして、徒に本國政府の再命を待たしむるの要なければ、其意を以て更に之を拒絶したり、因て清國全權は竟に長崎に退去し、同所に於て歸國の便船を待つことゝなりたり。然るに清國政府は講和談判不調となりたるを遺憾とし、二月七日を以て在北京米國公使に依頼し、在東京米國公使に轉電を求め、日本政府に向ひ、更に改訂委任狀を該全權に送付せんことを提議し來りたれども、前記の狀

講和使の歸

況に照し、日本政府は斷乎として之を拒絶するに決し、日本政府は若し清國政府にして誠意に平和を希望し、正當なる全權委任狀を帶有する名爵資望ある全權委員を派來するに於ては何時も再び講和談判を開く可しと雖、一旦談判不調となりたる今回の便節をして、本國政府の訓令を待つ爲、日本國に滞在せしむることは承諾する能はざる所なり」と、事此に及びて、清國全權は最早何等の爲す所あらざるを知り、二月十二日を以て出發歸途に就きたり。要するに、戦況に随伴せる諸狀況殊に講和意志の發動及第一次談判不調の狀況は、前述の記事を以て其梗概を知るに難からず、即ち戦況の不利に伴ひ、清國政府講和の希望は事實に表現し來り、清國政府が列國の調停を望みたる其反動は、事實として英、米、露等の運動に顯現し、日本政府は英國政府の提議を拒絶したりと雖、米國政府の居中斡旋に對しては未だ清國政府の意圖を信せざるに拘はらず、之を承諾したり。而して清國政府の第一次講和の希望は失敗に終り、他方戦争の局面は敗況益加はり、列國の態度は今や漸く不穩の狀況に移りたり。

*A デットロリング派遣に關し李鴻章は意見上申を總理衙門に提出して曰く王爺殿下

鴻章倭事を籌するに將きに半年に及はんとす、苟も寸功なし上は背肝の憂を罹し下は中外の謗を叢め困心橫慮踴躍名狀し難しこの咎め愆積の餘に當り本再び未議に參せず惟た既に仰きて重問を蒙り伏して王爺を念ひ慨然身を出し力天下の重きを任す鴻章恩を受くる深重なり誼休戚を同ふす但所見あらは何ぞ敢て稍引避の私を存せん苟かに意ふに此時事機十分緊迫す誠に聖諭の如し須らく亟かに救急の方法を籌す可し各國出て調停を爲すを允すと雖とも深く恐る遠くして急を濟はす六七月の間曾て倭人の意を聞くに款を願はざるにあらす但中國自ら商辨に與かるを欲す而して干預を願はず目下彼れ方さに志得氣盈つ若し遽かに我れより大員を特派し往きて商す轉々彼れに輕視せらるゝを慮かる李鴻章樵野等と再三斟酌するに惟洋員の忠實にして信す可き者を揀擇し前往せしむ既に彼の中情偽り得易し又形迹の疑ひ無し査するに津海稅務司德瑞琳あり京に在り供差二十餘年我が爲めに忠なること六年俄事十年法事彼れ皆暗中に襄助す十一年伊藤津に來り鴻章と訂約す該員伊藤の幕友某英員と相識る傍より資導し頗る力を得たり若し夫れをして前往し察酌辨理せしめ或は能く機を相て轉圜否らされは則ち暫らく停戦以て徐るに商るを待たしむ亦た目前の急を解く若し以て可となさは鈞處より迅速旨を請ひ派往せしめ以て事權を重ふす該洋員倭に到るの後一切情形を籌議し隨時電商し即ち鈞署に轉達し裁奪す是否當るあるも悉く主持を俟つ未盡の言均しく樵野兩君の面陳に専斷密覆す

* B (テットリンクの携來せる李鴻章より伊藤總理への書柬)

以書簡啓上致候我大清の成例各國と交際す素より平安を尙ふ現に貴國と小かに齟齬あり干戈を以て玉帛に易え未だ生靈の塗炭を免れず今暫らく海陸兩路に飭して戦を罷めんことを商らんと欲す本大臣奏して諭旨を奉すテットリンク中國に在る年久し忠實靠る可し李鴻章に着し事宜を籌辦せしめんとす其詳細はテットリンクに告知し置きたり迅速東洋に前往して妥辨せしむ並ひに時に隨ひ將さに情形を現議し李鴻章に由り密に速かに電聞せよ此を欽しめと即ち頭品頂戴テットリンクをして即ち馳せて東京に赴むき照會を資送し應答に如何んか調停し我が平安舊例に復するの慮應さに貴總理大臣に請ふテットリンクと籌商せられんことを敬具

* C (清國第一次講和使の帶有せる國書)

大清國大皇帝は大日本大皇帝の好を問ふ我兩國誼同洲に屬し素と嫌怨なかりしに近頃朝鮮の一事を以て彼此兵を用ひ民を勞し財を傷ふは誠に已むを得ざるに出づ現に米國か間に居り調處するを經るに因り中國より全權大臣を派し貴國より全權大臣を海し會商して妥かに局を結ばむ爲め茲に特に尙書街總理各國事務大臣戸部左侍郎張蔭桓頭品頂戴署湖南巡撫邵友濂を派し全權大臣と爲し貴國に前往して商辨せしむ惟願ふ大皇帝接待せられ該使臣をして以て職を盡す可からしむることを是れ望む所なり

* D 同上の委任狀

尙書街總理各國事務大臣戸部左侍郎張蔭桓頭品頂戴署湖南巡撫邵友濂を派して全權大臣と爲し日本より派出の全權大臣と事件を會商す可し爾は仍ほ一面に總署に電達し朕の旨を請ふて遵行す可し隨行の官員は爾の節制に聽かす可し爾共に精誠を彈竭し謹て事を行ひ委任に負むること勿れ爾其れ之を愼めよ特に諭す

第三節 講和談判

其一 第一次講和使拒絕以後に於ける狀況

戦争の局面は威海衛陥りて今は直隸平野の大決戦を餘すのみ、即ち清國政府は如何なる條件あるに拘らず、講和手段を進めざるべからず、若し講和の希望を抛棄するに於ては大決戦を行ふあるのみ、清國政府は一方には頻りに在外使臣に訓令して列國に切請する所あらしめ、他方には李鴻章に訓令を下し、起つて講和使たらしめんとす。二月十四日總理衙門は在露許公使に向ひ「前きに先後の電報に據り、露國が清日兩國の爲に議する所あらんとす、王之春の到着を俟て之と共に議辨す可し」と電訓したり、是れ清國政府が露國に干涉調停を請求せる證憑にして、元來王之春は始め賚幣の使命を以て露に出使したるものなりと雖、其出使の途中より、日清

講和使拒絕以後に於ける狀況

間の戦局益清國の不利を示し、清國政府は王之春に電訓し、公使許景澄と共に力を極めて其干涉調停を請求せしめたるものなり。即ち王之春の使命は此時を以て、全く其性質を一變し、一種調停依頼の特使となりたるものにして、歐洲大陸強國の中露佛獨三國に交渉すべき使命を受けたるものなり。許公使は同日總理衙門に向ひ、現に露廷の議中日の和議成説あるを俟て、方さに出て、調停し、中國をして大損害を受けしめざるべしと、然れども未だ肯て其方法を詳言せず、察するに英の調停の議に對し、尙は相忌むものあるに似たり、依て知る二國同時に調停の依頼を爲すは其成功を見るに甚だ易からざる可し』と電稟したり。此日に於て、恰も軍機大臣は秘密訓令を李鴻章李に與へ、講和談判の局に當るべきことを命じ、又在露許公使に向ひ、『南洋大臣の來電に依れば、該大臣王之春の電報に接す、歐洲列國凡て日本現今の舉動を悦ばず、英露は、兵力を以て日本の割地を力阻し、別に酬ゆるに他の利益を以てす可しと、査するに該大臣言ふ所見無しとせず、露前に已に言有り、英法德等と共に日本の割地を阻し、兵を止めんと、今や李相を派し、赴東和を議せしめんとす、露若し起て調處するあらば、我利益良に多し、亦以て速成すべきなり、王使と共に其

※A
軍機大臣の
秘密訓令

外部に商かり、速に議辨を爲す可し』と電訓したり。

顧みて日本政府の側を見れば、上に述べたるが如く、廣島に於ける講和談判不調となり、清國全權歸國の後、列國の注視其度を加へたり。即ち清國全權が帶有せる全權委任狀の不完備なる爲、日本政府が該使臣等を拒絶したるは正當なる理由に出でたるものなれども、元來清國の行爲は、往々國際公法上の定規を以て律す可からざるもの多きは、夙に列國の默認する所にして、今回の事も列國は視て以て常事として殆んど之を怪まず、清國政府の行爲よりは、寧ろ日本が斯る口實を以て、清國使臣を拒絶したるは、其間別に異圖の存するにあらざるやを疑ひ、日本が將來の舉動に對し、漸次猜疑の念を増大し來りたるのみならず、已に上に記したるが如く、清國政府が在外使臣に電訓し、頻りに大陸強國に切請せしめたる其多少の效果と、日清間交戦の爲、即ち日本軍勝利の爲、變化し來る強國各自の政略上の必用とに依り、當時三四の強國政府は、各其の在京使臣に訓令し、日本政府に向ひ、清國政府に對する要求は、成る可く丈、苛大に失せず、清國の應從し得べき程度に止め、平和回復の速成を望むとの旨を忠告すと云はしめたり。又有名なる巴里通信は、報じて曰く、露

第三國の日本に對する
状況

氣遣ふべき
巴里通信

國政府は其在外大使に訓令し、英佛等の強國と連合して、日清事件に干渉を試む可し、但し其時機は清國が戰敗を自認して、誠實に和を乞ふの場合に於てす可し、歐洲各國は日本が清國大陸の寸土たりとも、割取することを許諾せざるべしと。歐洲大陸の形勢此の如きに至り、恰も二月十四日露國公使ヒトログラーは、陸奥外務大臣に向ひ、意見の交換を提議したり。外務大臣曰く「今日に至りたる上は、我國は戰爭の結果として、清國より土地の割讓を要求せざるを得ざる場合となれり。然れども、日本政府は之れが爲めに他の第三國に關係する利害の有無は前以て承知し置かんことを欲す、左すれば其特に露國の利害に關するものは、何事なりとも腹藏なく申聞られたし」と、露國公使は「今や日本は清國より割地を要求せらるべきは勿論の事なり、而して露國は太平洋沿革に就き、自由通路を得んと欲すること亦一日に非ず、故に嘗て貴政府にて宣言せられたる如く、朝鮮國の獨立を障害せずとの一事確然たるに於ては、他に敢て言ふべきことなし」と答へ、尙ほ私語の體を以て「臺灣の割地は露國に於ても、とより異存なしと雖、若し日本が島國の位置を捨て、大陸に版圖を擴張するは、決して日本の爲め得策に非ざる可し」と告げたり、同大臣即ち

陸奥外務大臣ヒトログラーと意見交換

『今日協談に及ぶ所は露國の利害如何を聞かんと欲するものにして、日本自己の利害得失に至ては我輩自己の考量すべき所なり』と言ひたるにより、同公使はこゝに於て話頭を一轉して「兎に角大陸の割地に關しては歐洲各國中に異議を唱ふる者あらん」と言ひ、同大臣は「果して然らば異時或は其の事の利害に關係ありと云ふ邦國と直接に相談するやも計り難けれども、茲に之を論及し置く必要なかるべし、兎も角も事の大小に拘はらず、露國政府は朝鮮の獨立に關する問題の外、別に露國の利害に關係すべき問題はなきや」と問ひ、公使は「目下別に何の言ふほどのこともなし、但し向後若し日本軍が直隸省の地方に進攻するに至らば、之が爲に大に露清兩國の茶業貿易を妨害するやも計られず、此茶業貿易は露國の或る一部人民のためには殆ど生命たる事業なるが故に、此事は豫め充分に注意あらんことを望む」と云ひ、談路轉展し意味の所在を捕捉し難かりしと雖、要は彼は我の底意を知らんとし我は彼の本心を看んとしたる者にして、露國政府は漸次其覆線の活動を現し來りたるものなり。此時に迫んては、日本政府は前きに其廟議に於て決定したる如く、嚴に事局を日清兩國の間に制限し、第三者をして何等の交渉を爲す可き餘地な

らしむべしとの方針は、最早永く之を維持し能はざるの恐あり、されはとて今に至り歐洲強國の内諾黙認を得むとするは、時機既に過ぎのみならず、卒然既定の方針を變改するは亦た事情の許さざる所なり。故に寧ろ如何にもして清國政府を誘導し、一日も早く講和使臣を再派せしめ、速に戦争を息止し、平和を回復し、以て列國の視聽を一新するに如かざるなり。而して是迄の如く、清國政府に對し總て講和條件を穩秘せず、清國使臣再派以前に少なくとも其の最も重要條件に係るものは先づ之を知照し、該政府をして豫め決心する所あらしめざる可からず、而して此決定に基きたる主旨、即ち清國政府に示すところのものを某國に内示し置くを要すとの狀況判斷上、清國政府に向ひ、日本國政府は清國にて軍費賠償及び朝鮮の獨立を確認する外に、戦争の結果として土地を割譲し、及び將來の交際を律する爲め、確然たる條約を締結することを基礎とし、談判し得べき全權を具備する使臣を再派するに非ざれば、更に何等の講和使を派遣するも、其使事全く無效に歸す可しと告げたり。即ち茲に日本政府の清國政府に要求する所は、派遣使臣の資格權限に存在し、其資格權限は軍費を賠償すると、土地を割譲する事、將來の交際を律する爲め確

然たる條約を締結すること等の要件を具備するを必要としたり。此通告を清國政府に與へたると同時に、日本政府は林外務次官に命じ、露國公使に面會し、右清國政府に與へたる通告の意味を告げしめ、尙ほ之を在露西公使に電訓し、露國政府に内告せしめたり。是に於て露國外務大臣はヒトログラー公使に訓令するところあり、同公使は右の訓令を携へて陸奥外務大臣に面會し、『閣下の電信及西公使の直話にも、日本政府は朝鮮の獨立、償金、土地の讓與及將來兩國の關係に對する條約を締結し得べき全權を有する清國使節の派來を望むが如し、且つ西公使は此事を通知すると同時に、他の強國へ洩れざることを請へり、就ては若し日本政府に於て、名義上及事實上朝鮮の獨立を認むべきことを宣言するに於ては、我政府は上文に記する各條件を帶有する全權使節を派出すべきことを清國政府に勸告することを得べく、亦他の強國へも尙ほ日本政府と同一の方針に出づることを勸誘することを得べし。我政府は、日本が既に戦争の後尙ほ無期限に戦争を繼續することは其利益に非すと信ず、因て本件に關し、日本政府の回答を求め、速に返電あらんとを究む』と朗讀したり。因て日本政府は此宣言の主意を以て、露國政府が朝鮮政府の獨立

を名實共に保證せんことを求め、之を保證する以上は他事は異議なしと言ふに出
てたるものとし、露國公使に覺書を送りて之に答へ以て其意味を確め置かんと欲
したり。其覺書の要は『本月二十四日露國公使閣下より口頭にて開陳せられたる
所に依り、帝國政府が西公使に發送せし電信中に記載せし所の講和の基礎は、若し
日本國にて露國政府が單に屬望し居る如く見ゆる朝鮮國の獨立を認むるに於て
は、右の基礎を肯諾すべきことを清國に勸告を爲さしむるとに付き、露國政府の贊
助を得べきことを知悉せしは、帝國政府の欣悦する所なり、露國公使閣下より此宣
言ありたるに付ては、帝國政府は茲に日本國が朝鮮國に對する政略方針は更に變
ずる所なく、帝國政府は名實共に朝鮮國の獨立を認め居ることを宣言するに躊躇せ
ざるべし』と云ふにあり。然るに右の電報と行違ひ、翌十八日清國政府は米國公使
を經由し、『内閣大學士李鴻章を頭等全權大臣に任命し、一切の全權を附與したり、因
て日本政府は何れの地方を以て兩國全權委員會合の地と選定するや成るべく速
かに電答あらんと欲す』と請求し來れり。日本政府は清國政府が終に決心する
所ありて、李鴻章を特派し、媾和の局に當らしむるの報を得たるも、尙其決意を促が

*B
*C
*D

す爲、翌十九日を以て、又米國公使を經由して清國政府に向ひ、『本月十八日附清國政
府の電信に對し、日本政府より何分の回答を與ふるに先だち、清國政府は果して本
月十七日附日本政府の電照を受けずして、其全權大臣を派遣するに至りたるや否
や、證言せんことを望む』と問ひ、尙ほ其末段に清國使節の帶有すべき全權委任狀は、權
限の完備を要することを注意し、其文書を電信にて提供するを可とする旨を附記し
たり。清國政府は李鴻章に附與せられたる權限の完備せることを答へ、其案文に
付き日本政府の訂案に従ひ、一々之が修正を加へ、日本政府の閱悉を經、こゝに委任
狀に關する電信往復は終了し、李鴻章は三月十四日天津を發し、下の關へ直航し、十
九日を以て到着の豫定となれり。(李鴻章は軍機大臣の秘密訓令を受領し、和議の
局に當るべき方針を攻究して之が意見上奏^{*B}を爲し、軍機大臣は此奏文を熟閱討議
したる後、第二の秘密訓令^{*C}を與へ、又皇太后に上奏^{*D}するところあり。

其二 媾和談判の開始

上述の如く清國政府は終に直隸總督北洋大臣李鴻章を簡派し、媾和談判の局に當
らしむることを命じ、已に三月十四日を以て天津を出發したり。是に於て日本政

府は陸奥外務大臣をして東京を出發して廣島に赴かしめ、三月十五日に於て伊藤内閣總理大臣と共に全權辦理大臣たることを命じたり。陸奥全權は同月十七日夜を以て廣島を發し、翌十八日下の關に着し、十九日早曉伊藤全權は宇品より李全權大臣は天津より殆んど同時に下の關に來着したり。日本全權は其全權委任受命の通知を發し、清國全權亦覺書^{覚書}を以て其全權帶有の旨を答へ、委任狀の交換と開議とを請求せり、日本全權は翌二十日を以て之を行ふべきことを通知し、同日第一回の會合を開き、互に其全權委任狀を査閲し、其完全なるを認めて之れを交換し、清國全權はこゝに一の覺書を提出し、講和談判を開始するの前、先づ休戰の事項を議定せんとを求め、日本全權は明日回答を爲すべしと約し、此日の會合は了りたり。李鴻章は伊藤總理と舊識なるが故に、談路再び啓け殆んど數時間の永きに亘れり。其の彼我會話中、伊藤全權が曩きに清國張邵兩使派來の時、其帶有せし全權委任狀の完備せざりしのみならず、當時未だ清國が眞實に和睦を求むる誠意なかりしに由り、遂に使事の無效に歸したるは遺憾なりしと云へるに對し、彼は今若し清國をして和睦を切望せしむるの誠意なからんには、特に余に命するに此重任を以てせ

ざるべく、余も亦講和の必要を感せざれば敢て此重任に當らざる可しと云ひ、暗に自己の身分を擡げ、我の信認を博せんとし、又彼は日清兩國は亞細亞洲内に於て、常に歐洲強國の視眼を逃れざる兩大帝國なり、且つ兩國は人種相同じく、文物制度總て其源を異にせず、今や一時交戰に及ぶと雖、彼我永久友誼を回復せざる可からず、幸に今日の干戈息止するに及べば、當に從來の交際を恢復するのみならず、更に進で一層親睦なる友邦たらんことを希ふのみ、抑今日に於て東洋諸國か西洋諸國に對する位置如何を洞知し得るは、天下誰れか伊藤伯の右に出るものあらむや、西洋の大潮は日夕に我東方に向て流注し來る、是實に吾人協力同心して之れを防制するの策を講し、黄色人種相結合して白色人種に對抗する戒備を怠る可からざる秋に非ずや、但し今日の交戰は幸ひに此兩帝國か天然的同盟を回復するを妨げざるべきを信ずと云ひ、又彼は日本比年の改革事業を贊揚し、一に是を伊藤總理爲政の宜しきを得るに由ると稱し、清國の改革未だ其効を奏せざるを以て自己才略の短なるを歎し、更に語を繼ぎて今回の戰爭は實に兩個の好結果を收めたり、其一は日本か歐洲流の海陸軍組織を利用し、其成功顯著なりしは、以て黄色人種も亦、確かに

白哲人種に對し、一步も譲る所なきの實證を示し、其二は今回の戦争に依り清國は長睡の迷夢を攪破せられたるの僥倖あり、故に清國人中には荐りに日本を怨恨し居るもの衆多あるに拘はらず、余は却て日本に對し感荷する所多しと思ふ、且つ前述の如く、日清兩國は東亞の兩大帝國にして日本は歐洲各國に耻らざる學術知識を有し、清國は天然不竭の富澤を有す、若し將來相結托するを得ば、其歐洲強國に敵抗するも亦甚た難事に非る可しと云ひ、要するに彼は荐りに我國の改革進歩を羨慕し、伊藤總理の功績を賛美し、又東西兩洋の形勢を論じて兄弟鬩牆外侮を招くを戒め、日清同盟を説きて暗に講和速成の必要を諷するか如し、其の己れを抑へ、他を揚げ、而かも自己の屈辱を掩はんとす、縦横の辯、抑揚の妙、談路の暢達頗る至れりと謂ふ可し。

二十一日日本全權は一の覺書を以て清國全權の前日の提議に回答したり。即ち「戦地を距ること遼遠なる此地に於て休戦を約することを以て、媾和談判の妥局を結ぶに必須の要義と看做すこと能はずと雖、若し兩國に向て均等の利便を擔保するに足る條件を附するに於ては、休戦を承諾すべしと云ひ、尙ほ目下の軍事上の形

日本全權より示したる
休戦條件

狀を察し、彼此交戦を中止するに由て生ずる所の結果如何を顧み、日本軍隊は天津、天津、山海關並に該所に在る城壘を占領すること、前記各所に在る清國軍隊は一切の軍器軍需品を日本軍隊へ引渡す可きこと、日本軍務官にて天津、山海關の鐵道を支配すること、休戦期間清國は日本國の軍事の費用を負擔すること、若し以上の條件にして異議なくんば、休戦を實行すべき期日、其期限、日清兩軍の經界線及其他の細目を直に提出す可し」と云ふに在り、李全權大臣は右の覺書を默讀し、餘りに其苛酷なるを陳べ、「此の如き條件は清國の到底堪へ得べき所にあらざれば、日本政府は今少しく寛大なる別案を提出せられんことを望む」と苦求したり。蓋し此苦求は寧ろ日本全權の豫期せし所ならん、又今更に別案を再出するの要なきこと勿論なれば、伊藤全權は「若し清國全權に於て本案に對し、別に修正を提出せらるゝならば該修正案に就き尙ほ商議を拒まざれども、我より自ら別案を再考する能はず」と述べ、此日の談判は清國全權は切に休戦條件に關し再考を請求し、日本全權は唯其請求を拒しに過ぎず。清國全權は竟に「休戦問題は一時之を中止し置き、講和條件を聞くことを得べきか」と請ふに至りたるを以て、伊藤全權は休戦必らずしも息戰の

初步にあらず、故に直に講和問題を開議するも固より妨なし、然れども清國全權にして先づ休戦問題を撤去せざるは、於ては、講和問題を提出するに能はず」と答へたるに、李全權は少しく辭柄を變じ、「元來日清兩國は天然的同盟なり、日本若し誠實に永久の平和を欲せば、清國の名譽に就ても亦少しく留心せられんと肝要ならん、尤も今に於て日本は清國に對し、何等の要求をも爲すべき權利あるべし、然れども其要求は大概の程度に止ること得策なる可し、若し強て其程度を越ゆれば、日本は唯平和の空名を得て、平和の實利を得る能はざる可し、抑も今回の戦争は、元朝鮮事件に基因し、今や日本軍は嘗に該王國の全土を占有するのみならず、清國版圖内も多く其占有に歸したるにあらずや、天津、太沽、山海關は北京の關鑰なり、若し此の各所にして日本軍の占領する所とならんには、帝都安固の基即日烏有とならん、是豈に清國の堪へ得る所ならんや」と痛言したり。之に講し、伊藤全權は「吾々の行爲は總て左程に不正當なりしものと思はれず、然れども今日交戦の争因に遡り、之を討論するの暇なし、唯速かに其争事を緩めんと欲するのみ、今や日清兩國特に清國の爲には一日も早く息戦の急要なるを思ふ、又天津其他の占領は、畢竟一時の擔保の爲

めにす、固より其城市を破壊するの意思あるにあらず」と云ひ相互唯押問答を繰返したる後、李全權は「要するに此の休戦條件は、餘りに苛酷なり、然れども首要の目的は平和に在り、休戦に在らず、日本に於ても果して同様の感情を抱有し居らるゝならんと信ず」と云ひ伊藤全權は「然り、吾々とても速かに平和の回復あらんことを冀ふこと切なり、然れども休戦問題の撤否先づ決定せざれば、講和問題に論及し難きことは前論已に盡せり」と斷言したるに由り、李全權は終に此事を考量する爲、數日の猶豫を望み、伊藤全權は「考量の時間を許すこと妨なけれども、今や兩國人民領を引て談判の結果を環視し居る際なれば、成る可き丈け敏速に相互の大任を成すことも亦當然の義務なり」と信ず、故に大概三日間に確答せられんことを望む」と云ひ、茲に此日の會合を了りたり。

同月二十四日の會合に於て、李全權は終に休戦問題を撤回し、直に講和談判に取掛らんことを望めり、因て日本全權は、明日を以て講和條約案を提出することを約したり。此日の會合は極めて單簡なりしと雖、李全權は一事の提議ありと云ひ「日本政府の講和條約案中には、他の列國の利益を錯亂すべき何等の條項なきを信せん

李全權の感情の如何なるを希望す

と欲す、更に約言すれば講和條約の中、諸外國の感情を衝動する如き箇條なきを信ず、何となれば講和問題は、一に日清兩國の間に止め、勉めて他國の干渉を避けんとを望めばなり」と述べ、伊藤全權は之に答へて「本問題は全く日清兩國に關し、敢て他國と關涉すべきものに非ず、故に吾人も毫も外國の干渉を招くの虞なきを信ず」と云へり。

其三 李全權の遭難……無條件休戦

二十四日李全權が會議場を去り、將に旅館に歸らんとする途上に於て、一の兇漢あり、李全權を狙撃し、頰部に負傷せしめ、兇漢は直に縛に就きたり。此報の會議所に達せしとき、恰も陸奥全權は參議李經方と共に、明日に於ける談判上豫め打合せ置く可き事あるに因り、尙ほ同所に在りしが、此意外の兇變に驚き、李經方は直に歸館し、陸奥全權は伊藤全權の宿所に到り、相伴ふて李全權の旅館に往き之を慰問したり。

李全權遭難の報、廣島大本營に達するや、日本天皇は直に醫員を下の關に派し、特に清國全權の傷痍に治療することを命じ、尙ほ之れが爲め翌二十五日を以て特に詔

李全權の遭難

勅を發布し、又皇后よりも親製の繙帶を下賜し、同時に看護婦を派遣し、頗る優遇を與へたり。

無條件休戦

日本政府が此兇變に關し、内外人心の趨向する所を察し、清國全權をして衷心に日本政府の行爲に満足せしめ、外列國をして機會の乘すべきなからしめんことを計り、之が爲清國全權が會て苦求せし休戦を許可するに如かずと決定したり。日本天皇は終に同二十七日の夜を以て、右無條件休戦を承諾すべきことを全權に命じ、陸奥全權は李全權の病床に到り、示すに休戦條約案を以てし、李全權は二三の修正案を提出し、彼此參酌を加へたる末、終に本條約を定めたり。即其第一條には「日清兩國政府は奉天省、直隸省、山東省地方に來て下に記する所の條項に従ひ、海陸軍の休戦を約す」とし、第二條に於て「本條約の效力に依て休戦すべき軍隊は、實際交戦を停止する時に當りて、各其屯駐する所の場所を保持するの權利を有すべし、但し本條約の期限内に如何なる場合たりとも前記の場合以前に進出するとなかるべきものとす」とし、第三條に於ては「本條約の存する間は、攻守の孰れを問はず、各其對陣の方面に於て、進撃の備を加へ、或は援兵を派し、其他一切戰鬪力を増加せざるべき

とを約す、然れども現に戦地に於て戦闘に従事すべき軍隊を増加するの目的に非ざる以上は、兩帝國政府に於て新たに兵員を配置運送することを妨げざる者とすとし、第四條には『海上に於ける兵員軍需及び其の他一切戦時禁制品の運送は戦時常規に依り、捕獲せらるゝことあるべきものとす』とし、第五條には『本定約調印の日より二十一日間を限り、休戦を實行するものとす、尤も兩國軍隊の屯駐する場所に於て、電信の通せざる所へは、敏速の方法を以て、休戦の命令を發す可し、而して兩國軍隊司令官にて、右命令を受けたるときは、相互に其趣を通知し、休戦の措置を爲すべし』とし、第六條には『本定約は別に相互に通知を要せず、明治二十八年四月二十日即光緒二十一年六月二十二日の正午に於て終了すべし、而して若し右期限内に於て講和談判不調となるときは、本定約は同時に終了したるものとす』と定めたり。

其四 講和談判の續行

休戦條約は上述の如き變局の上に成立したり、李全權は一日も速かに講和條約の談判に取掛らんことを望み、而して其病中の身なるを以て、其旅館に於て開議するか、又は書面を以て講和條件を示すか、孰れなりとも日本全權の擇ぶ所に従ふ旨を

日本全權提
出ノ講和條
約案

申出でたり。此請求に由り、四月一日陸奥全權は李參議に會合し、講和條約を提出するに方り、談判の順序を定め置き度旨を告げ、該條約案に就き、每條諾否如何を聽き、條を追ふて決定する方法を執ることを主張したり。李參議は條約案全體を同時に提出することを希望し、反覆して切に之を請ひたるを以て、終に其請求を容れ同日より四日間に於て條約案を承諾するか、又は或る條項に付き更に商酌すべきかを決定すべきことを約定したり。依て李全權は病を力めて右日限内に回答すべきを通牒し、是に於て講和條約案は、日本全權より清國全權に送致せられたり。即ち

第一 清國は朝鮮國の完全無缺なる獨立自主の國たることを確認す、因て右獨立自主を損害すべき、朝鮮國より清國へ對する貢獻典禮等は將來永く之を廢止すべし。

第二 清國は左記の土地の主權並に該地方に在る堡壘、兵器製造所及び官有物を永遠日本國に割與す。

一、左の經界内に在る盛京省南部の地、

第一編 最近に於ける極東全政局の原因…遠因…上 第二章 開戦以後及び戦争終局以後に於ける外交關係

鴨綠江より該口を遡り、三叉子に至り、三叉子より北の方、榆樹底下に亘りて直線を劃し、榆樹底下より正面に向て直線を劃して遼河に達し、右直線と遼河との交會點より、該河流に沿ふて下り、北緯四十一度の線に達し、遼河上北緯四十一度の點より、同緯度に沿ふて東經百二十二度の線に達し、北緯四十一度東經百二十二度の點より、同緯度に従ふて、遼東灣北岸に至る。

二、臺灣全島其附屬諸島嶼。

三、澎湖列島即ち東經百十九度乃至百二十二度、及び北緯二十三度乃至二十四度の間に在る諸島嶼。

第三條 前條に掲載し、附屬地圖に示す所の境界線は、本約批准交換後、直ちに日清兩國より各三名以上の境界共同劃定委員を任命し、實地に就て確定する所あるべきものとす。而して若し本約に掲記する所の境界にして、地形上又は施政上の點に付き完全ならざるに於ては、該境界劃定委員は之を更正するに任ず可し。該境界劃定委員は成るべく速かに其任務に従事し、其任命後一箇年以内に之を終了す可し。但し該境界劃定委員に於て、更正する所ある

に當て、其更正したる所に對し、日清兩國政府に於て可認する迄は、本約に掲記する所の經界線を維持すべし。

第四條 清國は軍費賠償金として、庫平銀三億兩を日本國へ支拂ふべきことを約す、右金額は五回に分ち、第一回には一億兩残り四回は、各五千萬金を支拂ふ可し、而して第一回の拂込は本約批准交換後六箇月以内に於てすべく、残り四回の拂込は各其前回の拂込むべき期日と同時に、若くは其前に於てす可し、又第一回拂込の期日より以後、未だ拂込を了らざる額に對して、毎年百分の五の利子を支拂ふべきものとす。

第五條 日本國へ割與せられたる地方の住民にして、若し割與せられたる地方の外に住居するものは、自由に其所有地を賣却して、退去することを得べし。其爲め本約批准交換の日より、二箇年間に猶豫すべし、但し右年限の満ちたるときは、未だ該地方を去らざる住民を日本國の都合に依り、日本國臣民と視爲すことある可し。

第六條 日清兩國間の一切の條約は交戦の爲め消滅したれば、清國は本約批准

交換の後、速かに全權委員を任命し、日本國全權委員と通商航海條約及び陸路交通貿易に關する約定を締結すべきことを約す。而して現に清國と歐洲各國との間に存在する諸條約章程を以て、該日清兩國間諸條約の基礎と爲す可し。又本約批准交換の日より、該諸條約の實施に至る迄は、清國は日本國政府官吏、商業、航海、陸路交通、貿易工業、船舶及び臣民に對し、總て最惠國待遇を與ふ可し。

清國は右の外左の讓與を爲し、而して該讓與は本約調印の日より六個月の後有效のものとす。

第一、清國に於て各外國に向て開き居る所の各市港の外に、日本國臣民の商業、住居工業及び製造業の爲めに、左の市港を開く可し、但し現に清國の開市場開港場に於て行はるゝ所と同一の條件に於て、同一の特典及び便益を享有すべきものとす。

- 一、北京
- 二、湖北省荊州府沙市

- 三、湖南省長沙府湘潭縣
- 四、四川省重慶府
- 五、廣西省梧州府
- 六、江蘇省蘇州府
- 七、浙江省杭州府

日本國政府は以上列記する所の市港中何れの處にも領事館を置くの權利あるものとす。

第二、旅客及び貨物運送の爲め、日本國汽船の航路を左記の場所にまで擴張す可し。

- 一、楊子江上流の湖北省宜昌より四川省重慶に至る。
- 二、楊子江より洞庭湖に入り、浙江を溯て湘潭に至る。
- 三、西江の下流、廣東より梧州に至る。
- 四、上海より吳松江及運河に入り、蘇州、杭州に至る。

日清兩國に於て新章程を妥定する迄は、前記航路に關し適用し得べき限り

第一編 最近に於ける極東全政局の原因：遠因：上 第二章 開戦以後及び戦争終局以後に於ける外交關係

は、外國船舶清國內地水路航行に關する現行章程を施行すべし。

第三、日本國臣民が清國へ輸入する總ての貨品にして、其輸入者又は貨主の都合に依り、輸入の際又は其後にて該貨品原價百分の二の抵代税を納めたる上は、清國各地方に於て政府官吏公吏一人會社若くは何等施設の名義を以てするか、又は其利益の爲めに課せらるゝ一切の税金賦課金取立金は其性質並に名義の如何に拘はらず總て免除せらるべきものとす。

日本國臣民が清國に於て購買したる清國貨品及び生産物にして、輸出の爲なることを言明したる上は、總て抵代税を納むることなく、前記の場合と同様に一切の税金賦課金取立金を免除せらる可し、而して斯る免除は、右言明を爲せし時より、實際輸出の時迄有效なるものとす。又清國の内地消費に供すべき清國貨品及び生産物を日本國船舶にて清國開港間に運送するに於ては、一たび現行沿海貿易税を納めたる上は、前記の場合と同様、右運送中輸入税は勿論、其他一切の税金を免除せらる可し。但し此規定は輸入阿片の課税に關し、其時現に行はるゝ所の取極に何等の影響を及ぼすことなし。

第四、日本國臣民が清國內地に於て貨品及び生産物を購買し、又は其輸入したる商品を清國內地に運送するには、右購買品又は運送品を倉入する爲め、何等の税金取立金をも納むることなく、又清國官吏の干渉を受くることなく、一時倉庫を借り入るゝ權利を有す可し。

第五、日本國臣民が清國に於て納むる諸税及び手数料は、庫平銀を以てす可し、而して右諸税及び手数料は、日本國本位銀貨を以て、其代表價格に因りて納金することを得べし。

第六、日本國臣民は、清國に於て自由に各種の製造業に従事することを得べく、又新定の輸入税を拂ふのみにして、自由に各種の器械類を清國へ輸入することを得べし。

清國に於ける日本國臣民の製造に係る一切の貨品は、各種の内國運送税、内地税、賦課金取立金に關し、又清國內地に於ける倉入上の便益に關し、日本國臣民が清國へ輸出したる商品と同一の取扱を受け、且つ同一の特典免除を享有すべきものとす。

第七 清國は速かに専門家の説を採用し、退潮の時たりとも少くも二十呎丈の差支なき通路を絶えず維持する様、黃浦河口に在る吳淞淺瀬を取除くことに着手することを約す。

此等の讓與に關し、更に章程を規定することを要する場合には、之を本條に規定する所の通商航海條約中に具載すべきものとす。

第七條 既に清國版圖内に在る日本國軍隊の撤回は、本約批准交換後三箇月内に於てすべし、但し次條に載する所の規定に従ふ可きものとす。

第八條 清國は本約の規定を誠實に施行すべき擔保として、日本國軍隊が左記の各地を一時占領することを承諾す。

盛京省奉天府

山東省威海衛

日本國は本約に規定したる軍費賠償金の第一第二の二回拂込を了りたるるときに於て、其軍隊を奉天府より撤回すべく、又該賠償金の最終回の拂込を了りたるときに於て、其軍隊を威海衛より撤回す可し、然れども通商航海條約の批

准交換を了りたる後にあらざれば、軍隊の撤回を行はざるものと承知すへし、右一時占領に關する諸費用は清國に於て之を支辨す。

第九條 本約批准交換の上は、直ちに其時現に有る所の俘虜を還附す可し、而して清國は日本國より斯く還附せられたる所の俘虜を虐待、若くは處刑せざるべきことを約す。

日本國臣民にして軍事上の間諜、若くは犯罪者と認められたるものは、清國に於て直に解放すべきことを約し、清國は又交戦中日本軍隊と種々の關係を有したる清國臣民に對し、如何なる處刑をも爲さず、又之を爲さしめざることを約す。

第十條 本約批准交換の日より攻戰を息止す可し。

等より成れり。右講和條約案の重要事項を概約すれば、即ち

一、朝鮮の獨立を確認すること(第一條)

二、土地を割讓すること(第二條 第三條)

三、軍費を賠償すること(第四條)

第一編 最近に於ける極東全政局の原因：遠因：上 第二章

開戦以後及び戦争終局以後に於ける外交關係

四、通商上の権利を進むること(第六條第七條)

五、割讓地住民に關すること(第五條)

六、償金支拂の擔保として奉天、威海衛の一時占領のこと(第八條)

七、俘虜交換のこと(第九條)

にして、就中其第一條より第四條に至るを最重要の條項とす。

李全權は此條約案を一閱し、即日意見^Fを附して之を本國政府に電稟し、同五日長文の覺書を以て四大綱に分ち其所見を縷述して日本全權に提出したり。即ち第一朝鮮の獨立に關しては、

清國は已に數月以前に於て朝鮮國の完全無缺獨立自主國たるを認めんと欲する旨を明言したり、因て今回講和條約に之を載入するに論なしと雖、日本國にても同様之を認むるを要す、故に日本國提出の條文は修改すべきものなり。と云ひ、第二割地に關しては、

日本國提出の講和條約案の緒言を見るに、講和條約を締結して以て兩國及び其臣民をして將來紛議の端を除かんとすとあり、就ては第二條も此主意に依るべ

* F

清國全權講和條約案に答ふ四大項の論點(一)朝鮮の獨立問題 (二)割地問題

きものたり、然るに今回割讓を要求せらるゝ土地の如きは、若し強て清國をして之を肯諾せしめらるゝに於ては、雷に事端を除く能はざるのみならず、將來必ず續々紛議を生じ、兩國人民子々孫々彼此相仇視し遂に底止する所なきに至る可し。我輩既に兩國全權大臣たれば、兩國臣民の爲めに深く謀り遠く慮りて永遠和好を維持し、互に相援助すべき條約を締結して以て東洋大局を保持せざる可からざる可からず、日清兩國は比隣の國にして、歴史、文學、工藝、商業一として相同じ所有の地は皆歴代相傳ふると數十年或は數百年にして價を以て論ずべからざる基業なれば、一朝之を割棄するときは、其臣民たるもの恨を飲み冤を含みて日々報復せんと圖るは必然の勢なり、况んや奉天省は我邦肇業の地なれば、其南部各地にして日本國の有となり、海陸軍の根據地となるときは、何時にても直に我京師を衝くことを得べし。故に清國臣民にして此條約文を觀るときは、必ずや日本は我祖宗の地を取り、海陸軍を置き、隙に乗ずるの計畫を爲すものにして、是れ我れと永遠の仇敵たらんと欲するものなりと云ふ可し。且兩國境界

第一編 最近に於ける極東全政局の原因…遠因…上 第二章 開戦以後及び戦争終局 以後に於ける外交關係 一四九

には防禦の爲、必らず多く砲臺を築造し、多數の海陸軍を置くこととなるべく、其費用莫大ならん、加之兩國無頼の後、此等相接の地を以て其逃處と爲し、端を藉り事を生じ爲さざる所なかるべく、隨て無數の交渉事件を醸すに至るべし。日本國は清國と開戦の初め、其公使をして各國に宣言せしめて曰く、我れ清國と干戈を交へ、争ふ所のものは朝鮮の獨立にあるのみ、敢て清國の土地を貪らんとするに非ずと、日本國にして若し果して初心に違はずんば、清國の爲めに右條約案第二條及以下に指摘する所の各條に酌改を加へられ、一に永遠和好を維持し、彼此互に援助するの條約となし、屹然東方亞細亞の爲めに一長城を築き、歐洲各國の狎侮を受けざることをせん。日本國にて若し計茲に出でず、徒らに一時の兵力を恃み、意に任せて要求せらるゝに於ては、清國臣民は勢ひ必らず心膽を嘗め薪に臥し、力めて復讐を謀るべく、東方兩國同室に戈を操り、互に相援助せざれば適々外人の攘奪を來たすことあるのみ。

(三)軍費問題

と云ひ、第三軍費に關しては、

此回の戦争は清國決して先きに手を下せしものに非ず、又開戦の後に至ても清

國決して日本國の土地を侵取せしことなし、故に理論上より言へば、清國より軍費を辨償せしむべきものに非ざるが如し、然れども昨年十月中我政府は戦争息まざるに因り、米國公使より、調停の勞を執らんとせられしを以て、軍費を賠償することを承諾し、電信にて之を聲明せしめたり、就ては若し其金額にして過當ならざれば、本大臣は固より之を承諾して、講和條約中に具載すべきも、日本の宣言する所にては本回の戦争は其意全く朝鮮をして獨立國たらしめんとするに在り、然るときは清國昨年十月廿五日を以て、既に朝鮮の獨立自主を認むべき旨を宣したれば、假令強て清國をして軍費を賠償せしむとするも、右清國にて朝鮮の獨立自主を認む可しと宣言せし迄とすべし、此日を過ぎたる後は、多額を要求すべきものに非ざる可し。加之軍費賠償金の額を定むるにも、果して清國の力能く之に堪ゆるや否やを酌量すべし、若し清國の財力眞に乏きを告げ居るときは一時強いて締約調印せしむるとするも、將來數の如く之を償却すること能はざる可し、然るときは日本國は必らず清國に責むるに違約の罪を以てし、必らず再び兵端を啓くが如きこと之れあらん。今回日本國より要求する軍費賠償金

額は、到底清國現今の財力にて償却し得べき所にあらず、今若し假りに内國租税を増加せんか、國民必らず相率ひて亂を爲すに至る可し、國民は我國府が志を屈して和を乞ふを見て以て深く耻辱と爲し居るが如くなれば、若し更に苛酷の賦歛を行ふときは、貧民焉んぞ能く其堵に安せんや。若し夫れ海關税を増加せんか、條約改正の期未だ至らざるを以て、各國焉んぞ能く是を肯諾せんや、又假りに條約を改正することを爲し得べしとするも、各國一體に之を肯諾したる上に於て始めて實施することを得べければ、其間歳月を要し、到底今日の急に應ずること能はざる可し。又外國債を起すに於ては必らず海關税を以て之が抵當と爲さるべからず、然るに洋曆本年三月一日上海稅務司の報告に據れば、外債を募り軍事費に充てたるを以て、洋曆千八百九十五年には、關平銀三百九十三萬七千四百二十兩を、九十六年には、六百二十八萬千六百二十兩を、九十七年には、五百十四萬二千二百三十八兩を、九十八年には、三百六十四萬四千五百十六兩を、九十九年には、三百五十二萬七千五百四十六兩を、外債償却の爲め海關税中より支拂ふべく、若又二十年内に外債償却の爲め、海關税中より七千八百零萬七千三百零三兩

を支出すべき筈なりと、以上は洋曆本年六月一日調べたる所の海關税を以て償却すべき外債の高にして、本年六月以後、清國にて借入れたる外債は此高の内に在らず。

従前は清國にて外債を募ること甚だ容易にして、利息も低廉なりしが、日清交戦以後は外商之を奇貨とし、清國の信用大に減じ、毎歳七朱或は八朱半の利子を拂はざるを得ず、六朱の利子の分ありと雖、其高僅少にして且額面價格と募集價格と大差あり、有力にして經驗ある銀行家の説に據れば、日清兩國講和の後、若し清國にて外債を募らんとするときは、其額面の金額を得るには、年六朱半乃至七朱の利子に非ざれば能はざるべしと、洋曆千八百九十年より九十六年まで、各海關に領收せし輸入税、低代税及び阿片釐金税を合算すれば、毎年平均關平銀二千二百五十四萬八千五百五十兩となる可し、其内六割は各省總督巡撫に分送して、公費に供せざるを得ず、然るを今若し此額を以て軍費賠償に流用するときは、別に各省の公費の爲め、財源を求めざるを得ず、而して租税を増加することは國民の好まざる所なり、若し外債を起して日本國に賠償せんとするか、年利六朱半として

元利を合はせ二十年を限り償却するときには、關平銀六億九千萬兩を要す可し、かくの如き巨額は清國の能く賠償し得べき所にあらず、加之講和の後、清國にて善後の處分を爲すため、種々の費用を要すべし、例すれば徵募兵の如き、之を解散するときには、總て無職業と爲り、掠奪騷擾を事とすべし、政府は之が取締を爲さざるを得ず、又内國人民は政府が志を屈して和を請ひしを不當とし、憤懣亂を企つることあるべければ、清國政府は其行爲上一層困難を感ずるに至るべく、雷に新規増税の徵收し難きのみならず、却て從來の税源をも失はんとするの虞なきにあらず、故に歐洲の方式に倣ひ陸軍を訓練し、船艦を製造し機械を精選し、重て海軍を整頓して以て始めて能く國家の利權を保持することを得べし、然るに練兵造船の二事たるや莫大の金額を有するに非ざれば着手するに由なし、今一方に軍費を賠償することを要し、又一方に陸海軍を訓練することを要するが如きは、到底清國財力の耐る所に非ず、况んや其内地興利便民の事業を計畫することに於てをや、故に日本國に向て其要求額に大削減を加ふることを請はざるを得ず。抑日本國にて要求する所の賠償金を名けて軍費と云ふ以上は、即ち此間

の戰爭に關する經費を指したるものなるべく、其今日迄に支出せし精細なる高に至ては、未だ公然たる計算を見ざれば外人の得て詳悉すること能はざる所なれども、之を日本國が今回要求する高に比するときは、蓋し其小半だにも及ばざるべし。日本國新聞の記事等に徴しても、其軍事に費やす所の概數を窺ひ得べきに似たり、但し若し誤りあれば幸に訂正せられたし。按ずるに開戦以前には日本國大藏省に現金三千萬圓を貯存せり、其内如何程軍費に支出せられしかは外人の確知すること能はざる所なれども、今姑らく全額を擧て軍費に支出せられしとするも、開戦後又内國債一億五千萬圓を募集して軍費に充てられたり、洋曆本年二月二十日、日本國內閣總理大臣伊藤伯爵が廣島にて和議不調の後、東京へ歸り衆議院に出席して演說せられて曰く、現在の情形を以て察するに未だ何れの時に於て和議の成るを知るべからず、前きに募集する所の軍費は今後戰爭繼續すれば必らず缺を告ぐるに至らん、故に増加軍費案を提出して、議會の協賛を請はざるべからず。と、此演說に據るときは、第一回内國債一億五千萬圓は、當時尙は未だ使用し盡さず、此後戰爭繼續するに非ざれば、急に缺乏を告ぐるこ

なかるべし。且つ日本國諸新聞紙の言ふ所にては、新規に募集せし軍事費は、目下使用の途なく、洋曆本年六七月の際に至て始めて之を要す可し、伊藤總理大臣は議會の閉會に先だち、此案を提出して協賛を求めしも、決して目下の急用あるにあらず云々、又洋曆本年二月二十六日刊行東京英字新聞に第一回内國債一億千五千萬圓の内五千萬圓は未だ全く拂込を了らす云々とあり、此外尙人民の献金あり、若し大藏省剩餘及内國債等を合算するときは、日本國にて清國と交戦せし爲、費やす所は今日迄に一億五千萬圓より多からざるものゝ如し、加之日本國は今回已に勝利を得居れば、其收容せし處の清國軍艦軍器軍需品等を計算すれば此價莫大なるべく、此等は軍費賠償金の内より控除して當然なり、又償金年賦に付き利子を要求せらるゝは一層過重不公にして、之に同意すること能はず、原來の償金已に巨額なるに尙ほ其上利子を加算するときは、清國財力の到底耐へ得べき所にあらず。

(四)通商上の問題

と難し、第四通商上の權利に就ては、該條は専ら通商上の權利を要求せらるゝものにして、事情極めて複雑重要に涉り到底一時に遍ねく考究し得べきものに非ず、故

に以下に述ぶる所の諸點は、目下本大臣の觀察し及ぶ所に依て陳述したる迄にして、追て猶ほ酌改を加ふることを要すれば、貴大臣の此覺書を見て清國が已に承諾するの意ある所と、亦修正を加ふるに非ずんば承諾すること能はざる所とを覺知あらんことを望むとの前提を置き論じて曰く

従前の條約は開戦と共に廢止に歸したれば、講和談判調ひたる上一の新條約を締結すべきは勿論のことにして、清國にても同じく清國と歐洲各國との現行條約を以て、新條約の基礎となすことを願へり、但し該條の首項中に兩締盟國の一方は、互ひに他の一方に於て、最惠國待遇を受く可しとの語を挿入するを要す。第一項第二項に付ては、須臾らく回答を猶豫せられたし。第三項の低代税を減じて百分の二となし、並に一切の税金賦課取立金を免除すべきことの要求に至ては、元來低代税は百分の二五なれば、今五の數を除去するは、百兩に付き五錢を除去することゝなる可し。然るに日本國にては、今回清國に向て巨額の軍費賠償を要求せられ、到底清國目下の財力の堪ゆる所に非ざれば、清國の財源は管に壅塞せしめざるのみならず、爲めに之を開發する方法をこそ計畫せられて然

るべし、何となれば減税を議せんよりは、寧ろ加税を議するに如かざればなり。且目下恰も日本國にては歐米各國と條約を改正し、税率を増加せられんとするに、反て清國をして本來甚だ低廉なる税に比し尙ほ減せしめんとせらるゝは甚だ理に適せざること、謂ふ可し。又外國品の一旦輸入したる上は、之を清國人に賣渡したる後に至り、之れに對する一切の内地諸税を免除することゝすとは、多年在北京各國公使が要求する所にして、而かも其目的を達し得ざる所なり、何となれば其要求たるや、決して至當と謂ふべからざればなり。凡そ各國中最も通商の權利を保存せんとするものは英國に如くはなく、又最も利を謀ることを能くするものは英國商民に如くはなし、而して英國商民等に於て屢々其公使に勸請して以て釐金税を免除することを求めたるも、今に其効を得ざるは不條理なるの故を以てなり。英國公使エルデンが兵を率ひて北京に入るや、都城に盤踞し戦へば勝ち、攻むれば取るといふ勢にて、其氣焰甚だ盛なれば、要盟の下、何事にも求め得ざることなかる可し、然れども氏は外國品に對する釐金税の免除を要求することを承諾せずして曰く、外國品の一旦清國人に渡りたる上は、英國

に於ては之に對する釐金税を免除せしめんとすること能はず、本使は其論據を了解し難ければ、其請に應じて之を提要求することを欲せずと、此語は天津條約改正に關する千八百七十一年英國青書第四百四十三葉に見ゆ、英國商務院は英國と各國間の通商事項を監督する所なるを以て、英國外務省より同院をして此事を調査せしめしに、同院にても外國品の一旦清國人の手に渡りたる後、尙ほ其釐金税を免除せしめんとするは、英國政府にて要求すべき筋にあらず、且通商條約中別に之に關する規定なし、清國內地産物にして釐金徵收所を經過する毎に釐金を徵收せらるゝ上は、外國品に限り免除せらるべき謂はれなし、又假令條約に明文ありとするも、遵行すべきにあらず、况んや其明文なきに於てをやとの意見なり、是は前記青書三百四十七葉に見ゆ。又トーマス、ウエードは、北京に於て英國公使たること日久しく、甚だ堪能にして深く清國貿易上の事項に熟達する人なりしが、常に曰く清國の釐金税なるものは、英國の所得税と相似たるものにして、決して外人の容喙すべきことに非ず、一國の政府なるものは、其の歳出にして歳入に超過することあるときは、便宜徵收するの權あるは無論にして、決して傍

人の非議すべきことに非ず、今若し清國の各省の總督巡撫をして釐金を廢止せしむるときは、經費の出處なきに至るべく、又若し清國商民にして外國人の證明狀を所持するに非ずんば、清國內地に於て自由に貨品を運送することを得ざるべしと云ふに於ては、一層不正當のことたり云々と、是は前記青書第四百四十四葉及四百四十七葉に見ゆ。右數氏の説は、極めて公平にして理に適ふものなれば、貴大臣に於ても之を見られなば必らず全然同意を表せられん、就ては該條に修正を加へて以て、外國品が外國商人の手に在る間、釐金税を免除することとせられたし、さすれば最惠國に與ふる待遇を及ぼすもの故、日本國にても満足せらる可し。第四項に記載の件に至ては、其至當なると否とを問はず、事務取扱の注意上より言ふも、未だ其得策なることを見出す能はず、何となれば外國商民は清國地方官の管理外に在れば、内地に深入して一時住居するとき、開港場を離ること遠きが故に其國の領事の保護行届き難かるべく、隨て清國地方官は一層困難を感ずることあるべし、曾て英國商民よりも此事を出願したることありたれども、トーマスウエードは之れに對し其請求たるや貪求飽くことを知らざるも

のなれば、本使は斷然同意すること能はず、外國商民にして清國地方官の管理に服従せざる以上は、斯る請求を爲すべき筋にあらず、若し外國商民の清國內地に聚集すること多數に上るときは、土地を購買して居留地と爲すに至るべきは自然の勢なれば、必らず又紛議を増すの種となる可しと告述せり云々と、前記青書四百三十五葉及第四百四十九葉に見ゆ。第六項に記載する所の利益は、器械を輸入すること、原料を用ひて之が製造に従事すること、に在り、此事たるや在北京各國公使より久しく提議する所なるも、未だ承諾せざる所なり、外國商民が清國內に於て原料を用ひて之が製造に従事することは、久しく禁止する所にして各國にても、是れ全く清國自主の權内に屬することたるを以て、敢て異議を唱ふる者なし、若し清國にて外國商民に許すに其内地に於て原料を用ひて之が製造に従事することを以てするとき、勢必らず盡く清國臣民の生業を奪ふに至るのみならず、清國商人の設立に係る各製造場に對して極めて妨礙を與ふべければ、政府は充分之を保護せざるを得ず、此事たるや清國年來の例禁にして、且つ其關係各國に波及すれば、一時戰爭の結果に因り遽かに之を變更すること能はず。

又日本國臣民が清國にて製造したる所の物品を清國內地に運搬するに當て内地諸税を免除すべしとの點に至ては、從來の例規に背馳すれば請求に應ずること能はず、今若し清國に於て斯る利益を日本國に許與することあらんには、各國孰れも最惠國條款に依て其利益に均霑することを求むべく、然るときは清國商人の各製造場は忽ち爲めに壓倒せらるゝに至るべし。第八條の末文に但し通商航海條約批准交換に至る迄は、日本國は軍隊を撤回せざるべし云々とあれども、是は當に至當ならざるのみならず、過慮に屬するものと謂はざるを得ず。第六條中に新たに締結すべき條約の實施に至る迄は、清國は日本國政府官吏臣民商業工業航海船舶等に對し、總て最惠國待遇を與ふべしとの語あり、現に此條ありて擔保せらるゝ上は、必らずしも茲に軍隊を撤回せざるべしとの語を記入するを要せざるなり。

と論せり。縣々たる數千言、往々推論に誤謬あるも、能く其言はんとする所を盡したり、唯清國全權が勉めて事實問題に入を避んとするの跡、叙事中に歷々たるを認む可し。今覺書の意味を概括すれば、朝鮮獨立に關しては、要するに日清兩國が朝

四大項の要點

日本兩全權の主張點

鮮に對する權利の平等ならんことを守持せんことを勉め、割地に關しては歴史及大勢の上より之を反駁し、軍費に關しては賠償金の減額を切論し、通商の權利に關しては彼我對等の權を維持し、低代稅減稅の不利を痛論したるに外ならず。

此覺書に接したる日本全權は、之を論破して豁然悔悟せしむべきか、伊藤全權の主張又は論局を事實問題に限り、最初に議定したる順序の如く提案の全體又は各條に諾否を答へしむべきか、陸奧全權の主張の問題を討究し、我に在ては論争的位置に立んよりは寧ろ指命的位置に立んことに決し、翌六日李全權に向ひ一の公文を以て『覺書に於て終始大清帝國々内の事情を陳じ、更に酌量を加ふることを求めらるゝに過ぎず、之を以て帝國政府の提案に對する答案として見ることを能はざるのみならず、亦如何に商酌を加へたしとのことを確然言明せられず、大清帝國々内の事情如何に至ては、今茲に講和を議するに當りて論及すべきの限りにあらず、又戰爭の結果として要求する所のものは、通常の場合に於て或事件を談判すると同日の論に非ざること知らざるべからず、條約案全體若くは各條に付き諾否如何を明答し、而して若し酌改を望む所あれば、一々之を條項の體裁に具して、以て直に提議

あらんことを望む」と駁し事實問題に進入せんことを促がしたり。李全權今は日本の提案に對し、其全體に就き諾否するか、又は各條に逐一に承諾し、若くは修正するかの一に出でざるを得ざるの場合に迫まれり。(こゝに附記すべきは李全權負傷の爲め兩國内議の末李經方を全權大臣に任じ清國政府は四月六日を以て此旨公然日本政府に照會せり)

伊藤全權大臣
李經方全權大臣
と爲る

伊藤全權大臣は新全權大臣李經方を其旅館に招き講和の條件に付ては既に一週日前條約案を具へて提議せしに、清國全權は今尚ほ何等の確答を與へざるは何故なるや、本月五日清國全權大臣の書東は、日本全權は觀て以て提案の答議として見る能はざる所なり。今や休戰期限は僅々十有一日を餘すのみ、徒らに時日を空費して、再び干戈を交るに至るは、相互共に甚だ好まざる所に非ずや、故に明九日を期し、提案に對し諾否の確答を爲す可し」と通りたるに、李經方は「即今我等父子の位置極めて困難なることは幾重にも高察を乞ふ、而も日本全權大臣提案中の過半は之を確答し得べきものなるを以つて現に草して爰に携帯せり、然れども償金及割地の二問題に於ては事頗る重大なれば、公然書面を以て之に回答を爲すに先ち、會見

面議して更に幾多の辯論と説明とを悉くし、彼此酌量せんことを望む」と答へたり、伊藤全權大臣曰く「元來講和談判の順序方法に就ては、先日陸奧全權大臣より約したる如く、清國使臣は我提案の全體を諾否するか、又は毎條逐一に其意見を云ふかの一法に依る可き筈にあらずや、今我提案中特に其一部分を確答し、他の一部分に對し、殊更に面議に譲ると云ふ如き答案は之を接收するを得ず、尤も清國使臣は我提案に對し、如何なる修正を提起するも固より自由たる可し、然れども償金の額に就ては、曾て清國使臣の引用せられし如き新聞上の臆想に基く費額に依て削減せんと云ひ、又割地に就ては奉天臺灣の中其一方を存留せんと云ふ如き修正は到底吾儕の承允する能はざる所なり、償金は極めて少額の輕減を得るとするも、決して多額を減削する能はず、割地は奉天臺灣共に割讓するを要す、是他日の誤解を避くるが爲、豫め茲に言明し置く所なり、尙且つ清國使臣は深く現今兩國の形勢如何を熟慮せんことを望む、即ち日本は戰勝者にして、清國は戰敗者たりと云ふ事はなり、曩きに清國和議を請ふに方り、日本は之を承諾して今日に至りたるものなるに、若し不幸にして今回の談判破裂するの曉に於ては、一令の下に我六七十艘の運送船は

更に増遣の大軍を搭載して、舳艫相啣み直に戦地に繼發す可し、果して然らば北京の安危亦言ふに忍びざるものあり、尙ほ酷言すれば談判破裂して清國全權大臣が一回此を退去する後、再び安然北京城門を出入し得るや否や、亦保證する能はざる程なり、是れ豈に悠々會商の日子を遅延するの秋ならんや、されば清國全權大臣にして、先づ我提案に就き、大體諾否の確答を爲さざる以上は、假令幾回面議するも亦何等の利益なきことを信ず」と斷言したり。李經方は此嚴談に由り、其主願たる償金割地との二件を面議に譲り以て其確答を延引せんと欲したる方便は到底實行し能はざるを察したり、然れども李經方は勿論專對の權なし、故に曰く一應歸て乃父と協議し、其上兎も角答案を具し之を提出す可し、但し其答案にして萬一にも日本全權大臣の意に満たざる廉あるが爲、日本全權大臣の激憤を招き、談判不調となり、九俣の功を一簣に缺くが如き不幸を生ぜざる様、諸事海容の考察を乞はざるを得ず」と云ひ、百方懇請の意を盡して辭し去りたり。李經方の歸りて右伊藤全權大臣の斷言する所を李全權大臣に語るや、同大臣は即時本國政府に電稟し、伊藤全權大臣の言ふ所頗る決然たるものある旨を詳報したり。

是に於て四月九日清國全權は「本月十一日本大臣より大日本帝國全權辦理大臣へ送附せし覺書は貴意をして満足せしむること能はざりし旨來示に接し、本大臣の深く遺憾とし且つ失望する所なり、右覺書は決して清國々内の困難なる事情を開陳せしのみならず、日本國より提出せられたる講和條約案中最も緊要なる條款に付考究を加へ、悉く本大臣の所見を記載せし次第なり、然れども今茲に大日本帝國全權辦理大臣の希望を満たすことを欲し、其便利の爲め別に一の約案を調製し、貴大臣より提出の約案と毎條相對せしむ、其新たに挿加せし所の第十一條は、貴大臣に於て必らず肯諾せらるゝならんと信ず、右對案は目下談判の情形に應じて起草したるものにして、本大臣が全權大臣として有する所の權限を十分盡したるものなれば、尙ほ若し其内に或は貴大臣の意見と悉く符合せざる點あれば、兩國全權大臣にて面議せば、容易に協定の道あるべしと思考す、今や休戦期限も餘日なければ、貴大臣の速かに會議の日を指定せられて、更に須臾らくも延緩せられざることを希望す」との冒頭を置き一の修正案を提出したり。即ち

第一條 清日兩國は互に朝鮮の獨立自主國たることを公認し、且つ互に其中立

國たることを擔保し、朝鮮の自主に妨碍ある内政の干渉、又は其獨立に妨碍ある貢獻典禮を修めしむる如きことは、將來永く之を停止すべきことを約す。

第二條 清國は左記の土地の主權、並に該地方に在る城市官衙兵營及一切の官有物を日本に讓與す。

第一、奉天南部四個の廳州縣の地。

一、安東縣

二、寬甸縣

三、鳳凰廳

四、岫巖州

以上四個の廳州縣區域は總て現在の境界に據る。

第二、澎湖列島北は北緯二十四度より、南は北緯二十三度とし、東は英國天文臺東徑百二十度より、西は東徑百十九度迄とし、英國海圖に依り、前記經緯度線の交路して形くる所の小方形以内たることを特に茲に言明して以て齟齬を防ぐ。

第三條 前條に掲載し附屬地圖に示す所の經界線は、本約批准交換後直ちに清日兩國より各二名以上の共同境界劃定委員を任命し、實地に就て確定する所あるべきものとす、而して若し本約に掲記する所の境界にして、地形上又は施政上の點に付完全ならざるに於ては、該境界劃定委員は之を更正することに任す可し、該境界劃定委員は成るべく速かに其任務に従事し、其任務後一個年以内に之を終了すべし、但し該境界劃定委員に於て、更正する所あるに當て其互正したる所に對し、清日兩國政府に於て可認する迄は本約に掲記する所の經界線を維持すべし。

第四條 清國は軍費賠償金として、庫平銀一億兩を日本國へ支拂ふべきことを承諾す、右金額は五回に分ち、第一回には二千八百萬兩、残り四回は毎回千八百萬兩を支拂ふ可し、而して第一回の拂込は本約批准交換後、六ヶ月以内に於てし、殘四回の拂込は、各其前回拂込の期日より一個年の後に於てし、本約批准後四個年以内には皆済するか、又は右期限前に支拂ふかは、何れとも其便宜に従ふ可し。

第五條 清國より日本國へ割與せられたる地方の住民にして、右割與せられたる地方の外に移任せんと欲するものは、自由に其所有財産を賣却して退去するを得べし、決して之が爲めに損資税金賦課を取立てらるゝことなかる可し。又右の爲め本約批准交換の日より二個年間の猶豫を與ふべきことを約す。而して右年限の満ちたる後、尙ほ未だ移住せざるものは、日本國政府に於て之を日本國臣民と視爲す可し、又清國臣民の右割與せられたる地方より退去して其地方に住居せざるも、依然其財産を其地方内に有するものあるときは、日本國政府は之に對し日本國臣民の財産に對すると同様の取扱及保護を與ふ可し。

第六條 從來兩國間に存立せし條約は總て交戦の爲め消滅したれば、清日兩國は批准交換の後、各全權委員を任命し、通商航海條約及陸路交通貿易に關する約定を協定締結すべきことを約す、而して右新條約は、清國と歐洲各國との間に現存する諸條約章程を以て基礎と爲す可し。又開港場航海税金倉入税金賦課法等は豫て清國が歐洲最惠國に對する待遇と同一たるべし。又本約批

准交換の日より前記新條約の批准に至る迄は、清國は日本政府官吏商業航海國境貿易工業船舶臣民等に對し、總て清國が最惠國に對する待遇を與ふべく、又日本國にても清國政府官吏商業航海國境貿易船舶臣民等に對し、總て日本國が最惠國に對する待遇を與ふ可し。

第七條 日本國は本約第八條に依り、一時占領の軍隊を除き、其現に清國版圖内に駐屯するものは、本約批准交換後一ヶ月以内に悉く撤回す可し。

第八條 清國は本約の規定を誠實に施行すべき擔保として、日本國軍隊が山東省威海衛を一時占領することを承諾す。而して本約規定したる軍費賠償金の第一、第二兩回の拂込を了りたるに於て、日本國は其軍隊の半數を撤回す可く、又賠償金の最終回の拂込を了りたるに於て、直に悉く其軍隊を撤回すべし。

第九條 本約批准交換の上は、兩國互に其時現に有る所の俘虜を悉く還附す可し、而して清國は日本國より斯く還附せられたる所の俘虜を虐待若くは處刑せざるべきことを約す。

第十條 本約調印の日より攻戦を息止す可し。

第十一條 新たに挿加すべきことを提議す、清日兩國は將來更に紛議戦争の起ることを避くるが爲、本約の解釋若くは施行上に開し、互に其所見を異にするか又は第六條に規定する所の通商航海條約、國境貿易條約、談判若くは解釋若くは施行上に關し、兩國政府各其意見を異にするかにて、到底外交上の談判或は公文往復に依て妥結し難きことあるときは、兩國政府より共に一友國に請ひ仲裁人を選びて之が裁斷に任す可し。若又友國のことに付、兩國政府の所見合同せざるときは、米國大統領に依頼し、一名の仲裁人を選びて之が裁斷に任す可し、而して各仲裁人の裁決は、兩國に於て必らず誠實に遵行すべきことを約す。

等より成れり、彼已に修正案を提出したるを以て、兩國全權の會合談判は、同十日に於て開かれ、日本全權大臣は右の修正案を反駁し、同時に再修正案を清國全權に交附したり、其要は

一、緒言に對しては如何なる修正をも加ふることを承諾すること能はず。

修正案の反駁

二、第一條に付ては先きに提出せし所の語句を變改することを得ず。

三、第二條に付ては清國全權提議の修正案を肯納すること能はずと雖、原案を左の通り更改することを承諾すべし。

清國は左記の土地の主權、並に該地方に在る城壘兵器製造所及官有物を永遠日本國に割與す。

一、左の境界内に至る盛京省南部地、

鴨綠江口より、該江を遡り、安平河口に至り、該河口より鳳凰城、海城及營口に亘る折線以南の地、合せて前記の各城市を包含す。

二、臺灣全島及其附屬諸島嶼。

三、澎湖列島即英國グリーンウヰッチ東經百十九度乃至百二十六度、北緯二十三度乃至二十四度の間に至る諸島嶼。

四、第四條に就ては清國全權の提議を肯諾すること能はずと雖、原案を左の通り修正することを承諾すべし。

清國は軍費賠償金として庫平銀二億兩を日本國へ支拂ふべきことを約す。

第一編 最近に於ける極東全政局の原因……上 第二章 開戦以後及び戦争終局以後に於ける外交關係

右金額は都合八回に分ち、初回及次回には毎回五千萬兩を支拂ふ可し、而して初回の拂込は本約批准交換後六個月以内に、次回の拂込は本約批准交換後十二個月以内に於てすべし、残りの金額は六個年賦に分ち、其第一次は本約批准交換後二個年以内に、其第二次は本約批准交換後三個年以内に、其第三次は本約批准交換後四個年以内に、其第四次は本約批准交換後七個年以内に支拂ふ可し、又初回拂込の期日より以後、未だ拂込を了らざる額に對しては、毎年百分の五の利子を支拂ふべきものとす。

但清國は何時たりとも該賠償金の金額或は其幾部分を前以て一時に支拂ふことを得べし。

五、第五條に付ては清國全權修正案を肯納すること能はず。

六、第六條に付ては清國全權の提議を肯納すること能はずと雖、原案を左の通り修正することを承諾す可し。

日清兩國間の一切の條約は交戦の爲め消滅したれば、清國は本約批准交換の後、速かに全權委員を任命し、日本國全權委員と通商航海條約及陸路交通

貿易に關する約定を締結すべきことを約す、而して現に清國と歐洲各國との間に存在する諸約條章程を以て該日清兩國間諸條約の基礎と爲すべし、又本約批准交換の日より該諸條約の實施に至る迄は清國は日本政府官吏、商業航海陸路交通貿易工業船舶及臣民に對し總て最惠國待遇を與ふ可し。清國は右の外左の讓與を爲し、而して該讓與は本約調印の日より六個月の後有効のものとす。

第一、清國に於て現に各外國に向て開き居る所の各市港の外に、日本國臣民の商業住居工業及製造業の爲めに左の市港を開く可し、但し現に清國の開市場開港場に行はるゝ所と同一の條件に於て同一の特典及便益を享有すべきものとす。

一、湖北省荊州府沙市

二、四川省重慶府

三、江蘇省蘇州府

四、浙江省杭州府

第一編 最近に於ける極東全政局の原因…遠因…上 第二章 開戦以後及び戰爭終局以後に於ける外交關係

日本政府は以上列記する所の市港中、何れの處にも其領事館を置くの権利あるものとす。

第二、旅客及貨物運送の爲め、日本國汽船の航路を左記の場所にまで擴張すべし。

一、揚子江上流湖北省宜昌より四川省重慶に至る。

二、上海より吳淞江及運河に入り蘇州杭州に至る。

日清兩國に於て新章程を安定する迄は、左記航路に關し適用し得べき限りは、外國船舶清國內地水路航行に關する現行章程を施行すべし。

第三、日本國臣民が清國內地に於て貨物及生産物を購買し、又は其輸入したる商品を清國內地へ運送するには、各購買品又は運送品を倉入れする爲め、何等の税金取立金をも納むることなく、又清國官吏に干渉を受くることなく、一時倉庫を借入るゝの權利を有す可し。

第四、日本國臣民が清國に於て納むる諸税及手数料は庫平銀を以てす可し、而して右諸税及手数料は日本國本位銀貨を以て其代表價格に因りて納

金することを得べし。

第五、日本國臣民は清國に於て自由に各種の製造業に従事することを得べく、又所定の輸入税を拂ふのみにて、自由に各種の器械類を清國に輸入することを得べし。清國に於ける日本國臣民の製造に係る一切の貨品は、各種の内國運送税、内地税賦課金取立金に關し、又清國內地に於ける倉入上の便益に關し、日本臣民が清國へ輸入したる商品と、同一の取扱を受け、且同一の特典免除を享有すべきものとす。

此等の讓與に關し、更に章程を規定することを要する場合には、之を本條に規定する所の通商航海條約中に具載すべきものとす。

七、第七條に就て清國全權の修正業を肯納すること能はず。

八、第八條に就ては清國全權の修正業に肯納すること能はずと雖、原案を左の通り修正することを承諾す可し。

清國は本約の規定を誠實に施行すべき擔保として、日本國軍隊の一時山東省威海衛を占領することを承諾す、而して本約に規定したる軍費賠償金の

初回、次回の拂込を了り、入通商航海條約の批准交換を了りたるときに當りて、清國政府にて右賠償金の殘額と元利に對し、充分適當なる取極を立て、清國海關稅を以て抵當となすことを承諾するに於ては、日本國は其軍隊を前記の場所より撤回すべし。又之に關し、充分適當なる取極立たざる場合には、該賠償金の最終回の拂込を了りたるときにあらざれば、撤回せざるべし。尤も通商航海條約の批准交換を了りたる後にあらざれば、撤回を行はざるものと承知す可し。

右一時占領に關する諸費用は清國に於て之を支辨すべし。

十、第十條に付ては原案を變改することを得ず。

十一、清國全權より提議せられし、第十一條の新案は之れを肯納すること能はず。

と云ふに在り。

李全權大臣は此再修正案を閲讀し、償金の額尙ほ過大にして到底清國財力の支ふる所にあらざるを唱へ、更に削減せんことを望み、又營口は清國財源の一に係る、今

修正案の辯論

日本は巨額の償金を請求すると同時に其財源を奪ふは、恰も孩兒を養はんとして其乳哺を奪ふに均しきに非ずやと云ひ、奉天省内割地の區域より營口の地を削除せんことを求め、又臺灣は未だ日本軍の侵略を経ざる所なり、日本尙ほ之を割取せんとするは頗る非理なり、故に臺灣は割地すべからずと争へり。之に對し伊藤全權は逐一に反駁し、其の償金の額に就ては我れ已に減じ得べき低度迄之を輕減したるものなれば、此上錙銖も削減す可からず、况んや若し談判破裂して再び交戦するに至れば、其の結果は更に巨額の償金を要求せざるを得ざるに至るべきをや、又奉天省の割地は深く清國の内情を察し、我最初の原案に比すれば既に大に縮削したるものなれば、此上更に退讓すべき所なし、其營口存留の議に付ては同地を以て清國財源の一として孩兒乳哺云々の比喻を設けたるに對し、清國固より孩兒に比すべきにあらずと斥け、其臺灣に就ては割地の要求は必ずしも攻取したる地方に限るべきに非ず、唯戰勝者の便宜如何を顧みるのみ、例へば山東省の如きは我既に一回之を略取したる土地なれども、今回の割地部内に包有せざるにあらずや、且つ清國は先年吉林、黑龍江地方を露國に割與したり、是れ豈に露國攻取の地方ならん

や、果して然らば何ぞ獨り臺灣全島割地の要求に怪まんやと論詰し、尙ほ語を繼て『休戦の期僅々十日に迫り、最早何時までも談判を遅緩すべき秋に非ず、因て三日内に我提案に對し、確然諾否の決答を爲すべし』と切言したり。李全權即ち「事苟も彼我一致せざれば、尙ほ須らく會商して妥當の成局を望まざるを得ず、且つ此の如き重事は固より北京に電稟し、上旨を請ふの後、あらざれば之を決行し能はざるを以て、姑らく時日を限ることなからんことを請ふ」と云ひ、伊藤全權は「然らば北京の回電あり次第直に決答あるべし、但し北京の回電を待つも四日を以て其期附とせざるを得ず」と迫り、是に於て此日の會見は終りたり。此日の會議は此の如くにして終りたれども、日本全權は尙ほ或は清國全權が未だ十分に其決意を領會し得ざるやも計り難しと爲し、翌十一日、一の半公信を以て李全權の處決を促したり。李全權は之を北京政府に電稟し、且つ日本全權の決意が已に其極度に達しありとの意見をも附したり。北京政府は李全權に向ひ「賠償は尙ほ切商すべし、奉天省の要求を刪減する尙甚だ僅少なり、臺灣は其半を以て之に應ずべし、若し事切迫し再商すべきなきに至らば一面は電聞し、一面は定約すべし」と電訓したり。此電訓の未

兩全權相互
半公信の往
復

* K

だ李全權の手に達せざるに方り、同全權は日本全權の半公信に答へ、且つ反對を試みん爲め、又半公信を以て『講和條件に就ては是迄十分に口頭の辯論を許されず、直に最終の提議に接したるが故に、清國政府の所見を開示すべき機會を得ざりし』と云ふを冒頭とし、償金の減額を今一層輕減せんことを望み、割地の區域は幾分か削減せられたるが如しと雖、猶ほ經界は殆んど日本軍が現に占領する全部に亘り、其上日本軍が未だ曾て足跡の及ばざる土地臺灣迄をも割讓せんことを要求せられたるは談判の困難を調和するの意切なりとは了解し難しと詰り、其通商上の條件等に論及し、次回の會見に於て其所見を聞かんとを求め、且つ其日頃には本國政府より最後の決答を爲すべき適當の時機に達すべきを言明したり。(此日李鴻章より本國政府へ發電及本國政府よりの電訓を参照すべし)

日本全權の側より見れば、李全權の提案に對し、徒らに會見辯論を費やすも亦何等の妥局を得可からずと思料せざるを得ざるが故に、伊藤全權は再び半公信を發して之を排斥し、其末段に於て、日本政府の要求條件は最終的の要求にして、最早何時迄も討議を許す可きものにあらすと云へり。李全權も亦素より最終の場合を豫